

なくそう差別 守ろう人権 みんなの21世紀

第4次 新温泉町人権施策推進計画

こころ豊かな人づくり 人権が尊重されるまちづくりをめざして



令和7年3月

新 温 泉 町

目 次

第 1	新温泉町における取組	1
1	計画策定の背景	1
	(1) 人権をめぐる国際社会の取組	1
	(2) 国・県の取組	2
	(3) 合併前の旧町の取組	3
	(4) 新温泉町の取組	4
2	新温泉町人権啓発方針推進について	6
第 2	現状と課題～新温泉町民の人権に関する意識調査～	9
1	調査結果	9
2	調査結果総括	10
3	第3次新温泉町人権施策推進計画総括について	16
第 3	人権施策推進計画の意義	18
1	計画の目的	18
2	計画の位置付けと施策の推進	18
3	計画の期間	18
第 4	重要課題に対する現状と具体的な施策（実施計画）	19
1	人権教育及び人権啓発に関する重要課題	19
2	基本的事項の具体的な施策	21
	共通課題	21
3	各人権課題別の具体的な施策	25
	(1) 同和問題	25
	(2) 女性の人権	27
	(3) 子どもの人権	30
	(4) 高齢者の人権	33
	(5) 障がいのある人の人権	36
	(6) 外国人の人権	39
	(7) HIV感染者に対する偏見や差別	40
	(8) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別	41
	(9) インターネットによる人権侵害	42
	(10) L G B T Q(性的少数者)に対する偏見や差別	44
第 5	その他の人権課題	47
	(1) アイヌの人々に対する偏見や差別	47
	(2) 刑を終えて出所した人やその家族の人権	47
	(3) 犯罪被害者やその家族の人権	47
	(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	47
	(5) ホームレスに対する偏見や差別	48
	(6) 人身取引(性的サービスや労働の強要等)をなくそう	48
	(7) 震災等の災害に起因する人権問題	48

【参考資料】	・ 新温泉町民の人権に関する意識調査結果	50
	・ 新温泉町人権啓発推進条例	84
	・ 新温泉町人権施策行政推進会議設置要綱	85
	・ 新温泉町人権教育・人権啓発推進体制	86
	・ 人権関係年表《主な関係法令等》	87
	・ 同和対策関係年表	92
	・ 人権に関する事務事業	95
	・ 人権施策推進計画における施策の実施状況(R2～R5)	97
	・ 世界人権宣言	101
	・ 日本国憲法（抄）	106
	・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等	108
	・ 障害者差別解消法	109
	・ ヘイトスピーチ解消法	118
	・ 部落差別解消推進法	119
	・ 兵庫県パートナーシップ制度	121

第1 新温泉町における取組

1 計画策定の背景

(1) 人権をめぐる国内外の動き・国際社会の取組

第2次世界大戦後、国連を中心として様々な人権関係の条約や宣言が決議・採択され、今日では、人権の尊重が世界共通の理念となっています。

昭和23年(1948年)に国連において、人権尊重に関するすべての国と人民の共通基準として世界人権宣言が採択されたのをはじめ、国際人権規約(昭和41年・1966年)難民条約(昭和26年・1951年)、人種差別撤廃条約(昭和40年・1965年)、女子差別撤廃条約(昭和54年・1979年)、児童の権利に関する条約(平成元年・1989年)等国連が中心になっているものだけでも26の人権関係の条約が採択されています。さらに、平成5年(1993年)には、世界人権宣言45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催され、人権の普遍性等が確認されました。翌平成6年(1994年)の国連総会においては、人権教育を通じて人権文化を世界中に築くことを目的として、平成7年(1995年)～平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、さらに、平成18年(2006年)には障害者権利条約が採択され、各国で行動計画を策定し実行していくことを決議しました。

この「人権教育のための国連10年」の成果を踏まえ人権教育を引き続き推進・強化するため、平成16年(2004年)から「人権教育のための世界計画」を開始しました。

その第一段階では初等・中等教育における人権教育の推進に焦点があてられましたが、平成22年(2010年)から始まった第二段階では、さらに高等教育における人権教育や教員・公務員・法執行官等の特定職業従事者に対する人権研修の推進がうたわれています。

しかしながら、このような国際的な取組を経た現在においても世界の各地では、人種や民族、宗教などの対立による地域紛争、また政治的対立や経済的利害によって、戦争や迫害、差別などが生じ、人権が侵害され、生命の危険までさらされているという現状があります。

また、平成28年(2016年)には、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」の3つの法律(人権三法)が施行され、地方公共団体が差別解消を推進していくことが責務とされています。

21世紀は、「人権の世紀」とも言われています。そこには、戦争や環境破壊・汚染を繰り返した20世紀の負の経験を踏まえながら、これまでの人権をめぐる様々な取組をさらに発展させ、21世紀をすべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められています。すべての国と国民が人間の尊厳を第一に考え、人権の尊重があらゆる行動の基準となることが期待されています。

（２） 国・県の取組

○国の取組

世界的に人権尊重の気運が高まりをみせる中で、わが国においても、戦後、人権関係の多くの国際条例の批准や宣言の決議に加わるとともに、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

わが国にとって重要な人権問題である同和問題については、昭和40年（1965年）「同和対策審議会答申」を受け、昭和44年（1969年）「同和対策事業特別措置法」が制定され、部落の環境改善や教育条件の向上、就職の機会均等など、同和対策を特別施策として進める根拠となりました。

人権教育、人権啓発については、平成7年（1995年）に、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、関係施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置されるとともに、平成9年7月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。この行動計画では、わが国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、国の各省庁の連携・協力のもと、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うとともに女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、インターネットによる人権侵害、LGBTQ（性的少数者）、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、人身取引、震災等の災害等の重要な人権課題に対する積極的な取組を行うこととしており、地方公共団体、民間団体等様々な分野で本行動計画の趣旨に沿った人権教育への自主的な取組が期待されています。

また、平成8年には、人権擁護施策の推進を目的とする人権擁護施策推進法が制定され、翌年、同法に基づき人権教育・啓発及び人権救済に関する施策について審査する人権擁護推進審議会が設置されたのに続いて、平成12年12月には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律に基づき、犯罪被害者やインターネットによる人権侵害についても、主要な人権課題とする「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14年3月に策定され、この基本計画に沿った取組が着実に推進されています。また、兵庫県においては、兵庫2001年計画における「共生ネットワーク社会づくり」の基本理念のもと、こころ豊かな兵庫づくりを県政の目標に掲げられ、県民の生涯学習の充実や青少年の健全育成、福祉施策や過程施策の推進、コミュニティづくりなど、「こころ豊かな人づくり」、「すこやか社会づくり」を目指す様々な取組を展開し、人権尊重される社会づくりが進められているところです。

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、インターネットによる人権侵害、LGBTQ（性的少数者）、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、人身取引、震災等の災害の人権問題については、計画等に基づきそれぞれの課題に対応した施策の推進に努めるとともに、女性センターや子どもセンター、のじぎく会館等の県の機関や国際交流協会、社会福祉協議会等の関係団体などと連携を図りつつ、啓発をはじめ研修、相談、研究事業などに取組んできました。また、学校教育等においても、同和教育を中心とする人権意識の高揚を目指す教育の充実に努めてきました。

しかしながら、今日においても、部落差別はなお根強く存在しており、引き続き教育・啓発が必要です。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントや雇用における男女格差の問題、児童虐待の問題、同和問題や外国人に対する人権問題など、様々な人権問題が存在するとともに、国際化や情報化、少子・高齢化などの社会の変化等に伴い人権問題も複雑・多様化しています。このように共生社会の実現へ向けたさまざまな取組が行われている中で、私たち一人ひとりが人間の尊厳や正義について真剣に考えるべきであると言えます。

○兵庫県の取組

兵庫県は、平成30（2018）年10月に「兵庫2030年の展望」を策定しました。この基本方針は、「未来の活力の創出（～人口が減っても活力が持続する兵庫～）」、「暮らしの質の追求（～豊かな生活ができる兵庫～）」、「ダイナミックな交流・還流の拡大（～活躍の舞台が広がる兵庫～）」を掲げ、兵庫の未来と進むべき方向を県民とともに考え、これからの兵庫づくりに向けた新たなステージが展望されています。

今後は、人権の尊重をめぐる国内外の動向や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、新たな兵庫の羅針盤となる「21世紀兵庫長期ビジョンー美しい兵庫21ー」全県ビジョンで示されている基本課題やめざすべき社会像等も見据えつつ、人権が尊重される社会づくりをめざしたこれまで以上の積極的な取組が必要になってきます。

（3） 合併前の旧町の取組

合併前の旧温泉町、旧浜坂町においては、同和教育（人権教育）は、昭和30～40年代に学校教育の中で始められ、同和对策特別措置法の施行を契機として、それぞれの町内諸団体で構成する町同和教育協議会が昭和48年に結成され、町行政と連携して、啓発、講演会、講座、学習会の取組が進められました。

旧温泉町においては、昭和49年（1974年）より住民学習会の徹底が図られ、主に人権啓発映像を利用した学習会を行い、昭和58年（1983年）より「人権作文集きずな」を発行してきました。平成元年（1989年）には人権ポスター、標語の募集を始め、平成4年（1992年）より町広報紙に人権コーナーを設け「こころの声」を連載し、町民にとって人権が身近なものとなるような取組を行いました。

平成9年（1997年）より8月の一週間を「いのちの重さを考える週間」と名付け、平和人権・生命尊重に関わる催しを集中的に開催し、啓発ステッカー、啓発グッズの全戸配布、各種展示、人権映画会、人権講演会などを積極的に実施しました。

平成10年（1998年）にはそれまでのまとめとして、「人権講座五年の歩み」冊子を作成し、さらに平成11年（1999年）には子ども会親子巡回映画会（3本立て）のうち1本に人権啓発映画を取入れ、親子で人権問題を考える機会を設けました。また、同年には、温泉町同和教育協議会の名称を温泉町人権・同和教育協議会（温同教）と変更し、その目的を「部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消し、豊かな人権文化を構築するための研究及び実践をすること」としました、以降、人権教育指導者研修会を開催し、各地区単位で人権問題を考える取組を進めてきました。

旧浜坂町においては、昭和49年（1974年）に町長が「浜坂町同和行政後期計画」の策定について、浜坂町同和促進協議会（浜坂町同促協）に諮問し、昭和50年（1975年）に答

申され、この答申を受けて、浜坂町同和行政の基本方針を策定し、同和行政施策に取り組ましました。

昭和51年（1976年）から浜坂町同和教育協議会（町同協）を組織、指導者体制、内部研修を強化するとともに、同年に浜坂町同和教育推進指導員制度を発足し、昭和53年（1978年）に学習と交流の拠点として文化会館を開設しました。浜坂町同協は、その後も昭和56年（1981年）に二次答申、昭和61年（1986年）に三次答申、平成4年（1992年）に四次答申を行いました。

昭和52年（1977年）に、浜坂町差別をなくそう町民会議、浜坂町同和教育町民会議が発足し、浜坂町人権宣言を採択するとともに、毎月11日を人権の日と決めました。また、各種団体等で構成し町長を実行委員長とする実行委員会により町行政、町同協と連携しながら「浜坂町差別をなくそう町民運動」に取り組んできました。

昭和58年（1983年）、昭和62年（1987年）に町同協が同和問題に関する意識調査を実施し、その後行政が主体となって、平成7年（1995年）に同和問題に関する意識調査、平成15年（2003年）に浜坂町民の人権に関する意識調査を実施しました。

平成10年（1998年）人権教育・啓発施策の推進を町行政の責務として、基本的人権の尊重と差別の解消を町民の責務とした「浜坂町人権啓発推進条例」を制定、施行しました。この条例の制定にあたって、町民が組織する同和問題の解消をはじめあらゆる差別をなくす条例制定実行委員会を設置し、浜坂町人権啓発方針、浜坂町人権施策推進計画を策定し取り組んできました。

（４） 新温泉町の取組

新町においても人権に関する取組の推進は重要な柱の一つであるため、平成17年10月（2005年）町合併に際し、「新温泉町人権啓発推進条例」を制定・施行し、同条例の目的を達成するために人権啓発推進委員会を設置して、同委員会に新温泉町人権啓発方針について諮問し、平成18年10月に答申され11月に決定しました。

また、新温泉町人権啓発方針により人権施策推進体制として各課長等で構成する人権施策行政推進会議を設置し、人権施策の実施状況を把握しながら施策の総合的な推進を図るため「新温泉町人権施策推進計画」を策定し取り組んでいます。

平成18年から引き続き、各種17団体で構成する推進実行委員会により、毎年8月に差別をなくそう推進強調月間として「なくそう差別 守ろう人権 みんなの21世紀」を町民運動のスローガンに「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」を展開しています。しかし、同和問題は解決の方向に進んでいるものの、心理的、因習的な差別意識はなくなっておらず、その解決は残念ながら、依然として重要な課題といわざるをえません。

人権についての国際社会の取組や国内の法整備が進み、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者、インターネットによる人権侵害、ＬＧＢＴＱ（性的少数者）、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、人身取引、震災等の災害など個別の人権問題についての取組が広がりました。

平成24年度には、男女共同参画を推進するための計画「第2次新温泉町男女共同参画社会プラン」（配偶者・パートナーからの暴力対策基本計画）、さらに令和4年度には「第3次

新温泉町男女共同参画社会プラン」の策定を行い、(誰もがともに生き生きと暮らせる社会をめざして)を目標として掲げ、人権啓発の推進かつ、各企業・事業所・関係機関等に配布、町ホームページに掲載し啓発活動を推進してきました。

また、平成21年(2009年)には、合併以前に旧町で実施していた「人権に関する意識調査」を実施、その後は5年に一度の実施計画を定め、平成26年度(2014年)に第2回目を実施、令和元年度(2019年)に第3回目を実施しました。

さらに令和5年度(2023年)には第4回目となる「人権に関する新温泉町民の意識調査」を実施しました。

今回の調査では、過去の質問項目を大きく見直し、新温泉町民の実態について調査しました。調査結果については、令和6年6月に町内に全戸配布、町HPに掲載しました。このたびの調査結果を踏まえて今後さらなる検討を行い、さまざまな人権課題の解決に向けて、人権推進室を中心に関係機関・団体・企業等と連携・協働した幅広い人権教育・人権啓発を展開していきます。

2 新温泉町人権啓発方針推進について

平成18年6月、新温泉町人権啓発推進条例に基づき、人権啓発推進委員会を設置し、町長が新温泉町の人権啓発方針について諮問を行い、委員会から平成18年10月に答申がなされ、6項目の基本姿勢と具体的な取組が決定しました。

本町では、新温泉町人権啓発方針に基づく人権施策を推進するため、副町長を委員長とし、教育長を副委員長、各課長で構成する人権施策行政推進会議を設置し、関係各課間の横断的連携をもとに、町行政の各施策を人権尊重の視点から総合的に推進しています。

新温泉町人権啓発方針

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による差別をも受けることなく、権利と自由とを享有することができる。

同和問題をはじめ障がい（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい）者、高齢者、女性、子ども、外国人、アイヌの人々、エイズウイルス（HIV）感染者・ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、矯正施設被収容者、性的指向による偏見・差別、ホームレス、性同一性障がい者等、あらゆる差別・人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由、尊厳と権利、平等にかかわる問題である。

これらの差別・人権問題を解消するため、新温泉町人権啓発推進条例の目的を踏まえ、行政は基より、町民自らも人権意識の高揚と差別・人権問題の解消に努め、お互いの人権が尊重され、差別のない誇りが持てる町、地域社会づくりに積極的に取組まなければならない。

本町は、次の基本姿勢に基づき人権教育及び人権啓発を推進する。

基本姿勢

- 1 内閣同和对策審議会答申及び人権擁護推進審議会答申の理念並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「新温泉町人権啓発推進条例」に基づき、人権意識の高揚を図る。
- 2 同和問題をはじめとするあらゆる差別・人権問題の解消を図るため、学校及び地域社会における人権教育及び人権啓発を推進する。
- 3 人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図る。
- 4 人権施策推進の行政機関として人権施策行政推進会議を設置し、人権施策を推進する。
- 5 人権教育啓発指導者の育成・確保に努める。
- 6 差別・人権問題に総合的に取組むため、担当部署の体制を強化するとともに、住民学習及び住民交流の拠点として文化会館の運営等の整備充実に努める。

【具体的な取組】

1 教育・啓発に関すること

(1) 啓発について

- ①人権意識の高揚を図り、人権尊重の世論を高めるため、手法・内容を研究しながら欠かすことなく継続して効果ある啓発活動を実施する。
- ②文化会館においては、近隣及び周辺地域を中心とした人権学習を実施し、同和問題の現状を見つめ、今日的な人権問題を学習課題としながら、人権学習を通じて人権意識の高揚及び住民交流を促進するとともに、近隣及び周辺地域を中心に交流事業を幅広く実施し、住民交流を促進する。
- ③人権教育及び人権啓発の推進について、最も重要なことは指導者の確保である。各分野から人材を確保し、指導者研修を充実していくとともに、人権教育及び人権啓発の手法・教材等の開発に取組み、住民学習に対応できる指導体制の確立に努める。

(2) 学校教育について

- ①学校教育では、新温泉町人権啓発方針及び兵庫県教育委員会の「指導の重点」に基づき、同和問題をはじめとする人権教育を推進する。
- ②小・中学校及び町内認定こども園において、差別・人権問題の現状を踏まえ、人権にかかわる教育課題を的確に把握し、人権教育を充実するため、教職員の資質の向上をめざし、研修を深める。
- ③学校・町内認定こども園間の連携を強化し情報の交換を行い、一人ひとりを大切にする人権教育・学習を積極的に実践する。

(3) 生涯教育について

- ①同和問題を人権問題の重要な柱として位置付けながら、身近な差別・人権問題を解消するため、すべての町民を対象とした人権学習を推進する。
- ②人権学習を推進するため、町民が連帯して積極的に参加する校区别・地区別における学習体制を確立し、人権意識の向上と人権感覚の醸成に努める。
- ③公民館は、生涯学習の中心に人権学習を位置付けるとともに校区别・地区別住民学習の推進に努める。
- ④新温泉町人権教育協議会は、同和問題をはじめ障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人、アイヌの人々、エイズウイルス（HIV）感染者・ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、矯正施設被収容者、性的指向による偏見・差別、ホームレス、性同一性障がい者などのさまざまな人権課題の解決や豊かな人権文化を構築するための教育及び啓発の推進を目的とする唯一の団体であり、積極的に支援する。

2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の対応と人権侵害の救済について

- ①人権尊重の理念に関する教育及び啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」等に基づき、推進していく。また、企業やその他の一般社会及び特定事業に従事する者（教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、労働行政関係職員、消防職員、公務員等）に対し、あらゆる場を通じて人権教育及び人権啓発を推進する。
- ②人権侵害に対する取組については、国の人権擁護推進審議会答申に基づき、町としての対応を検討していく。
- ・当面の対応として人権擁護委員制度を活用する。
 - ・町行政においても人権相談窓口を設置し、人権擁護委員との連携を図る。

3 人権教育事業に関すること

- ①地域に学ぶ体験学習支援事業「ささゆり・ひまわり」における人権教育は、差別を見抜き、しない、許さない、負けない学習を行い、事業内容等については人権教育事業運営委員会で定める。
- ②同和問題の現状を踏まえ、人権にかかわる教育課題を的確に把握し、近隣及び周辺地域住民との交流を進め、同和問題の解消と人権尊重を目指す学習の中で自立性・社会性の伸長を図る。

第2 現状と課題 ～新温泉町民の人権に関する意識調査～(令和5年11月実施)

新温泉町民の人権に関する意識調査を始めてから今回で4回目になります。この間、少子・高齢化や国際化、情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化に伴い、人権課題もますます多岐にわたり、複雑化しています。子どもや高齢者の虐待、いじめ、体罰、職場におけるハラスメントや、インターネットを悪用した差別事件、またLGBTQ(性的少数者)に対する偏見や差別などの人権侵害にもしっかりと対応していかなければなりません。

家族や地域、職場等での人と人のつながりや支えあいが希薄になっているのも大きな問題となっています。

今回の調査結果をもとに、今後の効果的な人権施策について検討を行い、さまざまな人権課題の解決に向けて、関係機関・団体等とも連携・協働した幅広い取組を展開していきます。

1 調査結果

■調査結果の概要

- ・調査対象者：令和5年10月1日現在で満16歳以上の新温泉町民の1割相当の人
- ・標本数：1,166人
- ・調査方法：住民基本台帳より年代別に、無作為抽出
- ・調査方法：郵送法
- ・調査期間：令和5年11月13日から令和5年11月30日にかけて

■調査票回収

- ・回収数：408人
- ・回収率：35.0%

■調査結果の詳細

- ・50ページから83ページに記載

2 調査結果総括

人権は、不当な差別を受けている人たちだけにかかわるのではなく、私たち、すべての人間にかかわっています。

「人権」とは、「人間が人間らしく生きていくために、生まれたときから備わっている権利」(国の人権教育・啓発に関する基本計画より抜粋)であり、町には、町民一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支える義務があります。

町民一人ひとりが、あらゆる場と機会において、すべての人にとって普遍的な権利である人権について学習するとともに、町は町民の人権問題の解決に取組み、すべての人が互いに尊重しあうことに価値を見出し、人権文化の息づく社会の実現に向けて推進することが大切です。

今回、第4回目の意識調査を実施しました。調査結果において、特に障がいのある人に対する人権侵害について、働く場所の確保や雇用対策、町づくりや住宅づくりに欠かせない設備(グループホームの建設など)の環境整備についての関心が町民の多くからありました。

兵庫県における令和5年度人権に関する県民意識調査においては、特にインターネット人権侵害の問題が最も高く、障がいのある人に関する問題、女性に関する問題、子どもに関する問題など近年は同和問題への関心が高かったものが他の人権課題へと変容してきたことがうかがえます。

この結果を踏まえ、人権意識を高めるため今後の人権教育の内容、方法等については、町民がより参加しやすく、理解しやすくするとともに、個々の人権意識が高まることが期待されるような人権教育や啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。

○人権に対する意識について

人権や差別問題に対する関心は、「非常に関心がある」「関心がある」をあわせて5割強となっていることから、人権啓発や人権教育を通して、町民の皆様にも人権に対する意識が浸透してきたと伺えます。しかしながら「あまり関心がない」「全く関心がない」をあわせて4割程度あるということは、人権施策推進条例制定の町として、さらなる町民への働きかけや啓発が一層必要です。

また、最も関心の高い人権問題は「障がいのある人に対する差別」が5割以上と最も高く、インターネットによる人権侵害並びに男女に関する差別も3割以上となっていることから、近年では同和問題に限らず人権問題が多様化している傾向が見られます。

新温泉町は人権が尊重されている町については「尊重されている」「ほぼ尊重されている」が7割強であるが、残りの2割が「あまり尊重されていない」「尊重されていない」でした。尊重されていないと感じる背景としては、特に障がいのある人の尊重や福祉の問題について、配慮不足といった理由が見受けられました。誰もが、人権と差別について理解を深めるとともに、多様な価値観を受け入れ、相手の立場を理解できる柔軟な感性を磨くとともに、人権尊重することが当然のこととして、行動できる実践力を身につけることが重要です。

○障がいのある人に関する問題について

障がいのある人に関する問題については、「働く場所の確保など雇用対策が十分でない」では前回の調査では44.0%だったものが今回は32.8%まで減少しました。一方で「道路の段差解消、エレベーターの設置に関する障がいのある人が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない」が28.2%占めていることや、最近ではグループホーム設立に関する課題が浮上している関係か、「障がいのある人だけで暮らせる住宅もしくは入所できる施設(ケアホーム・グループホームなど)が整っていない」が27.5%など全体の3割が特に問題であると思われることが現状であります。全体的に雇用対策、バリアフリー化、暮らしやすくするための設備や施設、障がいのある人に対する理解などが多くの人の関心事であることがうかがえます。

そういった現状からも課題の解決が急務です。各関係機関との連携により、障がいのある人の職業生活に関わる施設整備や社会環境を総合的に整備していくことが必要です。

また、障がいのある人との交流や学習会を通して、障がいのある人の社会参加を促すとともに町民一人ひとりの理解と認識を広め、偏見や差別意識の解消を図ることが重要です。

また、ボランティア活動を活発にするため、情報の提供や人材の育成などの支援をしていく必要があります。

○高齢者に関する問題について

高齢者に関する問題については、障がいのある人に関する問題と同様、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくり」についての問題が29.7%を占めていました。本町における高齢化率は令和2年度の国勢調査によると41.06%であり、今後も総人口に対する高齢者の割合は増加傾向が見込まれます。

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子高齢化を背景として、人口の4人に1人が65歳以上となっています。今なお高齢者の人権問題の中で身体的・心理的な虐待が大きな社会問題となっています。だからこそ高齢者が長年住みなれた地域で、できるだけ自立した生活を送ることができるように、本人の意思や希望を尊重し、さまざまな人と支えあいの関係を築いていくことが必要です。

そのため、環境整備や配慮の観点から、町民一人ひとりが地域づくりに参画する力を伸ばすことによって、地域の福祉力を高める取組が必要と考えられます。また、高齢者やその家族のあらゆる相談窓口として地域包括支援センターの積極的な活用が重要となっています。

○子どもに関する問題について

子どもの人権問題では、「ビデオ・インターネット・携帯電話など、子どもを取り巻く性、暴力、出会い系サイト、犯罪、自殺などに関する情報がはんらんしている」が4割、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が3割を占めています。この見て見ぬふりというのが、友人同士それとも家庭、学校内と状況の判断が難しいことが予測されています。

またメディアにもよく取り上げられているように、いじめや虐待などで子どもが被害者となる事案が発生している傾向が増加しています。最近のいじめはSNSなどの学校や保護者の目が届きにくい環境で発生している傾向があり、些細なことから深刻な課題へと変容して

いるなどの事案が後を絶ちません。

子育てしやすい生活環境の整備、子どもを取り巻く安全の確保や支援制度の充実等、子どもを人権の主体者として、健やかな子どもの成長を第一に考えた施策を展開していくことが重要です。また、学校・園における人権教育を深化させていくことが必要不可欠であり、子どもたちが将来にわたり「人権のまちづくり」を進めていけるように、これからも家庭、学校、地域、各関係機関と連携を密にしていくことが重要です。

○女性に関する問題について

女性に関する問題については、「男女の固定的な役割分担意識(男は仕事、女は家庭など)」、「育児、家事、高齢者介護などが女性の社会進出を困難にしている」、「職場における待遇の違い(仕事内容や、昇給・昇進の男女差など)」の順で高い傾向があり、どれも3割近い数値であります。また男性を優位に、女性を劣位に位置づけ、男女平等を否定し、経済的、政治的、社会的、文化的な女性差別を許容する「男尊女卑」についての意識も2割以上を占めています。

いまだ「男は仕事、女は家事・育児」といった伝統的な性別役割分担意識や「男が主、女は従」と言った男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、この価値観を払拭し、男女共同参画という価値観を積極的に啓発していく必要があります。

○在日外国人に関する問題について

在日外国人に関する問題については、前回の調査では「就労の面で差別がある」が45.4%、「心理的な面(意識)で差別がある」は38.9%であったが、今回の調査では「特にない・わからない」が58.6%と大半を占める結果となっています。急速な外国人の増加により、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる不就学や日本語学習の困難などの人権問題が発生しています。

背景には、人種や民族性、言語、宗教、習慣等への理解不足があります。外国人に対しては、偏見や差別意識が根底にあるため、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重することで、偏見、差別意識をなくす意識改革を行っていく必要があります。

○LGBT(性的少数者)について

今回の調査ではLGBTの調査を新たに設け、「LGBTのことについて知っているか」、「あなたの身近なところにLGBTの人はおられますか」、「あなたの身近なところにLGBTの人がいた場合、あなたはどうしますか」の3項目の調査を行いました。

まず「LGBTのことについて知っていますか」については、「よく知っている」「だいたい知っている」が合わせて7割となっており、一方で「わからない」が3割となっています。3割の方について理解されていないことからさらなる理解や啓発を進めていく必要があります。

「あなたの身近なところにLGBTの人はおられますか」については、「いる」が6.4%、「わからない」は87.5%となっており、町民の15人に1人が自分の身近なところにいるとの回答があります。普段の日常生活の中ではあまり気づくことができないが、実際には身近なところにおられるといったことがうかがえます。

「あなたは身近なところに LGBT の人がいた場合、あなたはどうしますか」については、「特に気にしない」が83.6%と市民の10人に8人の割合でした。

差別や偏見をなくし、暮らしやすい多様性社会の実現をめざして啓発を行っていく必要があります。

○HIV（エイズ・ウイルス）感染者に関する問題について

エイズ患者・HIV 感染者に関する問題については、「特に気にしない」が7割、「その人との付き合いは、距離を置く」は2割程度となっています。

日常生活、職場、医療現場などのさまざまな場面で、あやまった風評で、患者や感染者が差別を受ける事態が発生しています。社会全体が感染に関する正しい知識を深めエイズ患者・HIV感染者の人権を奪うことがないように人権教育及び人権啓発が必要です。

○インターネットによる人権侵害の問題について

インターネットによる人権侵害の問題については、前回の調査では「他人へのひどい悪口、誹謗中傷や差別的な表現などを掲載すること」が64.7%であったが、今回の調査では「わからない」の回答が66.9%となっています。近年の情報化により、インターネットなどのソーシャルメディアは便利になると同時に人権問題も多様化・複雑化する傾向があります。

情報化の進展が社会にもたらす影響を考え、人権尊重の視点から情報の収集や発信におけるモラルについて正しい理解が得られるように、家庭や地域、学校などさまざまな場において情報化社会の人権に関する学習や啓発を推進することが重要です。特に最近では誹謗中傷だけでなく、違法ダウンロードなど子どもが知らない間に加害者や被害者となる傾向が多発する傾向がある中で、ルールやマナーに関する正しい理解を深めていく必要性があります。

○子ども、高齢者、障がいのある人への虐待・DVが、起きている場合の対応について

虐待・DV が起きている場合の対応については、「公的機関に相談する」が50.7%、「関係救済機関へ通報する」が28.7%となっています。特に町役場や法務局、こども園・学校、ふれあいセンター、友人に相談するといったことが対応の大きな部分となっています。

児童虐待、高齢者虐待等の早期発見には、住民の協力が不可欠であることから、住民や関係機関を対象に虐待防止への理解を深める啓発が必要です。

また、女性に対するDV等は人権侵害の最たるものであり、関係機関と連携を図りながら、被害者の相談及び支援体制の確立が必要です。

○同和問題（部落差別）について

今回の調査では同和問題（部落差別）に関する調査について、「同和問題（部落差別）についてどう思いますか」「同和問題を解決するにあたっての考え」の2項目の調査を行いました。

「同和問題（部落差別）についてどう思いますか」については、「人権尊重の社会では許されないことであり、早急に解消しなければならない」が59.3%、一方で「年月が経過すれば自然になくなる」が24.5%となっています。同和問題については日頃から人権意識の中で特に関心のある項目となっていますが、さらなる啓発が必要になっています。

「同和問題を解決するにあたっての考え」については、「基本的人権に関わる問題だから、自分も町民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」が43.9%である一方、「あまり考えていない」が30.4%となっています。

今後も、あらゆる人権侵害の解消に向けて、啓発活動の指導者の育成、地域における啓発者の育成を図ることが必要となっています。

○結婚に関する問題について

「結婚相手を決めるとき、家柄を気にしますか」については、「気にしない」が73.5%、「気にする」が22.1%となっています。この家柄と関連して、「結婚相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか」については、「本人の意思を尊重する」が63.7%、「特に気にしない」が24.8%となっています。ここでは結婚相手が同和地区の人であると分かった場合、「気にはなる」といったことについて周囲の視線、ただ何となくなのかについて要因を考えていく必要性がでてきます。

結婚問題については、社会全体の流れとして改善の方向に向かっています。しかし、あやまった認識や、偏見が残っている現実もあります。人権啓発・人権学習会を積極的に推進していく必要があります。

○部落差別が残っている要因について

「今なお部落差別がなくなる理由」としては、「世間体やあやまった慣習にとらわれているから」が46.8%、次に「ただなんとなく何かが違うという意識が受け継がれているから」が29.4%、「自分自身を含め一人ひとりの問題であることを自覚しないから」が21.1%となっており、前回の調査とほぼ同じ結果となっています。

同和問題は、人々の理解も進み、進展は見られますが、自分とのかかわりを避けたいという意識は根づよく残っていることが伺われます。同和問題の解決は国の責務・国民的課題であり、過去の課題ではなく人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であるという基本認識に立って、人権教育・人権啓発を推進していく必要があります。

○部落差別に関する町民の意識について

「我が町において現在、部落差別があると思いますか」については、「あると思う」が30.1%、「ないと思う」が61.3%となっています。「あると思う」の中で「どのような場面で現れると思いますか」については、「結婚のとき」が69.1%、「人物を評価するとき」が26.8%、「隣近所での付き合い」が26.0%、「利害関係が生じたとき」が21.1%の順で高くなっています。

部落問題は、昔の話でも、限られた地域や一部の人たちの問題ではありません。部落差別解消推進法でもあるように差別をなくしこれからの社会を築き上げるといったことは私たち一人ひとりの課題であり取組まなければならないものであると考えます。

○本人通知制度について

「本人通知制度を知っていますか」については、「知っている」が16.2%、「知らない」が78.2%となっており、比例して「本人通知制度に登録していますか」については「登録している」が4.2%、「登録していない」が85.3%となっています。以上の結果から本人通知制度という言葉は知っているが、その内容についてや利便性についてまだ理解されていないということと、登録していないと答えた中で、今後も「登録しない」のが61.2%であることからさらなる啓発が必要であります。この本人通知制度は住民票の写し、戸籍謄本などの不正取得を防止するためです。不正取得の早期発見につながりますので登録の加入促進を進める必要があります。

○啓発、学習会の現状と今後の方向性について

啓発、学習会の現状については、「現状のままでよい」が52.7%、「現状では不十分なので、創意工夫する必要がある」が26.2%となっています。現状のままでよいが過半数以上ではありますがさらなる啓発が必要と考えています。

また学習会等の参加については「よく参加している」・「できるだけ参加するようにしている」・「時々参加している」をあわせて45.3%で、「参加したことがない」が47.5%と前回の調査とほぼ変わらない結果となっています。参加したきっかけについては、「町内や団体等の役員として参加した」の割合が41.1%と最も高く、「団体等の組織員として参加した」が27.6%の順となっています。

人権学習会は、「他人のために学ぶのではなく、自分自身のために、自分が差別しない・差別されないための人権学習」を学び取組む必要があります。

○人権が保障される社会を実現するために行政の施策として特に重要な課題について

「人権が保障される社会を実現するために行政の施策として特に重要な課題」については、「学校において人権教育を充実させる」が45.6%、「地域社会において人権教育・啓発活動を充実させる」が43.4%、「行政機関が人権侵害を受けた人や、社会的に弱い立場にある人を支援、救済していく」が33.8%となっています。調査の中でめざすべきは、「人権が保障される社会の実現」につなげることです。ここで重要となってくるのは人権教育について理解を深め、実践していくことです。人権教育とは人権について教え理解を深め、自分と他人の人権を守る態度を学ぶこととされています。

最終的にめざす人権教育の在り方は、差別をしない・させない社会づくりを土台として、全ての町民が人権意識を高めていくような啓発です。啓発は行政や企業だけの力ではなく町民一人ひとりの認識によって形成されるものであります。このように自分を守るための人権教育だけでなく、周りの人を守っていくそんな人権教育がこれから生きていく中で求められると考えます。

3 第3次新温泉町人権施策推進計画の総括について

■計画の概要と経過

本町では、「新温泉町総合計画（後期基本計画）」平成29年度から令和9年度において、町民と行政の協働のもと、こころ豊かな人づくり《誇り・生きがい》について、人権問題の解消に向けて、新温泉町人権施策推進計画を策定し推進体制を確立するとともに、人権意識の高揚に向けた啓発活動を行ってきました。特に同和問題については、同和対策事業をすすめ、実態的差別を解消するための事業と心理的差別を解消するための同和教育・啓発事業を中心に様々な人権問題の解消に向けた事業に取り組んできました。

第1次新温泉町人権施策推進計画の策定期間（平成22年度～平成26年度）・第2次新温泉町人権施策推進計画の策定期間（平成27年～令和元年）の終了に伴いその検証結果を踏まえて、第3次新温泉町人権施策推進計画（令和2年度～令和6年度）57項目287事業の人権施策を推進してきました。

■人権施策の達成状況

※第3次新温泉町人権施策年度別の事業達成度

人権施策項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共通課題	95%	98%	97%	97%
同和問題	86%	100%	100%	100%
女性の人権	95%	100%	100%	100%
子どもの人権	95%	93%	95%	95%
高齢者の人権	100%	100%	100%	100%
障がいのある人の人権	100%	100%	100%	97%
外国人の人権	80%	60%	66%	73%
HIV感染者・ハンセン病患者の人権	50%	83%	83%	83%
インターネットによる人権侵害	100%	100%	75%	75%

※令和6年度は、令和7年度に事業評価を実施予定

■現状と課題

第3次新温泉町人権施策推進計画では、同和問題、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権に関する事業については90%以上の事業達成結果となりました。しかしながら外国人に関する人権施策では平均70%、HIV感染者・ハンセン病患者等に関する人権施策では平均75%、インターネットによる人権侵害に関する人権施策の達成率は平均で87%という結果となりました。

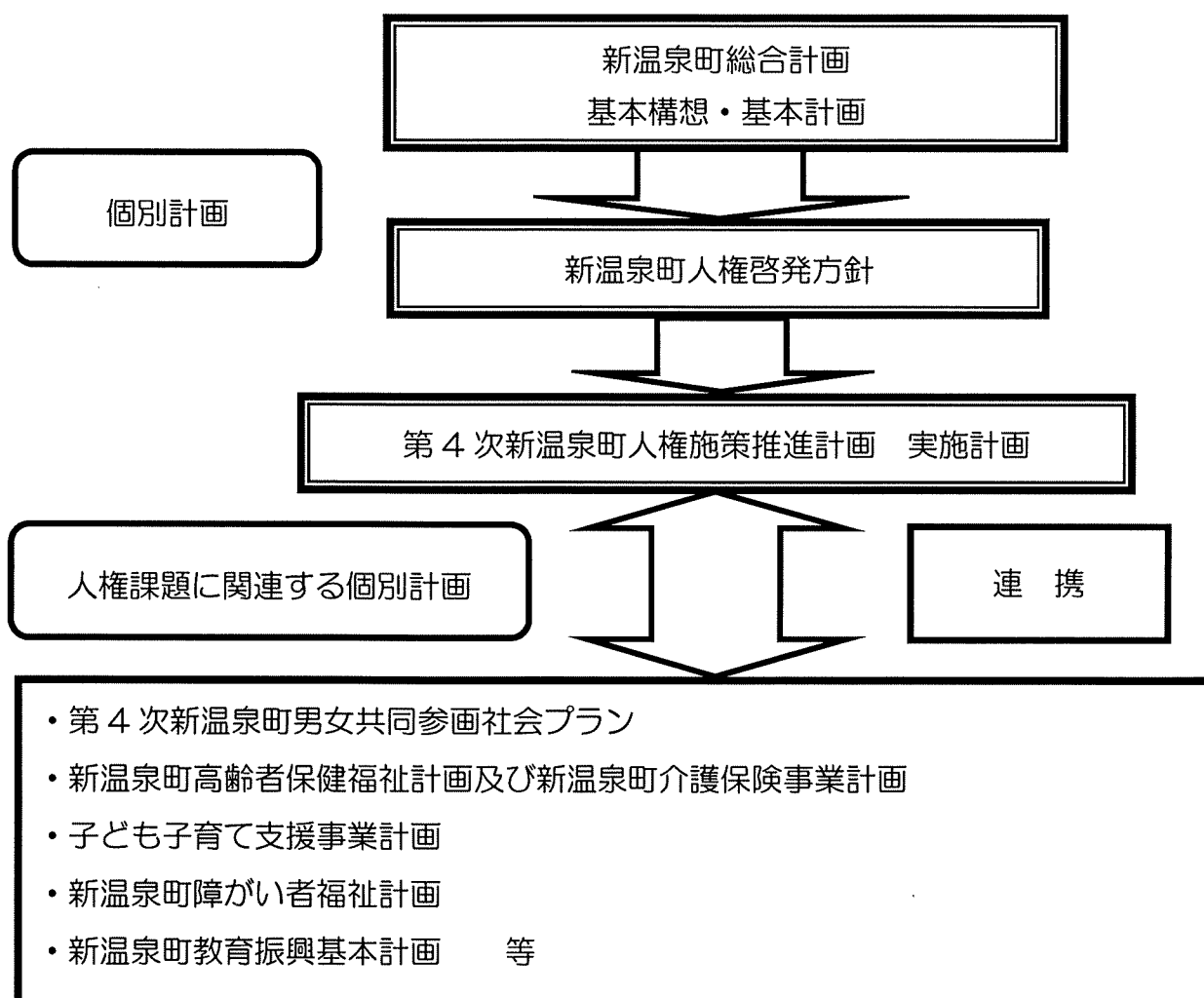
第3次新温泉町人権施策推進計画では、第2次人権施策推進計画に引き続き、さまざまな人権施策についての重要性が多くの人々に認識されるなど大きな成果がありました。第3次人権施策では新型コロナウイルス感染拡大の影響により取組めなかった事業がありましたが、それぞれが1つの目標に向かって達成できたもの、引き続き新温泉町が取組むべき人権施策の課題など今後につなげるものとなりました。

■今後の方向性

第2次新温泉町人権施策推進計画が策定された平成27年度以降、人権に関する国際社会の取組や国内の法整備が進み、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、インターネットによる人権侵害、LGBTQ（性的少数者）、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、人身取引、震災等の災害など個別の人権問題についての取組が広がりました。

このような結果を受け第4次新温泉町人権施策推進計画では3次の施策の結果を土台として引き続き、同和問題はもとより「子どもの人権」「女性問題」「障がいのある人の人権」「HIV・ハンセン病患者に関する人権」「外国人の人権」「インターネットによる人権侵害」等の解決に向けた人権施策の推進が必要と思われます。

人権に関するすべての課題に対して、偏見・差別を除去し、基本的人権が確立された社会を実現するためにも一人ひとりが人権の主体者としてかわりながら、積極的に課題解決を図ることができる施策を推進していきます。



第3 人権施策推進計画の意義

1 計画の目的

平成6年（1994年）の国連総会において、平成7年（1995年）から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、人権という普遍的な文化を構築していくため、国や地方公共団体などは、あらゆる場を通じて人権教育の推進に積極的に取り組んでいます。

本町においては、平成17年10月、町及び町民がともに力を合わせ、お互いの人権が尊重され、誇りが持てる町づくりを実現するために新温泉町人権啓発推進条例が制定され、さらに平成18年11月には、新温泉町人権啓発方針が打ち出され6つの基本姿勢に基づき人権教育及び人権啓発を推進しています。

本計画は、第3次新温泉町人権施策推進計画の成果や反省、また令和5年10月に実施した人権に関する新温泉町民の意識調査結果をもとに、人権教育を基盤とした人権のまちづくりの視点で有機的かつ計画的に推進することを目的にしています。

2 計画の位置付けと施策の推進

本計画は、町政の基本方針である総合計画の基本構想に基づく、人権施策に関する分野別計画であり、本町が人権施策を推進(企画・実施・評価)する上での基本的な考え方等を示すものです。また、本町の他の計画と連携しながら人権教育・啓発を推進することとしています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5ヵ年とします。具体的な施策は、「推進計画」に基づいて作成する「実施計画」により進行管理を図りつつ実施します。またその実施状況は、新温泉町人権啓発推進委員会に報告し単年度ごとに、その成果や課題を検証します。

第4 重要課題に対する現状と具体的な施策（実施計画）

1 人権教育及び人権啓発に関する重要課題

急激な社会変化により、少子・高齢化や情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化に伴い、人権課題もますます多岐にわたり、複雑化しています。この共生社会の実現に向けて、町民一人ひとりが、年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず、お互いに共感して多様性を認め合い、支え合いながら主体的に行動していくことが求められてきます。現在17項目の人権課題がある中で、子どもや高齢者の虐待、障がいのある人の人権、いじめ、体罰、職場におけるハラスメントや、インターネットを悪用した差別事件などの人権侵害は後を立ちません。家族や地域、職場等での人と人のつながりや支えあいが薄れるなどの大きな問題となっています。

なかでも、重要な課題とされている、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、インターネットによる人権侵害、LGBTQ(性的少数者)の人権課題については、これまでも各課において、各分野別の計画などに基づき、その解決に取り組んできたところです。

今後も、各課題の社会的な背景や、これまでの取組の成果や反省等を踏まえるとともに、人権問題が複雑化、多様化する傾向にあることから、必要に応じて各課と十分な連携を図り、人権教育及び人権啓発を推進します。

【質問2】 あなたは、どのような人権や差別問題に関心をもっていますか。（3つまで）

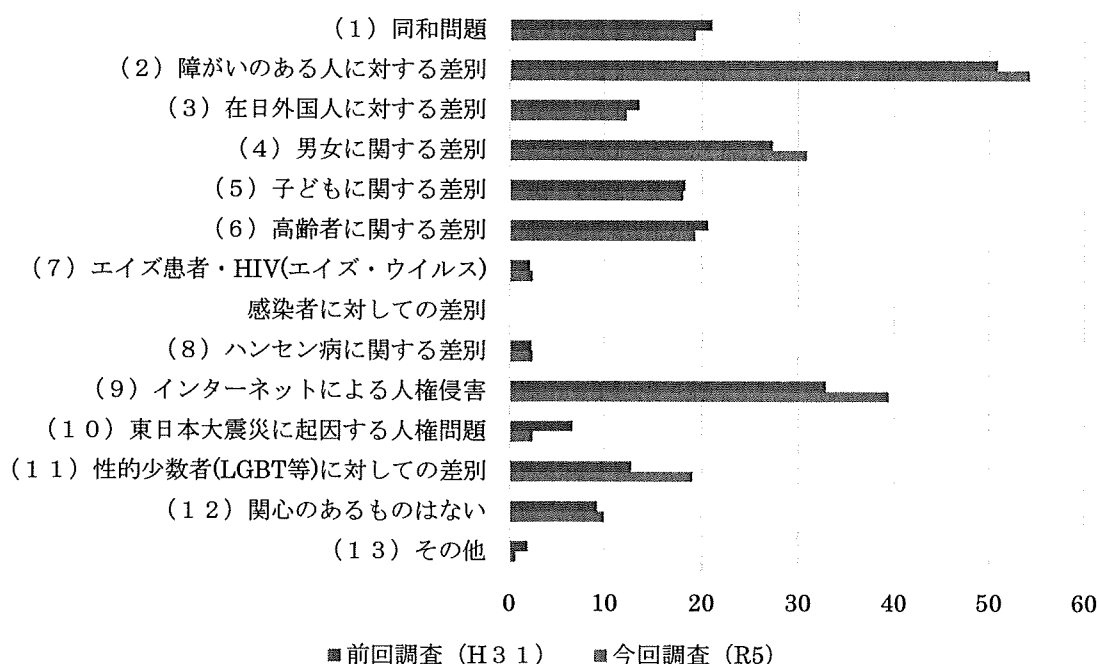
項 目	前回調査 (H31)	今回調査 (R5)
	率 (%)	
(1) 同和問題	21.1	19.4
(2) 障がいのある人に対する差別	50.9	54.2
(3) 在日外国人に対する差別	13.6	12.3
(4) 男女に関する差別	27.4	30.9
(5) 子どもに関する差別	18.3	18.1
(6) 高齢者に関する差別	20.7	19.4
(7) エイズ患者・HIV（エイズ・ウイルス） 感染者に対しての差別	2.2	2.5
(8) ハンセン病に関する差別	2.4	2.5
(9) インターネットによる人権侵害	32.9	39.5
(10) 東日本大震災に起因する人権問題	6.7	2.5
(11) 性的少数者（LGBT等）に対しての差別	12.8	19.1
(12) 関心のあるものはない	9.3	10.0
(13) その他	2.0	0.7

市民の関心度は「(2)障がいのある人に対する差別」が54.2%で1位、「(9)インターネットによる人権侵害」が39.5%で2位、「(4)男女に関する差別」が30.9%で3位を占める。次に、「同和問題」「高齢者に関する差別」「性的少数者に対する差別」「子どもに関する差別」と続いている。

《 前回調査との比較 》

前回調査より特にポイントが増えたのは(9)『インターネットによる人権侵害』（6.6ポイント高）。(11)『性的少数者(LGBT等)に対しての差別』（6.3ポイント高）。逆にポイントが減ったのは(10)『東日本大震災に起因する人権問題』（3.7ポイント低）。(3)在日外国人に対する差別（1.3ポイント低）、(6)『高齢者に関する差別』（1.3ポイント低）となっています。

【質問2】 あなたは、どのような人権や差別問題に関心を持っていますか（3つまで）



2 基本的事項の具体的な施策

共通課題

<現状と課題>

平成22年に「第1次新温泉町人権施策推進計画」が策定されて以降、同和問題の解決をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、インターネットによる人権侵害、LGBTQ（性的少数者）、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、人身取引、震災等の災害などあらゆる人々の人権が尊重されるまちづくりをめざし「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」「人権学習会」「人権セミナー」をはじめ、教育の場での研究、実践、発表や関係団体との連携を進めてきました。

人権意識を高めるためには、生涯を通しての学習が必要であり、教育現場で子どもの発達段階に応じた指導を行うとともに、家庭や地域、職場と連携し、より広く効果的な人権教育や人権啓発が必要です。

人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に則した個別的な視点からのアプローチがあり、この両者があいまって人権尊重への理解が深まります。

また、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる現代社会では、一人ひとりの個性を尊重し、お互いの違いを認め合い、ともに支えあう「共生社会」の実現が求められています。そのためには、誰もが、人権と差別について理解を深めるとともに、多様な価値観を受け入れ、相手の立場を理解できる柔軟な感性を磨くとともに、人権を尊重することを当然のこととして、行動できる実践力を身につけることが必要となっています。

<施策の方向性>

人権施策推進計画を推進するにあたり、関係各課が推進計画について理解し、職員一人ひとりが自分とのかかわりを明らかにし、具体的な個別計画を作り上げます。さらに令和5年度に実施した人権に関する新温泉町民の意識調査結果を今回の施策に取り入れることにより、一部の所管に任せず、すべての関係者が連携しながら取り組む必要があります。

また、これまで長年にわたって蓄積された同和教育における経験や成果、地域的な特性なども十分に踏まえ、本町の各種計画に基づき、その周知と啓発・普及に努めます。今後の人権教育の内容、方法等については、町民がより参加しやすく、理解しやすくするとともに、町民が主体となって、人権のまちづくりに参画するなかで、町民一人ひとりの人権意識がさらに高まるように努めます。

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
差別をなくし人権文化をすすめる町民運動の推進	◎人権意識の高揚を図り、人権尊重の世論を高めるため、手法・内容を研究しながら欠かすことなく継続して効果ある啓発活動を実施します。 人権啓発推進強調月間（8月）・週間（12月） ・差別をなくし人権文化をすすめる町民運動 - 事業所訪問による人権啓発の実施 - 各地区人権学習会の開催 - 旧浜坂小学校区人権学習会の開催（7校区） - 各種団体・企業等人権学習会の開催 - 街頭啓発コンサート及びパレードの実施 - のぼり、横断幕、懸垂幕の設置 - パンフレット・啓発グッズの作成配布 - 町広報紙・行政放送による人権啓発 ・本人通知制度事前登録の推進 ・人権を考えるつどい、ポスター・標語の実施	人権推進室 町民安全課・人権推進室 人権推進室
人権啓発方針の推進	◎人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図ります。 ・人権啓発推進委員会の充実 ・人権啓発方針・施策の推進 ・新温泉町人権施策推進計画の策定・推進	人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室
町民のニーズにあった広報・情報提供	○人権施策の企画・運営に当たっては、町民の理解と親しみの持てるものとするため、積極的に広報・情報提供に努めます。 ・町広報紙「広報しんおんせん」の発行 ・町ホームページ、公式LINEによる情報発信 ・人権に関する図書の拡充と広報啓発 ・人権啓発パンフレットの作成配布 ・文化会館だよりの発行 ・人権教育協議会「町人教だよりがお」の発行 ・教育委員会「ひらり」の発行 ・人権啓発ビデオ等の貸出紹介	企画課 企画課 生涯教育課 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室
各種事業計画の立案	◎様々な事業計画の策定において、人権尊重の理念をもって立案にあたります。 ・第4次男女共同参画社会プラン策定・推進 ・第2次総合計画 策定・推進 ・第4期障がい者福祉計画策定・推進 ・第7期障がい福祉計画策定・推進 ・第3期障がい児福祉計画策定・推進 ・第9期保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・推進 ・第4次情報化計画策定・推進 ・第3期教育振興基本計画策定・推進 ・第3期子ども子育て支援事業計画策定・推進	人権推進室 企画課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 企画課 こども教育課 こども教育課
情報公開と個人情報漏洩による人権侵害等に関する対応	◎個人情報の適正な取り扱いの確保に努め、町の実施機関が保有する個人情報の利用停止を求める権利を明らかにします。 ・個人情報保護条例の施行 ・情報公開条例の施行 ・住民票の写し等本人通知制度事前登録の啓発推進	総務課 総務課 町民安全課・人権推進室

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
窓口対応の充実	◎人権に配慮した窓口事務・対応に努め、各係の連携体制を強化します。	各課共通
各種相談窓口の充実	◎町民からの相談・苦情や要望・提案等に、適切な対応がとれるよう各種窓口間で連絡・調整を図ります。 ・行政相談の実施 ・人権相談の実施 ・心配ごと相談の実施 ・職業相談の実施 ・ひきこもり相談の実施 ・障がい者相談の実施 ・教育相談の実施 ・消費生活相談の実施 ・保健・福祉相談の実施 ・文化会館なんでも相談室の実施	総務課 総務課 福祉課（社協） 商工観光課 健康課・福祉課 福祉課 こども教育課 町民安全課 健康課・福祉課 文化会館
人権擁護活動の定着・普及	◎人権尊重のまちづくりの展開は、行政の対策に加えて、町民レベルでの地域コミュニティに根ざした人権擁護活動の定着・普及に努めます。 ・人権相談の実施 ・人権啓発活動の実施	総務課 人権推進室
人権教育及び啓発活動の指導員体制の充実	◎人権教育・人権啓発の推進について、指導者を各分野から確保し、指導者研修を、充実・手法・教材等の開発に取組み、住民学習に対応できる指導体制の確立に努めます。 ・人権啓発指導員体制の充実 ・人権啓発指導員会・研修会の実施	人権推進室 人権推進室
町職員のそれぞれの職場に応じた人権意識を高める資質向上の研修	◎すべての職員について、それぞれの職務に応じた人権意識を高めるための研修の充実を図ります。 ・全職員対象人権研修会の開催	総務課・人権推進室
人権施策の総合連絡調整及び推進	◎町及び町民がともに力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てるまちづくりのための行政施策（人権施策）を推進します。 ・人権施策行政推進会議の開催 ・人権施策推進計画の策定・推進	人権推進室 人権推進室
災害時における支援対策	◎災害時における災害弱者の支援対策及び連絡体制の強化を図ります。 ・消防団活動及び機材の充実 ・避難行動要援護者支援台帳に基づいて要援護者支援の推進 ・被災世帯への訪問の実施 ・民生委員・児童委員との連携	町民安全課 町民安全課・福祉課 福祉課 福祉課
実態調査及び意識調査の実施	◎町民の人権に関する意識調査を実施し、人権意識及び啓発の成果また課題を把握し、今後の人権施策に活かします。 ・人権に関する町民の意識調査の実施	人権推進室

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
人権教育事業の充実	◎体験活動を含めた学習を通じて人権課題解決への力を養います。	
	・ささゆり・ひまわりの開講（小・中学生） 人権表現学習、仲間づくり学習の実施	人権推進室
	◎人権ポスター、標語の作成を通して人権意識の高揚を図り差別解消を図ります。	
	・人権ポスター、標語事業の実施 学校児童生徒・町民対象	人権推進室
	・人権学習啓発冊子「ひらり」の作成 学校児童生徒による、人権作文、人権ポスター、 人権標語作品掲載	人権推進室
	◎学校及び認定こども園において、差別・人権課題の現状を踏まえ、人権に関わる教育課題を的確に把握し、人権教育を充実するため、教職員の資質の向上を目指し研修を深めます。	
	・教職員・PTA人権研修会の開催	こども教育課
	◎差別・人権問題を解消するため、すべての町民を対象とした人権学習会を開催します。	
	・公民館等生涯学習講座における人権学習会の実施	人権推進室
	・地区公民館を中心に校区别人権学習会	人権推進室
各種団体との連携強化	・生涯学習推進委員会を中心に人権学習会	人権推進室
	・人権教育推進員を中心に人権学習会	人権推進室
	・地区ふれあい子育て学級を中心に人権学習会	人権推進室
	・各種団体・企業等を中心に人権学習会	人権推進室
	・職域別人権学習会	人権推進室
	・人権セミナー 人権講座の開催	人権推進室
	・人権研修会の参加	人権推進室
	・区長町内会長中心とした地区別人権学習会	人権推進室
	◎新温泉町人権教育協議会等各種団体と連携協力しながら人権教育及び人権啓発を推進します。	
	・人権講演会、人権セミナー、各種団体事業所等人権研修会	人権推進室
	・就学前、小、中、高等学校における取組	こども教育課
	・文化会館と連携した住民交流事業	人権推進室
	・機関紙発行啓発	人権推進室
	・但馬地区人権教育研究協議会等との連携	生涯教育課
	・県人権教育研究協議会との連携	生涯教育課

3 各人権課題別の具体的な施策

(1) 同和問題

<現状と課題>

同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題と位置づけ、早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」ことを踏まえ、本町においても同和問題の解消に向け積極的に取り組んできました。その結果、物的な生活環境をはじめさまざまな面で存在していた格差が大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も着実に推進されたことにより、心理的差別についても少しずつではあるものの解消が進んできました。

今後も粘り強く積極的に取り組むと同時に、インターネットによる差別事案等、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業面において差別意識の格差を解消することが重要な課題となっています。

<施策の方向性>

こうした差別意識の解消を図るため、これまでの教育及び啓発の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として、発展的に再構築し、学習教材や研修手法などに工夫をこらしつつ、学校、地域、職場などでのさまざまな機会をとらえた教育及び啓発に取り組んでいきます。

文化会館においては、今後とも周辺地域住民の交流の場として、人権教育・人権啓発の拠点となるよう、その充実に努めます。

各種人権相談、差別事象については、法務局、人権擁護委員などの関係機関・団体と連携した支援体制の充実に努めます。また近年情報化の進展に伴うインターネット上の書き込みによる差別案件が増加傾向であることから、差別解消に向けた取組も行っていくます。

【主な関係法令等】

- ・水平社宣言（T11）
- ・世界人権宣言（S23.12採択）
- ・日本国憲法（S22.5施行）
- ・同和对策審議会設置法（S35施行）
- ・同和对策審議会（S40答申）
- ・同和对策事業特別措置法（S44施行）
- ・地域改善対策特別措置法（S57施行）
- ・人権擁護施策推進法（H9施行）
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12.施行）
- ・新温泉町人権啓発推進条例（H17.10施行）
- ・第2次新温泉町人権施策推進計画（H27年3月策定）
- ・部落差別解消推進法（平成28年12月16日施行）
- ・第3次新温泉町人権施策推進計画（令和2年3月策定）

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
人権啓発方針に沿った人権教育・啓発の推進	◎人権啓発方針に基づき、部落差別、人権問題の解消を図るため、地域社会における人権教育及び人権啓発を推進します。 ・地区別人権学習会の開催 ・校区別学習会の開催 ・人権セミナーの開催 ・各種団体・企業等人権学習会の開催 ・町職員人権研修会の開催 ・人権講座の開催 ・人権啓発パンフレットの作成配布 ・町広報紙による人権啓発 ・人権啓発指導員体制の充実 ・住民票の写し等本人通知制度事前登録の推進	人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 総務課・人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 町民安全課・人権推進室
文化会館運営の充実	◎人権施策推進の重要拠点として、その設置の趣旨を踏まえたうえで、文化会館の機能強化を図るとともに人権啓発に関わるイベントや、学習会、研修会の企画・実施・情報発信や地域学習活動、人権教育・啓発推進機能の強化に努めます。 ・文化会館運営委員会の充実 ・文化会館事業の充実 - 住民交流学習「人権講座」の開催 - 文化会館ふれあい交流会の開催 - 文化会館文化祭による交流事業の実施 - 教養文化講座の開催 - 文化会館観月会の開催 - 近隣町内会長会議開催 - 会館利用者の人権学習会の開催 - 啓発ビデオ教材等の購入 - 学習利用者の図書の出借 - 各種相談業務(なんでも相談室)の実施 - ひまわり・ささゆり事業の実施	人権推進室 人権推進室
人権相談の充実及び相談窓口のPR	◎広報等により毎月相談窓口の周知徹底を図り、相談者の人権に配慮し、人権擁護委員会を中心に関係機関との連携を強化し適切な対応を図ります。 ・人権擁護委員会による人権相談の実施	総務課
差別意識解消のための取組	・インターネットモニタリング事業の推進	人権推進室

(2) 女性の人権

<現状と課題>

人の意識や行動、社会の習慣の中には、「男は外で働き、女は家庭を守る」といった固定的性別役割分担意識や「男性が女性よりも優位である」という性差別意識、さらには、固定的・画一的に「男らしさ」「女らしさ」をとらえるといった、いわゆるジェンダーによる偏見などが根強く残っていることがあげられます。こうした意識の解消を図り、「共生」「協働・共同」「自立・自律」「健康」を4つの柱とし、誰もがともに生き生きと暮らせる社会をめざしてを基本理念として、本町では「第4次新温泉町男女共同参画社会プラン」を積極的に押しすすめてきました。

しかし、現実には今なお、男女の役割を固定的にとらえる意識が残っており、種々の男女差別を生む原因となっています。女性問題は女性だけの問題ではなく、男性自身、男性に対する「固定的性別役割分担意識」を違う視点でとらえることにより、男性がより暮らしやすくなる社会を築いていけるよう取り組む必要があります。

<施策の方向性>

あらゆる場面で女性の意思を反映させた施策の展開ができるよう、審議会等への女性登用や地域における女性リーダーの要請を推進します。また、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づき、男女がともに仕事と生活を両立させ、安心して暮らせる環境、家庭づくりに努めます。また性別に関係なく個性や能力を十分に発揮し、誰もがいきいきとして社会づくりをめざし、ジェンダー平等や男女共同参画に向けた取組を行っていきます。

【主な関係法令等】

- ・ 勤労婦人福祉法 (S47施行)
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律<男女雇用機会均等法> (S61施行) ⇒※H29.1に改正
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約<女子差別撤廃条約> (S54 施行)
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律<育児・介護休業法> (H4.4 施行) ⇒※H29.10に改正
- ・ 男女共同参画社会基本法 (H11.6 施行)
- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律 (H12.11 施行) ⇒※H29.1に改定
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律<DV防止法> (H13.10)
- ・ 新温泉町特別事業主行動計画 (H24.3 策定)
- ・ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (H26.11 施行)
- ・ 第3次新温泉町男女共同参画社会プラン (H30.6 策定)
- ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (R2.6 施行)
- ・ 第4次新温泉町男女共同参画社会プラン (R4.3 策定)

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
人権を尊重した男女共同参画社会への意識づくり	◎男女が対等の立場に立って、「男は仕事、女は家庭」といった従来の固定的性別役割分担意識を解消し、それぞれの個性と能力を十分に発揮、協力しながら活躍できる社会の実現をめざし、家庭、地域、職場などで学習活動や啓発を積極的に推進します。 ・第4次男女共同参画社会プランの推進（計画期間：R4～R9） ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定の推進（計画期間：R7～R11） ・町広報紙による男女共同参画社会プランの啓発 ・男女共同参画週間の周知 ・響ネット美方郡地区会との連携 ・人権学習会・人権講座の開催 ・人権セミナーの開催 ・各種団体・企業等人権学習会の開催 ・男女共同参画社会プラン推進委員会の充実 ・県男女共同参画推進員との連携 ・男女共同参画の視点に立つ生涯学習の充実 ・男女共同参画センターなどの拠点づくり ・公民館わくわく教養講座の開催 ・公民館料理教室 ・女性団体育成事業 ・結婚活動推進委員会	人権推進室 こども教育課 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 生涯教育課 生涯教育課 生涯教育課 企画課
政策・方針決定の場への女性参画の推進	◎各種審議会等への委員に積極的に女性登用を推進します。 ・女性管理職の登用促進 ・各種審議会等へ女性登用の推進	総務課 総務課
子育てをしやすい支援と働きやすい職場にする男女共同参画社会の推進	◎男女が安心して仕事と家庭を両立できる条件整備を推進します。 ・公民館料理教室 ・男女雇用機会均等法など関連制度の周知 ・育児休業・介護休業制度の普及啓発 ・女性の就業機会の拡大と支援 ・子育て支援サービスの充実 ・保育の充実 ・子育てに関する相談支援体制の充実 ・子育てをしやすい就労体制づくりの推進 ・特定事業主行動計画の推進	生涯教育課 商工観光課 商工観光課・総務課 商工観光課 こども教育課 こども教育課 健康課・福祉課 商工観光課 総務課

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
さまざまな暴力を許さない意識啓発・相談体制の充実	◎女性に対する暴力を根絶するため、社会全体で推進します。 ・配偶者・パートナーからの暴力対策基本計画の推進 ・要保護児童対策地域協議会との連携 ・相談支援体制の充実 ・DVに対する相談支援体制の充実 ・DV被害者への支援措置(被害者保護) ・高齢者DV相談体制の充実 ・障がい者虐待防止センターの機能の充実 ・こころのケア相談体制の充実 ・職場におけるハラスメントに対する防止対策 ・関係機関との連携強化 ・さまざまな職場におけるハラスメントに対する防止対策 ・広報等による人権啓発 ・デートDVに対する防止対策	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 健康課 総務課 商工観光課 商工観光課・人権推進室 人権推進室 こども教育課

(3) 子どもの人権

<現状と課題>

近年、大量の物や情報が氾濫する一方で、少子化や核家族化、地域社会の関係の希薄化等子どもを取り巻く家庭や社会環境は著しく変化をしています。このような状況において、児童虐待、家庭内暴力、学校におけるいじめ等子どもをめぐる問題が深刻化しており、特に児童虐待相談件数は増加傾向にあります。このような子どもの人権をめぐる背景には、家庭、社会環境などの変化のほか、子どもの自律心や社会性の欠如が起因として存在していると考えられます。また近年では身体的・心理的な虐待やいじめだけではなく、ソーシャルメディアを中心とした課題が多く存在しています。

こうした問題を解決するため、行政と家庭、学校、地域、関係団体等が連携を図り、青少年の健全な育成活動を展開するなど総合的に取り組むことが求められています。

<施策の方向性>

「子どもの権利条約」、「こども基本法」の趣旨に則した啓発活動に努めるとともに、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等が、それぞれの責任を自覚し、子どもを健やかに育てるための環境づくりを進めるとともに、家庭や地域の果たす役割やいじめの防止、規範意識の高揚と啓発に努めます。また、認定こども園、学校教育活動の全体を通じて、園児、児童、生徒の人権意識の高揚と定着を図るとともに認定こども園、学校、家庭、地域等が連携して、子どもの豊かな心を育む活動を展開します。

近年、児童虐待やいじめ・子どもを狙った犯罪など、子どもの人権侵害が後を絶ちません。SNSなどの普及によって起こる子どもを取り巻く性、暴力、犯罪、自殺などを決して引き起こさない環境づくりをめざしていき、一人の人間として子どもの意思や願いが尊重される社会づくりに努めます。

【主な関係法令等】

- ・教育基本法（S22.3 施行）
- ・児童福祉法（S23.1 施行）
- ・児童の権利に関する条約（H1.11 採択）
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（H11.11 施行）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（H12.11 施行）
- ・次世代育成支援対策推進法（H15.7 施行）
- ・少子化社会対策基本法（H15.9 施行）
- ・新温泉町次世代育成支援・すこやか親子21行動計画（H19.3策定）
- ・第2次新温泉町地域福祉計画（R5.3改訂）
- ・子ども・子育て支援事業計画（H27.3策定）
- ・第3期新温泉町教育振興基本計画（R4.2策定）
- ・新温泉町子どもの読書活動推進計画（第2次）（R5.3策定）
- ・こども基本法（R5.4策定）

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
子育て環境づくりの推進	◎すべての子どもがこころ豊かな人として健やかに成長発達できるよう、子どもが自ら生きる力を培い、のびのびと行動できる遊びや教育、子育て環境づくりを推進します。 ・第3期子ども・子育て支援事業計画の推進（計画期間：R7～R11） ・第4次男女共同参画社会プランの推進（計画期間：R4～R9） ・人権啓発パンフレット ・第2次地域福祉計画の推進（計画期間：H30～R9） ・地域子育て支援センター事業の実施 ・まちの子育て広場事業の推進 ・町広報紙による人権啓発の実施 ・子ども・子育てサービスの充実 ・子ども・子育て会議 ・認定こども園運営事業の実施	こども教育課 人権推進室 人権推進室 福祉課 こども教育課 こども教育課 人権推進室 こども教育課 こども教育課 こども教育課
学校における人権意識の高揚	◎学校教育活動を通じて、子どもの人権意識の高揚と定着を図るとともに、学校、家庭、地域等が連携して、子どもの豊かな心を育む活動を展開します。 ・いきいき学校応援事業の実施 ・放課後児童対策の実施 ・学校、認定こども園間の連携強化 ・人権教育基本方針の推進 ・第3期教育振興基本計画の推進 ・教育活動支援員配置事業(小・中学校)	こども教育課 こども教育課 こども教育課 こども教育課 こども教育課 こども教育課
総合的な学びの体験を通しての学習を推進	◎子どもの生きる力を醸成する環境の充実を図ります。 ・人権教育事業 ・青少年健全育成推進事業の実施 ・世代間交流の推進 ・生涯学習の推進 ・中学校海外研修事業の実施 ・中学校海外受入事業の実施 ・青少年育成指定コミュニティスポーツ事業 ・少年少女音楽隊育成事業の実施 ・地域で共育、土曜チャレンジ事業の実施 ・自然学校、トライやる・ウィーク推進事業の実施 ・人権学習啓発資料「ひらり」の配布 ・ボランティア活動体験の推進	こども教育課・人権推進室 生涯教育課 生涯教育課 生涯教育課 生涯教育課 生涯教育課 生涯教育課 生涯教育課 生涯教育課 こども教育課 人権推進室 こども教育課

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
相談・支援体制の推進	◎子どもの人権の尊重及び保護に向けて、相談・支援等、子どもを安心して育てられる環境整備を推進します。 ・子育て相談事業の実施 ・民生委員・児童委員活動の充実 ・犯罪等の被害から守るための活動の推進 ・福祉相談の実施 ・保健・医療相談の実施 ・広報による虐待防止啓発の実施 ・子育てに係る経済的支援対策の充実 ・子どもホットライン事業の実施 ・要保護児童対策地域協議会の開催 ・障がいのある子どもを持つ家庭への支援 ・子ども相談室の設置 ・子ども相談の実施 ・教育相談 ・子ども人権110番の実施 ・小児医療体制の充実	こども教育課 福祉課 町民安全課 福祉課 健康課・福祉課 福祉課 こども教育課 こども教育課 福祉課 こども教育課・福祉課 こども教育課 こども教育課 こども教育課 総務課・こども教育課 公立浜坂病院

（４）高齢者の人権

＜現状と課題＞

超高齢化社会となり、独居・高齢者世帯が増え、認知症高齢者についても年々増加する中で、高齢者が家族や社会の中で生きがいを持って健やかな生活を過ごすことができるよう、様々な高齢者の学習機会の充実や意識啓発が図られています。一方、高齢者に対する身体的、精神的な虐待などの高齢者の人権に関する問題や、高齢者を対象とした悪質商法の犯罪が多発しており、地域全体で高齢者を見守り、支えていく取組が必要となっていくます。また環境整備の面では、道路の段差解消やエレベーターの設置など高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりを考え、行動していかなければなりません。他にも生涯にわたって働くための環境づくりや情報を正確に伝えていくなど安心できる環境を整える配慮を考えて取組む必要があります。

＜施策の方向性＞

「新温泉町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等により在宅保健福祉サービスの充実や保健福祉施設の整備、生きがい・健康づくり対策、高齢者に優しい住みやすいまちづくりなど高齢者の総合的な福祉の増進に努めます。

我が町にも高齢者の増加が今後も見込まれる中で、いつまでも自分らしく生活できるための支援の確立や、住み慣れた地域で安心して暮らせる高齢者の人権を尊重したまちづくりをめざしていきます。

【主な関係法令等】

- ・老人福祉法（S38.8 施行）
- ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律（S46.5 施行）
- ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（H6.9 施行）＜ハートビル法＞
- ・高齢社会対策基本法（H7.12 施行）
- ・介護保険法（H9.12 施行）
- ・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（H12.11 施行）＜交通バリアフリー法＞
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（H13.10 施行）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4 施行）
- ・第9期新温泉町高齢者保健福祉計画及び新温泉町介護保険事業計画（R6.3 策定）
- ・第2次新温泉町地域福祉計画（R5.3 改訂）

[illegible]

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
高齢者の生きがいづくりと労働環境の整備	◎生きがいづくりと社会参加を促進します。 ・シルバー人材センター活動事業 ・すこやかクラブに対する助成事業の実施 ・高齢者大学の活動支援 ・高齢者交流事業の実施 ・いきいき百歳体操など集いの場の支援 ・世代間交流の推進 ・高齢者就業相談の実施 ・健康、介護予防講座の実施	商工観光課 福祉課 生涯教育課 文化会館・人権推進室 福祉課 生涯教育課 商工観光課 福祉課

（５）障がいのある人の人権

＜現状と課題＞

障がいのある人の日々の生活や社会参加、雇用の場の確保、情報の収集等においてさまざまな障壁があります。例えば、道路の段差や階段、エレベーターの不備などの物理的なもの、さらには、差別や偏見等の心理的なもの等があります。近年では、障がいのある人が住み慣れたまちで暮らせる住まいの場であるグループホーム等が整っていないなどの課題があり、さらに働く場所の確保など雇用対策についての課題も考えていかなければなりません。

障がいのある人が一人の人間として尊重され、その権利が保障されるよう、障がいのある人の人権施策を一層推進していくことが求められています。

＜施策の方向性＞

障がいのある人に対する差別や偏見など、人々の意識の中にある障壁を取り除き合理的配慮が必要なバリアフリー化を進めます。そのためには、障がいのある人に対する理解を促進させ、ノーマライゼーション（※障がいのある人と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会）の理念を普及させることが重要です。そして、障がいのある人に対する人々の理解を深め、さまざまな行事やメディアを通じて啓発、広報を推進するとともに、スポーツ、レクリエーション、文化活動、ボランティア活動などを通じて、障がいのある人との交流を積極的に促進します。

また、障がいのある人からの相談に応じ必要な支援を行うとともに権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業の充実に努めます。

【主な関係法令等】

- ・身体障害者福祉法（S25.4 施行）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（S25.5 施行）
- ・知的障害者福祉法（S35.4 施行）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（S35.7 施行）
- ・障害者基本法（S45.5 施行）
- ・発達障害者支援法（H17.4 施行）
- ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（H6.9 施行）＜ハートビル法＞
- ・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（H12.11 施行）＜交通バリアフリー法＞
- ・身体障害者補助犬法（H14.10 施行）
- ・バリアフリー新法（H18.12 施行）
- ・障害者総合支援法（H25.4 施行）
- ・障害者差別解消法（H28.4 施行）
- ・発達障害者支援法（H28.8 施行）
- ・第２次新温泉町地域福祉計画（R5.3 改訂）

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
障がい者の働く場・活動の整備	◎障がいのある人が社会の構成員として、障がいのない人と同様に地域の中で健康で文化的な生活を送ることができるように、グループホーム等、働く場・活動の場として作業場等の支援に努めます。 ・地域生活支援事業（地域活動支援センター）の実施 ・自動車免許取得及び自動車改造助成事業の実施 ・障がい者雇用に対する企業への啓発 ・関係機関との連携及び情報提供 ・町職員への雇用促進 ・ユニバーサルデザインの整備	福祉課 福祉課 商工観光課 商工観光課 総務課 建設課・商工観光課・ 総務課・福祉課

（６）外国人の人権

＜現状と課題＞

国際化の進展に伴い、日常生活の中で外国人と地域社会とのかかわりが深くなり、外国人が住みやすく活動しやすい、ともに生きる環境づくりをすすめる「こころの国際化」に努める必要があります。

しかし、言語や習慣、文化等への理解不足から、偏見や差別が生じており、お互いの人権を尊重した社会環境を整備することが求められています。このことから外国人が暮らしやすい環境づくりに取組むとともに多文化共生社会の実現に向けた人権課題解決・人権啓発が必要不可欠となります。

＜施策の方向性＞

多文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高め、多文化、生活習慣や価値観への理解を深めるなど、国際感覚の向上に努めます。地域で生活する外国人の人権を守るために、お互いの違いを正しく認識し尊重しながら、ともに信頼し合って暮らすことのできる町の実現をめざします。また外国人に対する差別や偏見が解消され、お互いの文化を理解し合い、ともに暮らしていくことができる多文化共生社会の実現をめざします。

【主な関係法令等】

- ・外国人登録法（S27.4 施行）
- ・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（H21.4 施行）
- ・ヘイトスピーチ解消法（H28.6 施行）

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
多文化共生社会の実現	◎国籍、民族を問わず外国出身者が地域社会に参画できるまちづくりを推進します。 ・町広報紙による人権啓発 ・在住外国人の相談体制の充実 ・地域行事への参加促進 ・案内看板の外国語表記や案内窓口の充実 ・町政情報の提供 ・人権学習会・人権セミナーの開催	人権推進室 商工観光課 福祉課・商工観光課 商工観光課 商工観光課・企画課 人権推進室
国際交流事業の推進	◎国際交流活動をはじめとして、広く海外との交流を促進し、人材、情報、文化など、幅広い交流活動を推進します。 ・中学生海外研修・受入事業の実施 ・国際交流ホームステイ交流事業の実施 ・新温泉町国際交流協会の活動支援 ・英語指導助手配置事業の実施 ・外国人漁業研修生への方言学習 ・外国人に対する日本語教室の支援 ・新温泉町国際交流協会を通じた外国語教室	生涯教育課 商工観光課 商工観光課 こども教育課 農林水産課 商工観光課 商工観光課

(7) HIV感染者に対する偏見や差別

<現状と課題>

エイズウイルス感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めます。

<施策の方向性>

啓発資料の配布、家庭、地域、学校での正しい知識と理解を普及する啓発を行い、HIV感染者への理解を深め、感染者や家族に対する差別意識解消に努めます。

【主な関係法令等】

- ・後天性免疫不全症候群の予防に関する法律<エイズ予防法>（H元.2施行）

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
啓発の充実	◎正しい知識の普及を図ることにより偏見や差別意識を解消します。 ・町広報紙による人権啓発	人権推進室
正しい知識の普及と予防に向けての啓発活動	◎正しく理解するため、情報提供や教材を利用し正しい知識の普及を図ります。 ・児童生徒の発達段階に応じた教育の充実 ・学校教育における性教育の充実 ・業務関連部署職員等の人権課題研修の開催	こども教育課 こども教育課 公立浜坂病院

(8) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別

<現状と課題>

ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所施策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別をされていました。ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた環境を踏まえて、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めます。

<施策の方向性>

啓発資料の配布、家庭、地域、学校での正しい知識と理解を普及する啓発を行い、ハンセン病患者・元患者やその家族への理解を深め、感染者や家族に対する差別意識解消に努めます。

【主な関係法令等】

- ・らい予防法の廃止に関する法律（H8.4 施行）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（H11.4 施行）
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律（H12.6 施行）
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（H21.4 施行）
- ・ハンセン病家族補償法（R 1.11 施行）

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
啓発の充実	◎正しい知識の普及を図ることにより偏見や差別意識を解消します。 ・町広報紙による人権啓発	人権推進室
正しい知識の普及と予防に向けての啓発活動	◎正しく理解するため、情報提供や教材を利用し正しい知識の普及を図ります。 ・児童生徒の発達段階に応じた教育の充実 ・学校教育における性教育の充実 ・業務関連部署職員等の人権課題研修の開催	こども教育課 こども教育課 公立浜坂病院

(9) インターネットによる人権侵害

<現状と課題>

情報処理技術は飛躍的に向上しており、パソコンや携帯電話を急速に発展させ、特にスマートフォンの普及によって、当初のＩＴ（情報技術）からＩＣＴ（情報通信技術）という考え方に変化しています。いつでも、どこからでも情報の発信・取得・交換ができるようになり利便性は格段に向上しています。一方、個人情報の紛失や流失があとを絶ちません、また中には悪意を持って発信された情報があるため、個人が正しい情報を見極めることは大変難しい状況となっています。

今回の「意識調査」ではインターネットを悪用した人権侵害について、見たり聞いたり、経験したことがあるものという項目で「わからない」が66.9%であったことからさらなるインターネット利用についての知識や個人情報の適切な取り扱いに関する正しい理解が必要となってきます。

本町では、町の保有する住民情報などに関して運用管理の徹底を図るため、平成 17 年に「新温泉町個人情報保護条例」を施行し、個人情報に対する行政責任を明確にしました。

<施策の方向性>

今後においても、情報化の進展が社会にもたらす影響を考え、人権尊重の視点から情報の収集や発信におけるモラルについて正しい理解が得られるように、家庭や地域、学校などさまざまな場において情報化社会の人権に関する学習や啓発を進めます。

また、人権や財産が脅かされることがないように、各種の伝達手段を用いて広報に努めるとともに、個人情報保護の徹底に向けた取組を推進し、インターネット利用の際の個人情報の適切な取り扱いに関する正しい理解を深めるための啓発や教育についても推進していきます。

インターネットにおける悪質な書き込みに関しては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」などに基づき、関係機関と連携のもと対応を行います。

【主な関係法令等】

- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律<プロバイダ責任制限法>（H14.5 施行）
- ・ 新温泉町個人情報保護条例（H17.10 施行）
- ・ 第4次新温泉町情報化計画（R4.2 策定）

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
インターネット上の人権侵害事象への適切な対応	◎法務局や警察等関連機関との連携を深めながら、インターネット上の人権侵害事象については、削除の要請等適切な対応に努めます。 ・町広報紙による人権侵害等の啓発 ・人権学習会、人権セミナーの開催 ・第4次新温泉町情報化計画の推進(R4～R8)	人権推進室 人権推進室 企画課
学校・家庭における情報モラルの育成	◎インターネットやスマートフォン機能を悪用した「ネットいじめ」等の人権侵害、また、有害サイト等の情報に対して、児童・生徒が対応できる能力を育成します。そのため児童・生徒のインターネットやスマートフォンにかかわる問題に対応する情報教育に係る計画を作成し情報教育の充実を図ります。また、有害サイト接続防止等、家庭における情報モラルの向上を支援します。 ・インターネット等の情報モラル教育の推進	こども教育課・生涯教育課

(10) L G B T Q（性的少数者）に対する偏見や差別

<現状と課題>

性に関する概念は、体の性別のほかに、心の性別とよばれる「性自認」、どの性別の人を性愛の対象とするかという「性的志向」、さらに、どのような振る舞いや見た目を選択するかという「表現における性」等があります。

L G B T Q（性的少数者）の方は、約13人に1人おられるとされ、左利きの人口や、血液型がAB型の人口と同じくらいおられると言われています。

L G B T Q（性的少数者）の方が一人の人間として尊重され、その権利が保障されるよう、人権施策を一層推進していくことが求められています。

<施策の方向性>

セクシャルマイノリティに対する関心は世界的に高くなっており、どのような性的指向や性自認を持っていたとしても、特別視することなく、すべての人がありのままの自分でいられるような社会をめざす必要があります。

L G B T Q（性的少数者）の方に対しての理解、一人ひとりの違いが受け入れられ、差別や偏見などがないように人々の意識を変えて行くため研修研鑽をしていき、共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

また、今後は新温泉町パートナーシップ制度を制定し、誰もが安心して暮らせる環境づくりをめざします。

【主な関係法令等】

- ・人権教育・啓発に関する基本計画に同性愛者への差別といった性的志向に係る問題解決に資する施策の検討（平成14年3月15日閣議決定）
- ・性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（平成15年施行）
- ・いじめ防止対策推進法の基本方針が改定されL G B T Qへの対応が盛り込まれる（平成25年）
- ・L G B T Q「社会的少数者」の権利尊重を規定（平成29年）
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（R5 施行）

具体的施策	具体的施策の内容	所 管
啓発の充実	◎LGBTQ（性的少数者）に対する正しい知識の普及を図ることにより偏見や差別意識を解消します。 ・町広報紙による人権啓発 ・人権学習会の開催 ・人権セミナーの開催 ・人権課題研修の開催 ・相談窓口の設置と相談体制の充実 ・パートナーシップ制度の推進・啓発	人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室 人権推進室

LGBTQ（性的少数者）について

●性を構成する4つの要素

性のあり方には、「身体の性」以外にも大きく分けて4つの要素があります。それぞれの要素の組合せによって、さまざまなセクシュアリティ（性の在り方）が形作られています。その組み合わせは多様で、「性はグラデーション」と言われることもあります。

身体の性（からだの性）	身体的な特徴や性染色体など生物学的な性別
性自認（こころの性）	自分自身が認識している性別
性的指向（好きになる性）	恋愛感情などがどの性別に向いているか
性別表現（表現する性）	言葉や振る舞い、服装などで表現される性別

●LGBTQ（性的少数者）

下記の表のとおり、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーというアイデンティティ（自分は何者であるかという意識）を指す言葉の頭文字をとったものです。性的少数者の総称の一つとして使われることもあります。

Lesbian（レズビアン）	性自認が女性の同性愛者
Gay（ゲイ）	性自認が男性の同性愛者
Bisexual（バイセクシュアル）	両性愛者
Transgender（トランスジェンダー）	出生時の身体に基づいて振り分けられた性別と異なる性自認の人。 様々な性別不合・性別違和。
Questioning（クエスチョニング）	性自認や性的指向が明確でない人、固定的でない人、定義づけたくない人など。

※その他にも「A セクシュアル(恋愛や性愛の対象を持たない)」、「X ジェンダー(性自認が男性・女性どちらかと認識していない人)」などさまざまな性があります。

●LGBTQの人が直面するさまざまな困難について

性的少数者の人々は、社会的な抑圧や、周囲の無理解の中で、ライフステージごとにさまざまな困りごとに直面したり、悩みを抱いたりすることがあります。

- ・「ホモ」「おかま」「気持ち悪い」という言葉に傷ついた。
- ・性的指向や性自認に関するいじめやハラスメントの被害にあった。
- ・性自認の性別の更衣室やトイレが使えない。
- ・性自認と異なる制服の着用がづらい
- ・履歴書の性別と外見が異なるため、就職活動で差別されないか不安。
- ・公的書類の性別と外見が異なるため、行政窓口の手続きに時間がかかった。
- ・性自認や性的指向について相談できる場所がわからない。

上記のような困難事例を知ることは、これまで見過ごされてきた性的少数者の人々の問題に目を向け、性的少数者の存在に少しでも気づきやすくすることにつながります。

●アウティング（暴露）は絶対にしない！～プライバシーの保護～

本人の了解を得ずに、本人が公にしない性別指向や性自認をその他の人に伝え、広めてしまうことを「アウティング」といいます。

アウティングは重大な人権侵害です。絶対にしないよう十分注意しましょう。

※本人が表明することは「カミングアウト」といいます。

カミングアウト(Coming out)

これまでに公にしていなかった自分の
性的指向や性自認等を本人が表明すること



アウティング(Outing)

本人が公にしていなかったことを他人が
暴露すること

参照：兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会「啓発リーフレット」

第5 その他の人権課題

わが国には人権に関わるさまざまな課題があります。差別や偏見、犯罪や災害等で人権侵害されている人たちの尊厳が回復され、安心して誰もが暮らしやすい社会の実現が求められています。

日々、人権課題は多様化し複雑化しています。社会情勢の変化とともに正しい知識を身につけることが必要となっています。

(1) アイヌの人々に対する偏見や差別

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められています。

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(2) 刑を終えて出所した人やその家族の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識があり、就職差別や住居の確保が困難であるといった人権問題が発生しています。・特に社会復帰をめざす人たちにとっては極めて厳しい状況であります。

刑を終えて出所した人の更生に向けた支援や、その家族が安心できるようにするためには、家族・職場・地域などの周囲の人の理解と協力が欠かせないことから、地域社会の一員として円滑な社会生活が営めるよう支援するとともに差別や偏見の解消をめざし、関係機関や団体と連携した啓発活動の推進が必要となっていきます。

(3) 犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者とその家族の人権課題については、犯罪による直接的な被害にとどまらず、後遺症や中傷などの被害が発生しています。さらに問題としてはマスメディアによる犯罪の報道やプライバシー侵害、名誉毀損などが発生するなどの人権侵害にもつながることも少なくはありません。

犯罪被害者等を支援するため、平成17年（2005年）に「犯罪被害者等基本法」が施行され、その基本法の制定に伴い、令和3年3月26日に「新温泉町犯罪被害者等支援条例」が制定され、犯罪被害者等の権利の保護など支援に努めています。

今後は犯罪被害者等への理解を広げていくための啓発活動を推進するとともに、関係機関や団体との連携を強化し、支援につなげていくことが必要となってきます。

(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人

権侵害となっています。拉致問題に関する啓発については、平成 18 年（2006 年）「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、政府並びに地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められています。

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12 月 10 日～16 日）の取組を通して、「拉致問題」についての啓発を進めていくことが必要となっています。

（5）ホームレスに対する偏見や差別

平成 14 年（2002 年）に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、国や地方公共団体の責務としてホームレスの自立の支援等に関してはホームレス人権に配慮することが定められている。つまりホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、医療の分野においての取組を行うことで人権擁護について啓発を行っていく必要があります。

ホームレスについての人権では、自立の支援のために状況や支援の必要性について理解し、ホームレスに対する偏見や差別をなくすることが大切です。

（6）人身取引をなくそう(性的サービスや労働の強要等)

性的サービスや労働の強要等に関する人身取引は重大な人権侵害であり被害者に対しての深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらしているのが現状です。また人道的観点から迅速かつ的確な対応が求められている中で、政府が策定した「人身取引対策行動計画 2022」に基づき、各種対策に取り組んでおり、悪質・卑劣な「人身取引」を撲滅するため、被害者の早期救出・保護・徹底した取締りなどが強化されています。

（7）震災等の災害に起因する人権問題

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日発生した東日本大震災では被災地域が東日本全域に及び多くの犠牲者や行方不明者などの甚大な人的被害が生じました。また原子力発電所の事故については、放射線の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人に対して、風評による思い込みや心ない言動により人権侵害を引き起こすといったことも少なくありません。

また東日本大震災だけでなく、平成 28 年（2016 年）4 月に発生した熊本地震、令和 2 年（2020 年）7 月に発生した九州地方での記録的な豪雨などの大きな災害が発生、さらに令和 6 年の 1 月には能登半島地震が発生しました。

大きな災害の発生には不確かな情報に基づき、プライバシーが守られにくいことだけでなく、被災者に対する偏見や差別を助長するような情報を発信するなど、十分な配慮が行き届かない事態が発生しつつあります。災害時には災害対策だけでなく、すべての人の人権への配慮を基本として、不確かな情報を鵜呑みにせず、相手の立場になって考え、相手の気持ちを想像するなどの姿勢と行動が大切です。

参 考 資 料

【資料】

- ・ 人権に関する新温泉町民の意識調査結果・・・・・・・・・・50
- ・ 新温泉町人権啓発推進条例・・・・・・・・・・84
- ・ 新温泉町人権施策行政推進会議設置要綱・・・・・・・・・・85
- ・ 新温泉町人権教育・人権啓発推進体制・・・・・・・・・・86
- ・ 人権関係年表《主な関係法令等》・・・・・・・・・・87
- ・ 同和対策関係年表・・・・・・・・・・92
- ・ 人権に関する事務事業・・・・・・・・・・95
- ・ 人権施策推進計画における施策の実施状況(R2～R5)・・・97

【関係法令】

- ・ 世界人権宣言・・・・・・・・・・101
- ・ 日本国憲法（抄）・・・・・・・・・・106
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・108
- ・ 障害者差別解消法・・・・・・・・・・109
- ・ ヘイトスピーチ解消法・・・・・・・・・・118
- ・ 部落差別解消推進法・・・・・・・・・・119

【その他】

- ・ 兵庫県パートナーシップ制度・・・・・・・・・・121

人権に関する新温泉町民の意識調査結果

▶ はじめに ◀

新温泉町では、同和問題をはじめあらゆる差別・人権問題の解消、根絶に向けて、現状の町民の人権意識及び人権啓発の成果並びに課題を把握し、今後の人権啓発を推進していくため、令和5年度に第4回目の「人権に関する新温泉町民の意識調査」を行いました。

意識調査の結果を基にして、今後の人権施策についてさらなる検討を行い、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けて、関係機関とも連携・協働した幅広い取組を展開していきたいと考えています。

この調査結果が、今後様々な機会で活用されることを願っています。

1. 調査対象者

令和5年10月1日現在で満16歳以上の新温泉町民の1割相当の人。

(1,166人)

新温泉町選挙人登録名簿登録者数(令和5年10月1日現在)

区分	温泉地域(人)	浜坂地域(人)	計(人)
男	2,106	3,445	5,551
女	2,289	3,819	6,108
計	4,395 (37.7%)	7,264 (62.3%)	11,659 (100%)

2. 調査対象者の抽出方法

温泉・浜坂地域別、男女別、16歳以上の町民を年代別に、無作為抽出した人。

区 分	温泉地域(人)			浜坂地域(人)			計(人)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
16～19歳	9	7	16	16	20	36	25	27	52
20～29歳	17	11	28	25	17	42	42	28	70
30～39歳	16	10	26	40	31	71	56	41	97
40～49歳	26	31	57	50	38	88	76	69	145
50～59歳	25	31	56	52	43	95	77	74	151
60～69歳	43	40	83	70	68	138	113	108	221
70～79歳	42	41	83	61	78	139	103	119	222
80歳以上	32	59	91	35	82	117	67	141	208
計	210	230	440 (37.7%)	349	377	726 (62.3%)	559	607	1,166 (100%)

3. 各年代別の配付数と回収数及び回収率

年齢	配付数	回収数	回収率(%)
16～19歳	52	13	25.0
20～29歳	70	10	14.3
30～39歳	97	22	22.7
40～49歳	145	42	29.0
50～59歳	151	52	34.4
60～69歳	221	107	48.4
70～79歳	222	162	37.7
80歳以上	208		
合計	1,166	408	35.0

4. 質問項目

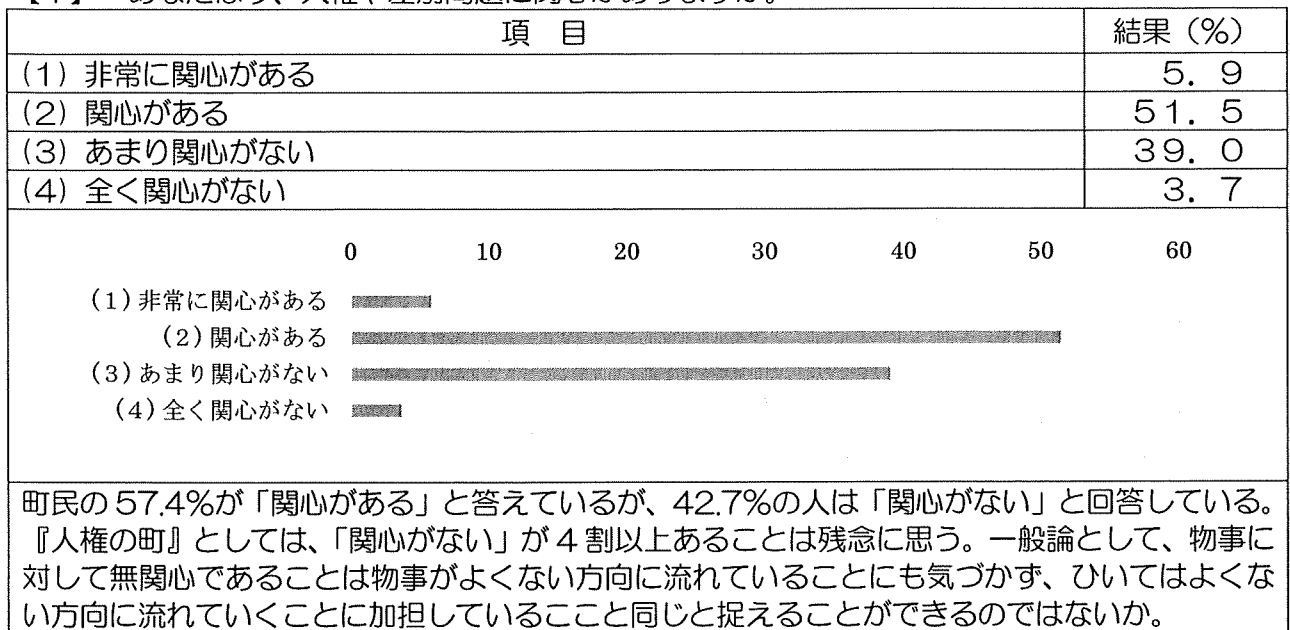
- 【1】あなたは今、人権や差別問題に関心がありますか。
- 【2】あなたは、どのような人権や差別問題に関心がありますか。
- 【3】-1 現在の新温泉町は、人権が尊重されている町だと思いますか。
- 【3】-2 前の質問【3】-1で、「3あまり尊重されていない」「4尊重されていない」に○印をつけられた人、具体的に記述してください。
- 【4】あなたは、最近（近年）、他人の人権を侵害したり、差別したことがありますか。
- 【5】-1 あなたは、最近（近年）、自分や家族の人権を侵害されたり、差別されたと思ったことがありますか。
- 【5】-2 前の質問【5】-1で、「1ある」に○印をつけられた人、それはどのような差別や人権侵害でしたか。
- 【6】-1 現在、新温泉町において、障がいのある人に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものはなんですか。
- 【6】-2 前の質問【6】-1で○印をつけられた人、具体的に記入してください。
- 【7】現在、新温泉町において、高齢者に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものはなんですか。
- 【8】現在、新温泉町において、子どもに対する人権侵害について、特に問題があると思われるものはなんですか。
- 【9】現在、新温泉町において、女性に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものはなんですか。
- 【10】現在、新温泉町において、在日外国人に対して、どのような差別や偏見があると思いますか。
- 【11】同和問題（部落差別）についてどう思いますか。
- 【12】同和問題を解決するにあたり、あなたのお考えはいかがですか。
- 【13】結婚相手を決めるときに家柄を気にしますか。
- 【14】結婚は、ふたりの合意により成立しますが、現実にはいろいろな理由で、家族やまわりの人たちが反対することがあります。このことについて、あなたはどのように思いますか。
- 【15】あなたのお子さんや家族または親戚が結婚する場合、結婚相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。
- 【16】未婚の人のみ。あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか。
- 【17】今なお同和問題がなくならないのは、なぜだと思われますか。
- 【18】あなたは、どのようにして同和地区が生まれたのか、理由を知っていますか。
- 【19】あなたは、なぜ同和地区が差別されてきたのか知っていますか。
- 【20】-1 現在、新温泉町において、部落差別はあると思いますか。
- 【20】-2 前の質問【20】-1で「1あると思う」に○をつけられた人、それは、どのような場面で現れると思いますか。
- 【21】-1 あなたは、本人通知制度を知っていますか。
- 【21】-2 あなたは、本人通知制度に登録していますか。
- 【21】-3 前の質問【21】-2で「2.登録していない」に○をつけられた人、今後本人通知制度に登録しますか。
- 【22】あなたは、部落差別解消推進法を知っていますか。
- 【23】あなたは、ヘイトスピーチ解消法を知っていますか。
- 【24】あなたは、障がい者差別解消法を知っていますか。
- 【25】あなたは、LGBT（性的少数者）のことについて知っていますか。
- 【26】-1 あなたの身近なところにLGBT（性的少数者）の人はおられますか。
- 【26】-2 あなたの身近なところにLGBT（性的少数者）の人がいた場合あなたはどう思いますか。
- 【27】あなたの身近なところに、エイズ患者・HIV（エイズ・ウイルス）感染者がいた場合、あなたはどうしますか。
- 【28】あなたの身近なところにハンセン病既往症の患者がいた場合、あなたはどうしますか。
- 【29】現在、新温泉町において、インターネットを悪用した人権侵害について、あなた自身が見たり聞いたり、経験したことがありますか。
- 【30】子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者や恋人などからの暴力（DV）が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、どのように対応しますか。
- 【31】今、同和問題をはじめ様々な人権問題についての学習活動が推進されていますが、そのことについて、あなたはどう思いますか。
- 【32】-1 あなたは、近年同和問題をはじめとする人権についての学習会、講演会、研修会、講座等に参加されたことがありますか。
- 【32】-2 前の質問【32】-1の1～3に○印をつけられた方におたずねします。あなたが参加されたきっかけはなんですか。
- 【33】人権が保障される社会を実現するために、行政の施策として特に重要だと思われるものは何

ですか。

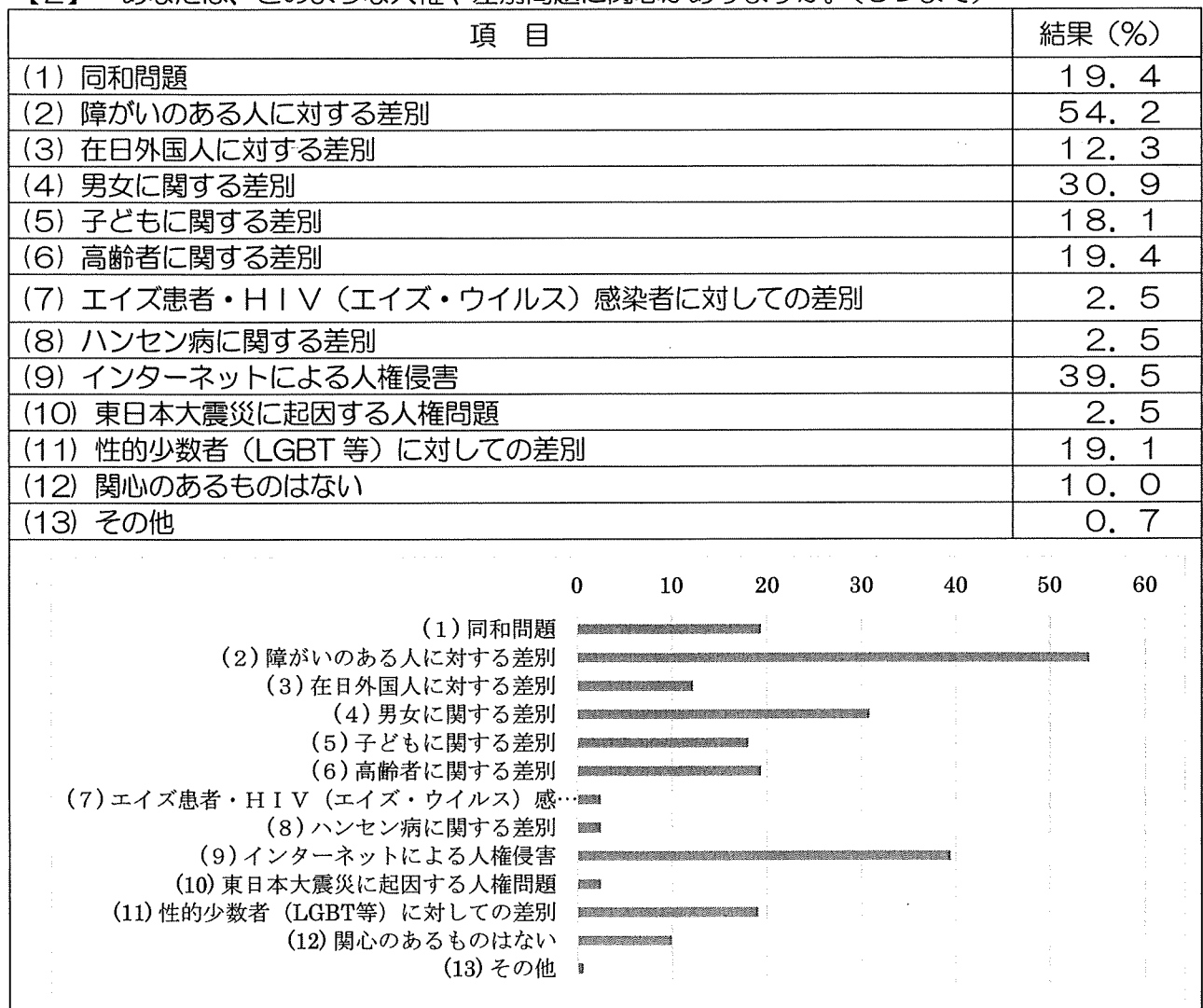
【34】同和問題をはじめあらゆる差別解消に向けての取組についてのご意見・ご要望はなんですか。

5. 調査結果

【1】 あなたは今、人権や差別問題に関心がありますか。



【2】 あなたは、どのような人権や差別問題に関心がありますか。(3つまで)



町民の関心度は「(2)障がいのある人に対する差別」が54.2%で1位、「(9)インターネットによる人権侵害」が39.5%で2位、「(4)男女に関する差別」が30.9%で3位を占める。次に「同和問題」「高齢者に関する差別」「性的少数者に対する差別」「子どもに関する差別」と続いている。

【3】－1 現在の新温泉町は、人権が尊重されている町だと思いますか。

項 目	結果 (%)
(1) 尊重されている	7.4
(2) ほぼ尊重されている	69.1
(3) あまり尊重されていない	18.9
(4) 尊重されていない	1.5

0	10	20	30	40	50	60	70	80
(1) 尊重されている								
(2) ほぼ尊重されている								
(3) あまり尊重されていない								
(4) 尊重されていない								

町民の76.5%が「尊重されている」と回答し、20.4%の人が「尊重されていない」と回答している。5人に1人が「尊重されていない」と回答していることになる。

【3】－2 前の質問【3】－1で「3あまり尊重されていない」「4尊重されていない」に○をつけた人におたずねします。なぜそう思われるのですか。

- ・広報に結婚、生まれた日、など名前がかかっているから。誰に見られているかわからないのでやめたほうがいいと思う。ほかの県ではしていない。
- ・雇用問題などに取り組みが悪い
- ・実感がない！差別に対して町がもっと前に出ていない！だめだ！！表面だけ、カタチだけ
- ・外国人住民の為に、災害放送を「やさしい日本語」にしてほしいと伝えているが、全然わかりません。外国人住民のセーフティネットが全く考えられていない。
- ・昔では多く存在していた今で言うハラスメントが特に注目されており、上の者から下の者へ、男性から女性へのハラスメント言動が多い。町民の意識向上が必要である。
- ・学習会など、いろいろと行われたりしていますが、普段生活（社会活動）していて、実感があまり感じる事がない。
- ・男女間の差別
- ・障害者福祉について町民の中で関心がある人が少ないように思います。
- ・「かわいそう」という言葉、“無関心”が多いように感じる。このままではいつか「虐待」のようなことにつながっていても不思議ではないと感じているから。
- ・他人の行動等、事実確認など無しに勝手に言い振れ回っている。他人のプライバシーに突っ込みすぎている。
- ・障がい者に対する尊重。町有財産に対する尊重。
- ・言葉による差別、小中学校などでのいじめ等、教師や保護者の方々も気づいていないものがある。公務員の方々も同じような感じがする。
- ・障がいのある人たちの働き方など理解があまりないのでは？
- ・差別があるというよりか全体的に配慮がたりないと思うから。
- ・そもそも「人権とは何か」について町民が理解していないように感じるから。人権＝差別という意識が強い。
- ・子供が小学校に通っているが、最近学校の対応に「人権って何だろう」と思うことがあったから
- ・高齢者・障害のある方等、他にも環境等整備が出来ていない。
- ・公共の建物に階段しかない。
- ・会話の中で時として話が出て来る
- ・障がいのある人が働く場所が少ない。
- ・高齢者が多い地域でありながら、高齢者に不便や不安を与えている現状があり、行政が積極的に高齢者福祉に特に力を入れていないように感じる為

(6) セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）	2. 9
(7) セクシャル・ハラスメント以外のハラスメント（パワハラ、マタハラ等）	17. 1
(8) その他	0

	0	10	20	30	40	50	60	70
(1) あらぬうわさや悪口、名誉きそん 等								
(2) 公的機関や企業・団体による不当な扱い								
(3) 地域、家庭、職場等での暴力、脅迫、仲...								
(4) 差別待遇（宗教・性別・職業・家柄等に...								
(5) プライバシーの侵害								
(6) セクシャル・ハラスメント（性的いやが...								
(7) セクシャル・ハラスメント以外のハラス...								
(8) その他								

「(1)あらぬうわさや悪口、名誉棄損等」が60.0%で1位、「(5)プライバシーの侵害」が45.7%で2位になっている。この二つが突出している。日常生活の中のできごとが「人権侵害や差別」につながっているのかもしれない。

【6】-1 現在、新温泉町において、障がいのある人に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものは何ですか。（複数可）

項 目	結果（％）
(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない（環境整備）	28. 2
(2) 働く場所の確保など雇用対策が十分でない	32. 8
(3) 医療や福祉の面で対応が十分でない	16. 2
(4) 教育を受ける権利が十分保障されていない	3. 9
(5) 必要な情報が入らないことがある	10. 0
(6) スポーツ活動や文化活動などへ気楽に参加できない	8. 6
(7) 障がいのある人に対する理解が不足している。差別意識がある	22. 5
(8) 障がいのある人だけで暮らせる住宅もしくは入所できる施設（ケアホーム・グループホームなど）が整っていない	27. 5
(9) 災害時・緊急時の対応・準備が十分でない	15. 2
(10) 身体や精神の障がいにつけ込んだ悪徳商法や詐欺などによる被害がある	2. 0
(11) 資格取得が出来ないなどの制度上の差別がある	2. 9
(12) その他	0

	0	5	10	15	20	25	30	35
(1) 道路の段差解消、エレベーターの設置な...								
(2) 働く場所の確保など雇用対策が十分でない								
(3) 医療や福祉の面で対応が十分でない								
(4) 教育を受ける権利が十分保障されていない								
(5) 必要な情報が入らないことがある								
(6) スポーツ活動や文化活動などへ気楽に参...								
(7) 障がいのある人に対する理解が不足して...								
(8) 障がいのある人だけで暮らせる住宅もし...								
(9) 災害時・緊急時の対応・準備が十分でない								
(10) 身体や精神の障がいにつけ込んだ悪徳商...								
(11) 資格取得が出来ないなどの制度上の差別...								
(12) その他								

上位には「(2)働く場所の確保など雇用対策が十分でない」が32.8%、「(1)道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない(環境整備)」が28.2%、「(8)障がいのある人だけで暮らせる住宅もしくは入所できる施設(ケアホーム・グループホームなど)が整っていない」が27.5%、「(7)障がいのある人に対する理解が不足している。差別意識がある」が22.5%となっている。多くの項目で高い数字が挙がっている。「障がいのある人に対する人権侵害」が多くの人に関心事であることがうかがえる。

【6】-2 前の質問で「○」をつけられた人におたずねします。それは、どのような場所・場面で問題があると感じられましたか。具体的に記入してください。

- ・障がい者施設に対する、一部の反対意見が全体の意見のようになってしまっている。
- ・議会の答弁を見ていて、同じことをばかりやっていて、なかなか進んでいないと感じているため、施設が整っていない。
- ・障がい者の働いている場面をみたことがないため
- ・自分自身が理解不足である
- ・歩道の設置が不十分
- ・良くわからないが、障がい者のスポーツ大会が少ないように感じられる。
- ・公共施設のバリアフリー化、ハートフル駐車スペース、多目的トイレが完備されていない。
- ・道路がせまい。駅にエレベーターがない
- ・駅、役場、道路、病院、商店、車いすでの通行ができない、危険、
- ・点字ブロックに乗り上げて止めている車、横断歩道など道路表示がうすくなっている所が多く見られるなど障がい者の人たちが戸外に出ていく時の安全面への配慮をもう少し考えてほしい。
- ・道路では、あらゆる所に段差があり！！
- ・災害時の障がい者、老人に対する手助け、誘導等
- ・香美町にくらべ障がい者の暮らせるホームがぜんぜん少ない。
- ・障がいには様々なものがあり、常に知識をつけていかなければならないが、なかなか日常に追われてそこまでできない。それが人権侵害につながる。
- ・障がいについての理解が十分でないので、たくさんの方の前で普通にいられない。会議などに出席できない。
- ・駅の階段
- ・駅
- ・災害時、緊急時における障がいのある方への対応については、地区内で役割分担等の相談はできているのだが、避難訓練の際、当人の参加がないため、実際のところどう動けばよいのか十分共通理解ができていない状態が続いている。
- ・障がいのある人の程度にもよるが、親が高齢になるとともにその子も年を重ねる。その時一人でも何か生活できる場所、例えば施設の中で助け合いながら自分のことが出きる人間を育てていく場所が必要
- ・企業の障がい者雇用が、すすんでいると思わない
- ・町広報等で、障がい者の雇用対策に対する具体的な方法や議会等の質疑を聞かない。(私だけかも)
- ・訓練等では十分ですが、何か形式的になっているような気がします。
- ・横断歩道で渡ろうと待っていても、車がスピードを落さず通過するので障がいのない人でも危険！交通モラルが低いと思う。
- ・建築年数が経過している学校やこども園など、スロープはあるが車いすでの移動教室になると不便があると思う。
- ・多目的集会施設の2階に上がる時、スロープ又エレベーターが必要である。
- ・多目的集会施設にエレベーターがないこと→多目的ホールに車イスで行くためには困難である。
- ・災害時、緊急時の時に近所に誰が何人住んでいるのかよくわからず暮らしている。災害時がおきた時は、声掛けはしようと考えてはいます。
- ・道がせまい。段差が多い。
- ・歩道を個人で移動する事が大変である。
- ・湯村温泉に来られた観光客を目にして、杖をついた人、車イスの人などが、荒湯付近まで下りたり、反対に上がったり(もちろん介添者の助けを借りながら)の様子、北駐車場から荒湯までの春木川沿いの歩道も同様なこと。(地元で暮らす自分もいずれは同じようなことに・・・)うば車を押している若い母親を見ても暮らし善い街とは言えないだろうなあって感じてしまう。

- 道路の段差の解消
- 子どもに障がいがある場合、医療機関まで遠いこと、また、障がいがある場合の子どもの受入ができる学校がない。
- たとえば、飲食店入店の際スロープが付いているとか車いすで移動する道に放置自転車を無くす、多目的トイレを増やす。
- 多目的ホール、サンシーホール、文化会館
- 道路の段差、アスファルトの剥離による穴開き（旧温泉地域）があり、歩行に不自由を感じる。
- 入所施設が少なく選択できない。
- ロボット活用による外出機会増加が予想される中で、道路等、段差が多く残っており、危険解消の必要性を感じている。
- 浜坂ユートピアは高齢者対象にできた施設なのに体の不自由な人が2階に上がりにくい（リフトが故障していて、ずっと直さない）休憩の為の大広間にあったソファが取りのぞかれているし、椅子の設置もなかったです。その後、改善されてたらありがたいですが。
- 駅のホーム（下りのホームへは、階段を通る）。公共施設でもまだまだエレベーターの未設置箇所がたくさんある。公共施設のトイレは、大丈夫ですか。
- 店先の道路・整備したであろう道路
- 歩道の段差
- 町内で車いすが安心して道路を通行できるように思わない。
- 障がいがある子は、村岡や新温泉町以外の学校にかよっている。そういう学校が町内にない。
- 公共施設などはまだ昔のままのところがある。
- 駅やバス停、学校
- 学校、駅など
- 医療関係の建物に車椅子介助で付いていた人が「段差があり1人では、持ち上げられず、困った」と言っていたのを聞いた事があります。新温泉町に障がいのある人が何人くらいおられるのかわかりませんが、あまりお見かけしないのは、出かける環境に不安もあるのかな？と思いました。
- 観光地であるのにも関わらず特に荒湯周辺は、足の不自由な方、車いすの方等の移動が難しい。やむなく行かない選択をせざるを得ない。
- 障がいのある子供さんをみている親は、「自分が死んで居なくなったら、この子はどうなるのだろう」と心配されています。
- 地域性もあるが、平坦な地に住居がある人ばかりでなく、外出しやすくする環境が整っているかどうか疑問に感じる。
- 新温泉町において障がい者施設が整備されてきたのは最近。グループホームなど学校についても全くない。この町は、10年以上遅れている。
- 子供が通っている小学校はエレベーターが設置してあり、環境は整っている方だと思うが、障がいに対する理解が自分も子供もあいまいだと思う。
- 避難指示がでても行ける場所もない。医療、福祉の施設でも手のかかる障がい者は、責任が持てないと利用を断れる。障がい者は教育より、生活ができる手段を優先されるように感じる時がある。
- バスの乗降、スーパー入り口、ホール等
- 多目的、サンシーホール、文化会館にエレベーターがない。
- バスの段差が高く、乗り降りしにくい。（足が不自由な人にとって）
- 駅にエレベーターがない
- 歩道のせまさ、自転車、歩行者あるいは、車いすの方を考えると安全は低い
- 歩道がない。障がい者対応の設備が少ない。
- 重度障がい者（車イス）の主人が8年前に亡くなりましたが、車いすでの移動が大変でした。今は福祉タクシーとか軽自動車の特殊車がありますが以前は大型の車しかなく、大変でした。多目的ホールの二階もずい分、体の不自由な方には、集まるのが大変と思えます。
- 障がいのある方が作業所などで働くケースはよく見かけるが、一般企業、公的な場で働く機会が少ないと思う。
- 道路の段差など多いと思う
- 町内の主要道路以外の道路で側溝のフタがポコポコしていることや、積雪時に水が出るようになっていないので緊急時の不安がある（除雪も高齢者が多いので困難）。
- 障がいがあっても自立して暮らせるしくみ、能力が生かせる

- 一般の会社で、障がいのある人を雇用している場面を見たことがないので、受け入れをできる会社が少ないのではないかと想像する
- 歩道が終わり道になった所の段差。
- 家庭（住宅）内の設備に助成。資格の取れない障がいの人でも居るが出来る限り資格が取れる様
- 身体的に表れていない障がい（発達障がい等）に対して、あの家の子仕事せずにぶらぶらしているとか、理解が薄い。
- 災害時に障がいを持つ方への連絡、移動方法等が各区内で決められていないと思います。
- 豊岡の図書館で車イスの職員さんが働かれていられるのですが、本町では見たことがありません。高齢者の方のグループホームはありますが障害のある方の施設（グループホーム）は見たことがありません。
- 障がいのある人を町内で見かけることがあまりない。当たり前に出かけたり、収入を得たりできる。空気や機会まわりの意識が低いのではないかと。
- 障がいを持った子を持つ親は、親が亡くなった後等大変不安を思います。そういう場合の入所できる施設などほしいと思います。そこで就労しながらくらすたらと思います。
- 公共施設で2階以上の建物は、エレベーターがあってもよいのではないかなと思う。
- 多目的にエレベーターの設置なし。浜坂駅にエレベーターの設置なし。文化会館、サンシーホールにエレベーターの設置なし。
- 公的施設以外での雇用が充分ではないと感じる。
- 車いすでの移動の場合、補助なしで外出できる状況でない（家族に車いすの者あり）
- 障がい者の為の新温泉町舎に（2階以上に参加する為の）エレベーター、エスカレーターが設置されていない。車イスでも行政施設に入館（届出、相談）できる建物になっていない。温泉地区よりもっと人口の多い浜坂地区の行政施設の充実を考えて下さい。
- 災害時、緊急時に障がいのある人をどの様にサポートしていくかを事前に確認しておく必要があると思います。障がいのある人の存在を知り（どこに住んでおられるかなど）理解して災害時、緊急時に備えなければならないと思います。（知らなかった。という事がない様に）
- 退職し家族と共に帰郷しましたが子供の働く職（会社等）を探し求め豊岡・鳥取の職安に参りましたが、結局見付けられず都市部に探す事となりました。思うことは何とか企業誘致を行政がして頂きたいものです・・・・・・
- 歩道の段差及び網目状の側溝のふた等、歩行、車イス使用時に問題発生の可能性大
- 障がいのある人が働いている場所をほぼ見ない。
- 多目的集会施設の二階には上りにくいと思う
- 横断歩道用信号機、目の不自由な方への音響設備があればと思います。
- 町内にエレベーターがある場所が何個ありますか？今の歩道があるいて車いすがスムーズに行けますか？
- 学校、新温泉町は、坂道が多く段差が多い。道路もわずかな段差があり、つまずきやすい。荒湯に降りる道にもスロープが欲しい。ベビーカーや車いすの人でも楽に行ききが出来た様になったらうれしい。
- スロープ、エレベーターの設置が不足していると思う。積極的な環境整備により、移動しやすい町づくりを推進してください。
- グループホームなどの設置（町内）に反対運動

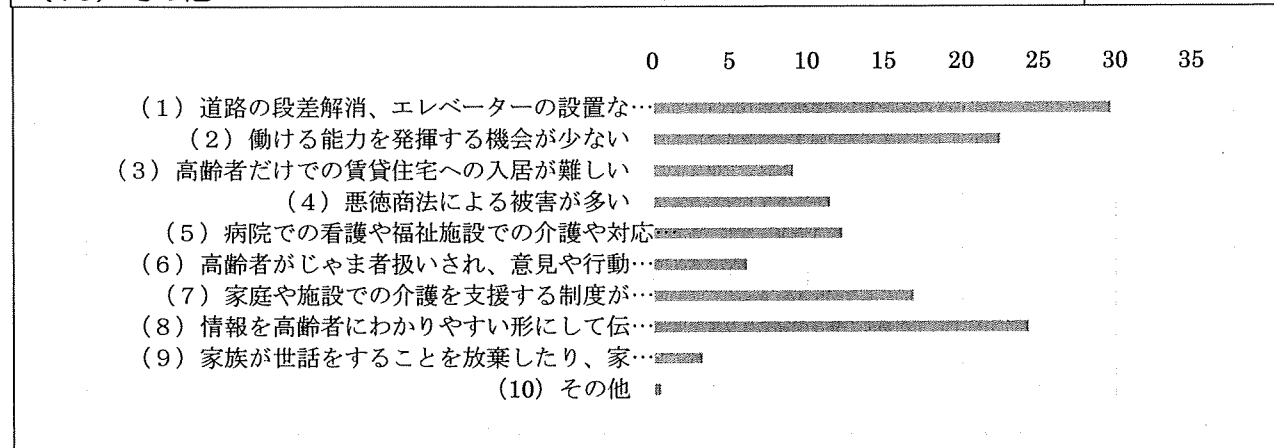
障がいのある人の人権

障がいのある人が車いすでの乗車を拒否されたり、アパートの住居を断られたりする事案が発生しています。障がいのある人に対する十分な理解と配慮が必要です。

障がいのある人を含むすべての人々にとって、住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がいのある人に対する各種施策を実施していくだけでなく、社会の全ての人々が障がいのある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

【7】 現在、新温泉町において、高齢者に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものは何ですか。（複数可）

項 目	結果（％）
（１）道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない（環境整備）	29.7
（２）働ける能力を発揮する機会が少ない	22.5
（３）高齢者だけでの賃貸住宅への入居が難しい	9.1
（４）悪徳商法による被害が多い	11.5
（５）病院での看護や福祉施設での介護や対応が十分でない	12.3
（６）高齢者がじゃま者扱いされ、意見や行動が尊重されない	6.1
（７）家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない	16.9
（８）情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	24.3
（９）家族が世話をすることを放棄したり、家族から虐待を受ける	3.2
（１０）その他	0.5



（１０）その他の意見

- ・訪問介護、施設介護を気楽に利用できるようにしてほしい。利用料金が高くて、生活で厳しい人でも利用できるようにしてほしい。
- ・国の問題だろうけど高齢者や障がい者への金銭的援助が少ないと思う（年金含む）
- ・施設がバリアフリーになっていない所が多い

「（１）段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすい町づくりや住宅づくりが進んでいない（環境整備）」が29.7%、「（８）情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない」が24.3%、「（２）働ける能力を発揮する機会が少ない」が22.5%で上位に挙げられている。次に「（７）家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない」が16.9%が続いている。

高齢者の人権

介護の際に虐待を受けた、無断で財産を処分されたなどの事案が発生しています。豊かな知識と経験をもとにこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい……。高齢者が生きいきと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てる必要があります。

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子高齢化等を背景として、人口の４人に１人が65歳以上の者となっています。このような中、介護者等による身体的・心理的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

【8】 現在、新温泉町において、子どもに対する人権侵害について、特に問題があると思われるものは何ですか。（複数可）

項 目	結果（％）
（１）親が、いうことを聞かない子どもにしつけのつもりで体罰を与える	5. 4
（２）子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する	3. 7
（３）いじめをしてる人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	27. 0
（４）学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視する	7. 1
（５）教師が児童や生徒をたたくなど暴力をふるう	2. 2
（６）ビデオ・インターネット・携帯電話など、子どもを取り巻く性、暴力、出会い系サイト、犯罪、自殺などに関する情報がはんらんしている	35. 0
（７）その他	0. 5

0	5	10	15	20	25	30	35	40
（１）親が、いうことを聞かない子どもにしつ… （２）子どもに身体的、心理的な虐待を加えた… （３）いじめをしてる人や、いじめられている人… （４）学校や就職先の選択などについて、大人… （５）教師が児童や生徒をたたくなど暴力をふ… （６）ビデオ・インターネット・携帯電話な… （７）その他								

「(6)ビデオ・インターネット・携帯電話など、子どもを取り巻く性、暴力、出会い系サイト、犯罪、自殺などに関する情報がはんらんしている」が35.0%、「(3)いじめをしてる人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が27.0%で突出している。「見て見ぬふり」をしている場所は学校？地域内？職場？「見て見ぬふり」は「認めている」ことと同じではないだろうか。

子どもの人権

いじめや体罰など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。子供は一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

文部科学省が実施した令和2年度の調査によれば、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は6万6,201件、いじめの認知件数は51万7,163件であり、依然として憂慮すべき状況にあります。また、令和3年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人数は198人となっています。

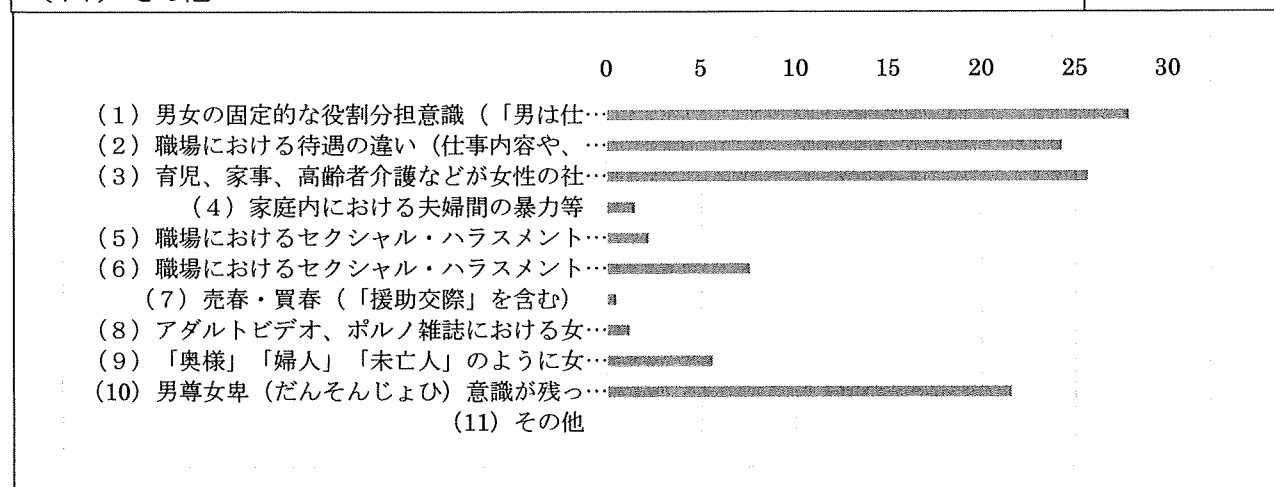
最近の子供のいじめは、SNS上などで行われ、周りから一層見えにくくなっていることに加え、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少なくありません。

いじめをする子供やいじめを見て見ぬふりをする子供が生じる原因や背景は様々ですが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりの希薄さがあると考えられます。

お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権尊重意識を養っていくことが重要です。

- 【9】 現在、新温泉町において、女性に対する人権侵害について、特に問題があると思われるものは何ですか。（複数可）

項 目	結果 (%)
(1) 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）	27.9
(2) 職場における待遇の違い（仕事内容や、昇給・昇進の男女差など）	24.3
(3) 育児、家事、高齢者介護などが女性の社会進出を困難にしている	25.7
(4) 家庭内における夫婦間の暴力等	1.5
(5) 職場におけるセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）	2.2
(6) 職場におけるセクシャル・ハラスメント以外の差別（パワハラ、マタハラなど）	7.6
(7) 売春・買春（「援助交際」を含む）	0.5
(8) アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化等	1.2
(9) 「奥様」「婦人」「未亡人」のように女性だけに用いられる言葉	5.6
(10) 男尊女卑（だんそんじょひ）意識が残っている	21.6
(11) その他	0



「(1)男女の固定的な役割分担意識」「(3)育児、家事、高齢者介護などが女性の社会進出を困難にしている」「(2)職場における待遇の違い」「(10)男尊女卑（だんそんじょひ）意識が残っている」が突出している。「女性に対する人権問題」は、実は、男性側の問題でもあるのだが・・・。

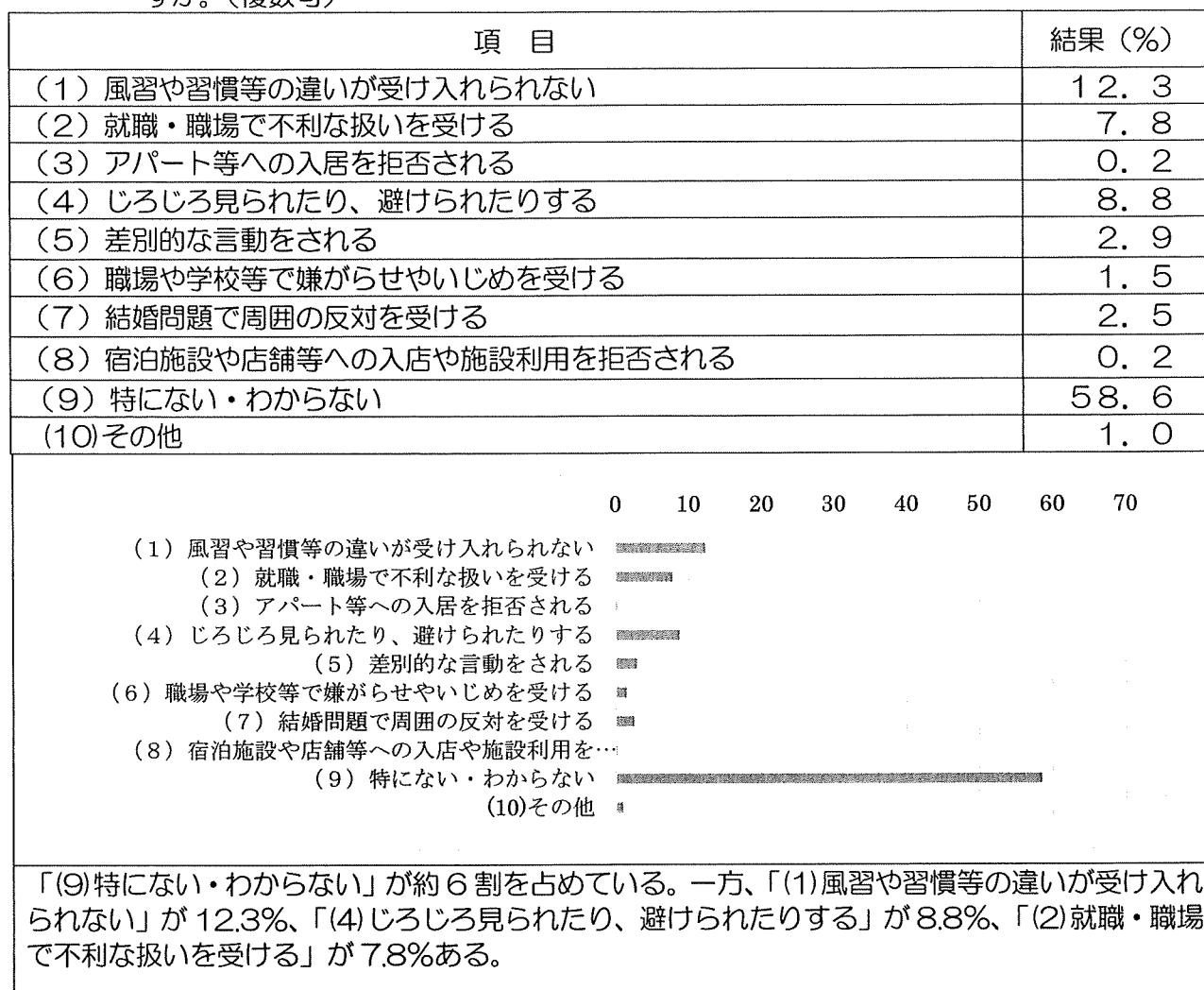
女性の人権

女性の社会参加や活躍の機会が奪われることはあってはなりません。また、女性は、性犯罪・性暴力・DV、ハラスメントなどの対象となりやすく、こうした被害から守ることが必要です。

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等によって、男女平等の電束が確立されています。しかし、いまなお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭は職場において様々な男女差別を生む一因となっています。

また、性犯罪・性暴力、配偶者からの暴力（DV）、職場におけるセクハラや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、近年多く発生しています。

【10】 現在、新温泉町において、在日外国人に対して、どのような差別や偏見があると思いますか。（複数可）



外国人の人権

文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

我が国に在留する外国人は、令和3年末現在で、約276万人であり、近年は減少傾向にあります。そのような中であっても、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めたことから、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されましたが、ヘイトスピーチは今もなお解消されていません。

こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

【11】 あなたは、同和問題(部落差別)についてどう思いますか。...

項 目	結果 (%)
(1) 人権尊重の社会では許されないことであり、早急に解消しなければならない	59.3
(2) 人間社会である以上、差別があってもやむを得ない	3.2
(3) 年月が経過すれば自然になくなる	24.5
(4) その他	0.5

0	10	20	30	40	50	60	70
(1) 人権尊重の社会では許されないことであり、早急に解消しなければならない (2) 人間社会である以上、差別があってもやむを得ない (3) 年月が経過すれば自然になくなる (4) その他							

(4) その他の意見

- ・高齢者を中心に「あの地域は部落だから・・・」などと言っているように思う。わざわざ私達の世代やその子どもたちの世代にまで、新温泉町地区の同和問題を伝える意味がないと思う。若い人たちは、部落など関係なく生活している。気にしている人もいない。
- ・同和問題を取り上げる事が問題である
- ・若い年の人たちは、同和問題とかわからないのでは？私達（60代）でもこだわりとかならないと思います。
- ・靖国崇拝が続く限りなくならない

約6割の人が「(1)人権尊重の社会では許されないことであり、早急に解消しなければならない」と回答している一方、4人に1人が「(3)年月が経過すれば自然になくなる」という意見もある。「自然になくなる」というのは、「何もしなくても自然に解消する」ということか。もしそうなら、すでに部落差別はなくなっているもおかしくないのではないか。

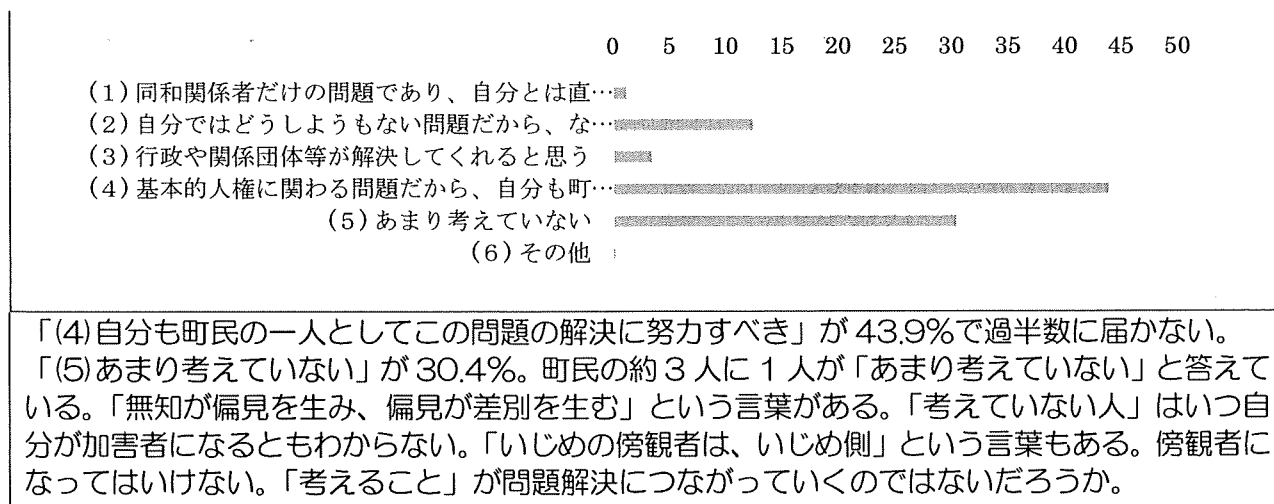
「(3)人間社会である以上、差別があってもやむを得ない」との回答が3.2%ある。本当に「やむを得ない」と考えてよいものだろうか。

同和問題（部落差別）とは

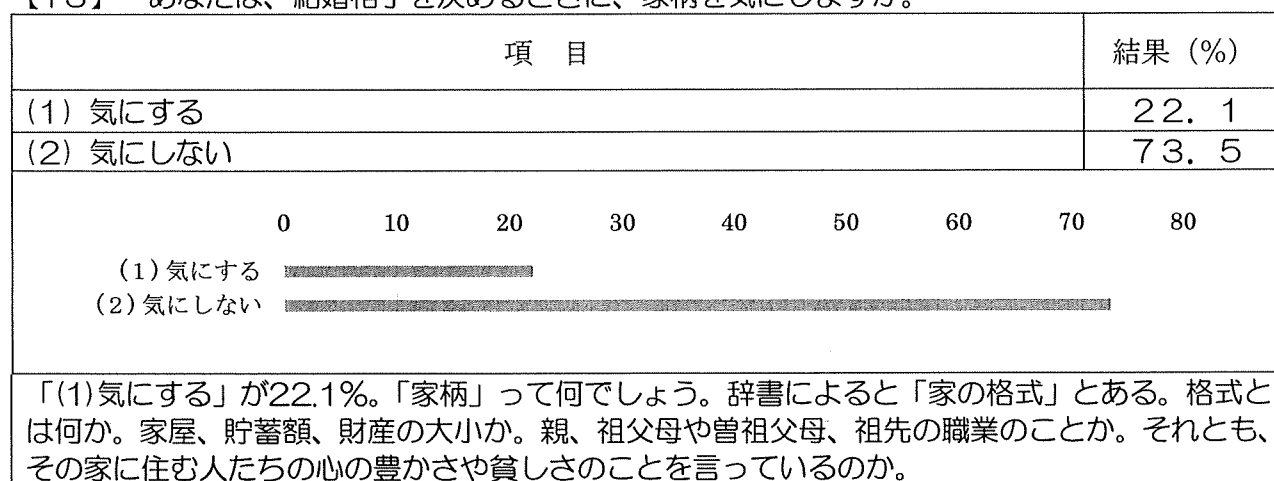
日本社会の歴史的過程で形つくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど日本固有の人権問題です。（参考：兵庫県・兵庫県人権啓発協会人権啓発テキスト）

【12】 同和問題を解決するにあたり、あなたの考えはいかがですか。

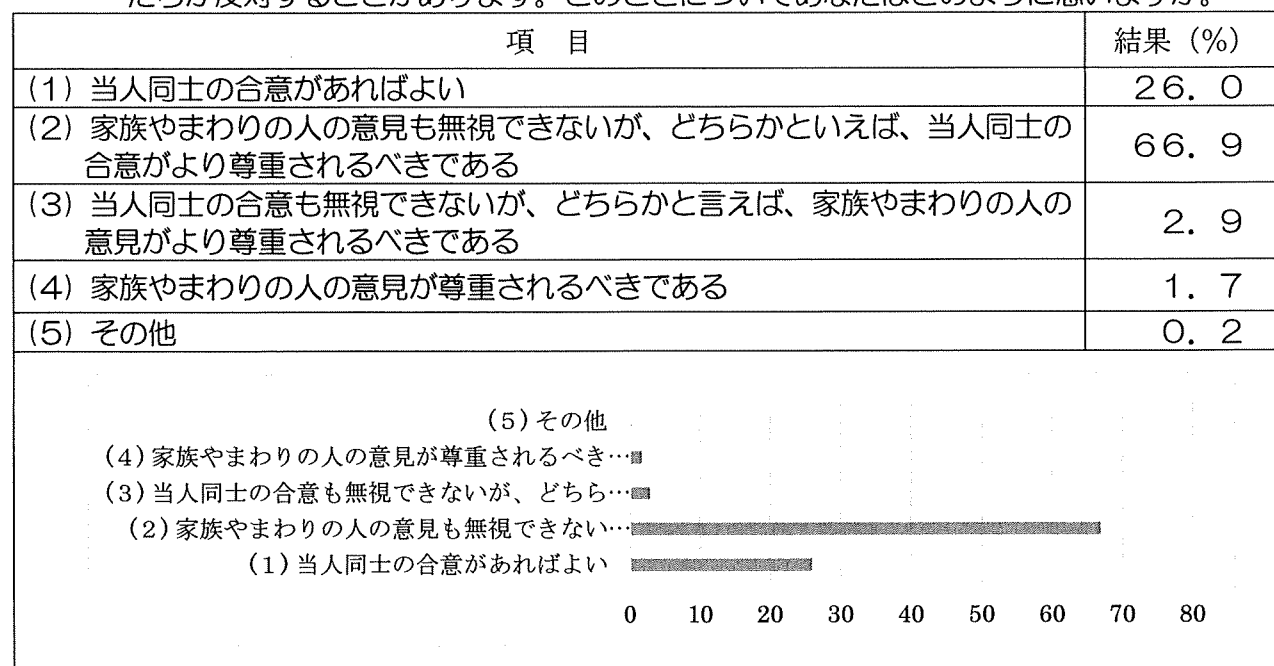
項 目	結果 (%)
(1) 同和関係者だけの問題であり、自分とは直接関係のない問題だと思う	1.2
(2) 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたないと思う	12.5
(3) 行政や関係団体等が解決してくれると思う	3.4
(4) 基本的人権に関わる問題だから、自分も町民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う	43.9
(5) あまり考えていない	30.4
(6) その他	0.2



【13】 あなたは、結婚相手を決めるときに、家柄を気にしますか。

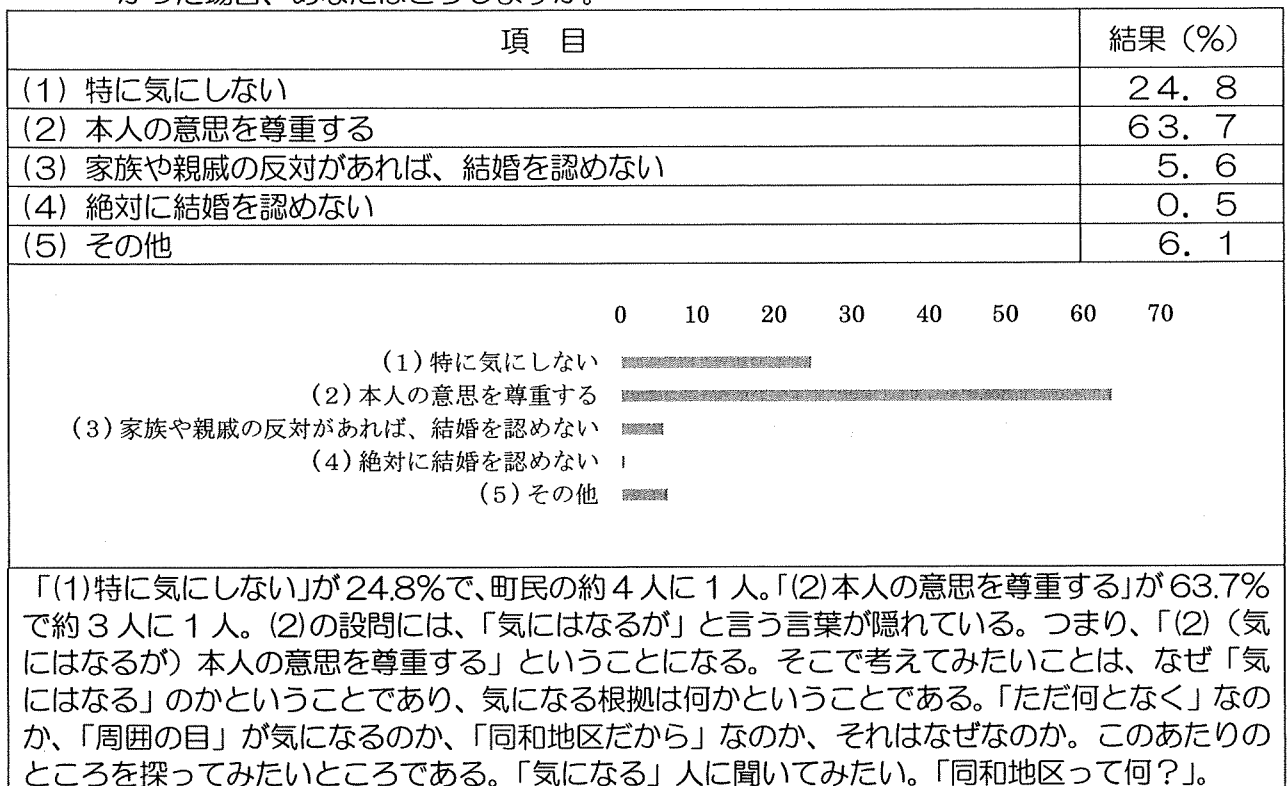


【14】 結婚はふたりの合意により成立しますが、現実にはいろいろな理由で、家族や周りの人たちが反対することがあります。このことについてあなたはどのように思いますか。



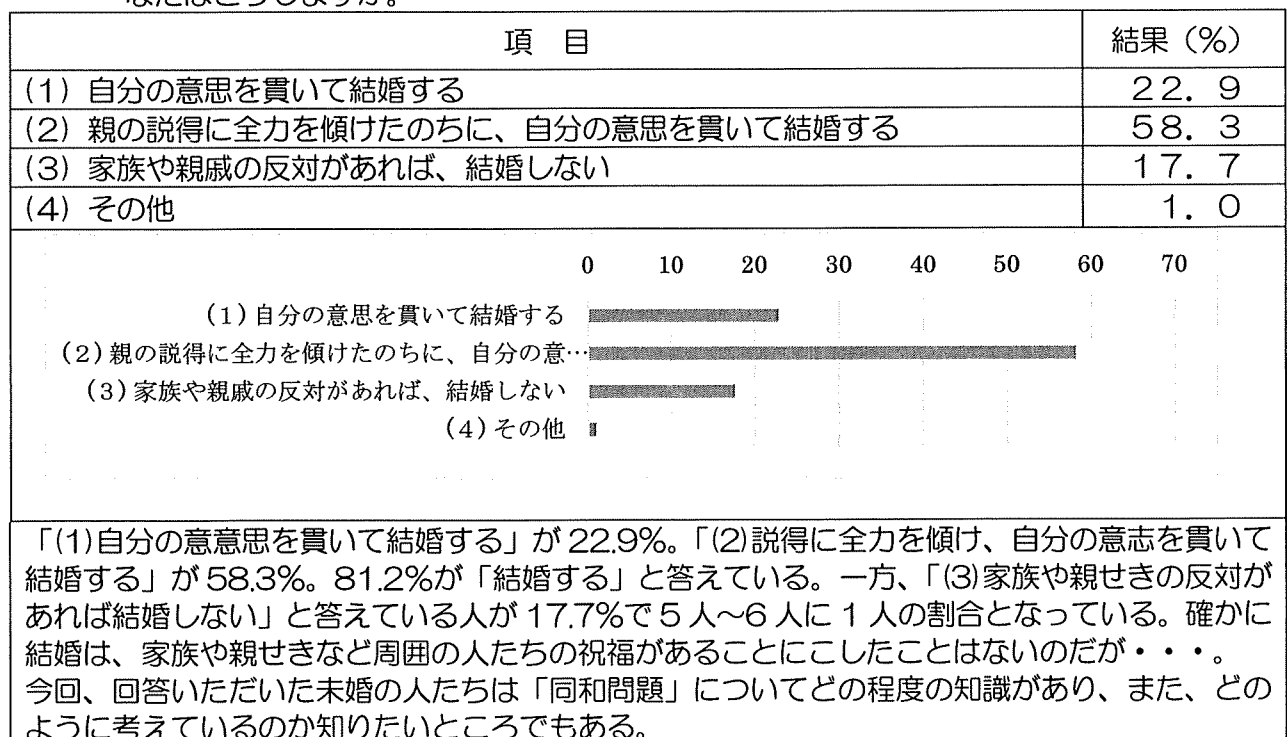
「(1)当人同士の合意」が26.0%で約4人に1人。「(2)どちらかといえば当人同士の合意が尊重されるべき」が66.9%で約3人に1人。(1)と(2)で92.9%。結婚は周囲の人たちからも祝福されたいと考えることは当然のことでもあるだろう。

【15】 あなたのお子さんや家族または親戚が結婚する場合、結婚相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。



(未婚の人のみお答えください)

【16】 あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどのようにしますか。



【17】 今なお部落差別がなくなるのは、なぜだと思いますか。(複数可)

項 目	結果 (%)
(1) ただなんとなく何かが違うという意識が受け継がれているから	29.4
(2) 世間体やあやまった慣習にとらわれているから	46.8
(3) 政治や社会のしくみに問題があるから	12.5
(4) 自分自身を含め一人ひとりの問題であることを自覚しないから	21.1
(5) 差別される側に問題があるから	2.9
(6) わからない	11.5
(7) その他	0.2

項目	結果 (%)
(1) ただなんとなく何かが違うという意識が受け継がれているから	29.4
(2) 世間体やあやまった慣習にとらわれているから	46.8
(3) 政治や社会のしくみに問題があるから	12.5
(4) 自分自身を含め一人ひとりの問題であることを自覚しないから	21.1
(5) 差別される側に問題があるから	2.9
(6) わからない	11.5
(7) その他	0.2

(7)その他の意見
・靖国崇拝が続いているから

「(2)世間体や誤った慣習にとらわれている」が46.8%、「(1)ただ何となく何かが違うという意識がある」が29.4%、「(4)自分自身を含め一人ひとりの問題であることを自覚しないから」が21.1%、合計すると97.3%になる。つまり、100人のうち97～98人が「部落差別の不合理さ」を認識していると考えられる。一方、「(5)差別される側に問題がある」と回答している人が2.9%いる。「問題」が何であるかは不明である。

【18】 あなたは、どのようにして同和地区が生まれたのか理由を知っていますか。

項 目	結果 (%)
(1) よく知っている	10.0
(2) だいたい知っている	45.6
(3) ほとんど知らない	28.7
(4) 知らない	10.5

項目	結果 (%)
(1) よく知っている	10.0
(2) だいたい知っている	45.6
(3) ほとんど知らない	28.7
(4) 知らない	10.5

「(1)よく知っている」「(2)だいたい知っている」を合わせて、55.6%。市民の半数以上が知っていると回答している。この数字は多いのか少ないのか、「知っている」という内容はその程度のものか等、さらに意見を聞いてみたいところである。一方、「知らない」が39.2%である。約5人に2人が知らないと回答している。学習している人は「知っている」、学習していない人は「知らない」ということだろう。「国民的課題」とも言われている「同和問題」である。さらなる啓発を推進していく必要があるだろう。

【19】 あなたは、なぜ、同和地区が差別されてきたのか理由を知っていますか。

項 目	結果 (%)
(1) よく知っている	7. 4
(2) だいたい知っている	47. 5
(3) ほとんど知らない	28. 4
(4) 知らない	12. 5

0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50
(1) よく知っている										
(2) だいたい知っている										
(3) ほとんど知らない										
(4) 知らない										

「(1)よく知っている」「(2)だいたい知っている」を合わせて54.9%。「知らない」が40.9%。
 町民10人に5.5人が「知っている」、4人が「知らない」と回答していることになる。
 設問【18】と同じく、今後、一層の啓発推進が求められる。

【20】－1 現在、新温泉町において、部落差別はあると思いますか。

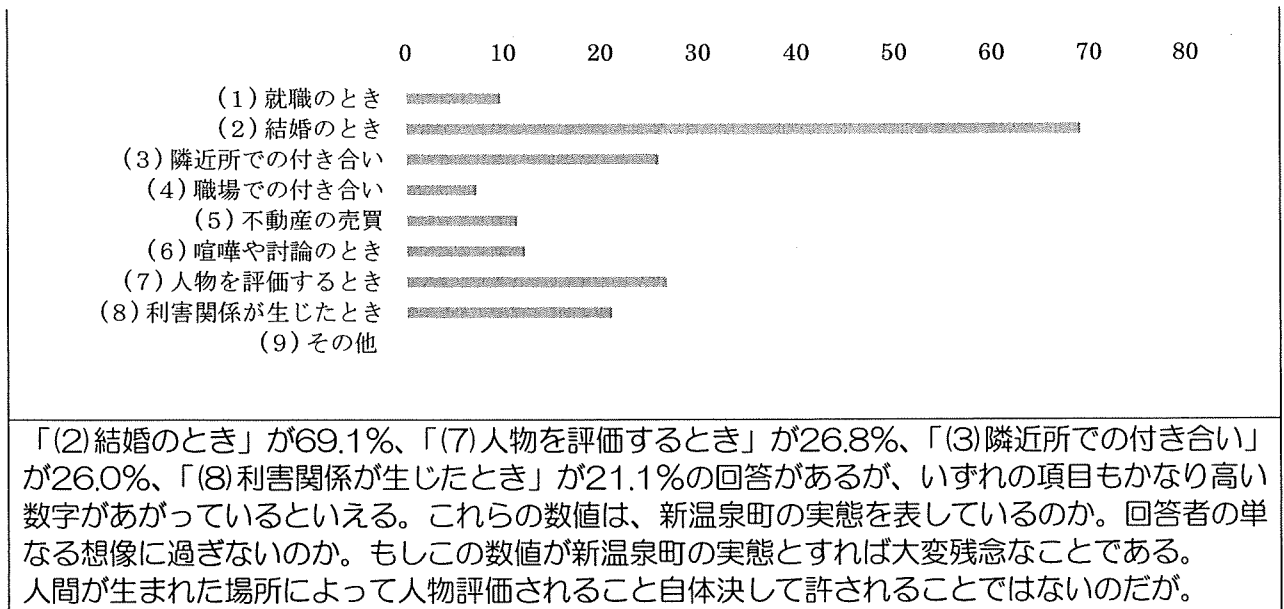
項 目	結果 (%)
(1) あると思う	30. 1
(2) ないと思う	61. 3

0	10	20	30	40	50	60	70
(1) あると思う							
(2) ないと思う							

「(1)あると思う」が30.1%、「(2)ないと思う」が61.3%。約3人に1人が「ある」と回答している。この数字は、現実に私たちの身近なところで部落差別が存在していることを示しているのか。あるいは、ただ、「そう思っている」だけなのか。設問【17】で「部落差別の不合理さ」を認識している人が97.3%あったが、「部落差別の不合理さ」を認識しながらも「差別する」ということなのか。もしくは「部落差別の不合理さ」を認識していない2.7%の人が「差別する」ということなのか。

【20】－2 前の質問【20】－1で「(1) あると思う」に○をつけられた人、それは、どのような場面で現れると思いますか。(複数可)

項 目	結果 (%)
(1) 就職のとき	9. 8
(2) 結婚のとき	69. 1
(3) 隣近所での付き合い	26. 0
(4) 職場での付き合い	7. 3
(5) 不動産の売買	11. 4
(6) 喧嘩や討論のとき	12. 2
(7) 人物を評価するとき	26. 8
(8) 利害関係が生じたとき	21. 1
(9) その他	0



部落差別の起こり

(1) 戦国時代以前（鎌倉～室町初期）時代の差別

部落差別の起因は仏教思想にある「穢れ意識」（死穢、血穢、産穢が3大穢れ）で、主に死牛馬の処理に関わっていた人々を穢れた人として差別してきました。女性差別の起因もここにあり（産穢）。しかし、部落差別を始めたのはかつての社会です。しかもその主な責任は当時の権力者にあります。それに協力して部落の人々の身近で直接に差別したのは、残念ながら民衆でした。

しかし、差別が制度的に強化される戦国期以前では、被差別民と町人・百姓との人的交流や経済交流（雪駄などの販売）、文化交流（猿回し、万歳、キヨメ儀式など）などは盛んでした。

(2) 差別制度の基礎づくりは戦国時代（下克上の時代）

差別の制度化は戦国時代頃から形作られてきました。戦国大名が自分の領地内の支配を円滑にするために自分の領地だけを対象に法律を作り始めたのです。それは下克上のなかで、民衆と対決し彼らを支配するために打ち出した方策でありました。

権力による法体制の整備がまさに、差別する・される義務を作りだしていったといえます。

また、そのことは、戦国大名が被差別民に家屋敷を与えるなどしても武具（革製品）の作り手として彼らを支配することにつながっていきました。

部落民を排除の関係から、法体系へ組み込む必要性があったのです。この頃の法の支配が、やがて、江戸時代になると全面化し、より強固になっていきました。それらの法の内容は中世末までの差別観を成文化したものであり、身分的な差別法となっていってとされています。

(3) 差別制度が本格化したのは江戸時代

(1) なぜ権力が部落を必要としたのでしょうか。

天皇と都を穢れから守るためであり、死穢と罪穢をあわせて処理する「キヨメ」役として部落を利用したと考えられます。やがてこの方式が全国に広がっていったのです。

(2) 1993年（平成5年）総務庁統計では、全国で4442部落 人口90万

最も多い県は兵庫、福岡、大阪、全国的には近畿地区が最も多く、都の所在地（平城京、平安京）でもありました。

最初の部落は平安京（現在の京都）におかれ、奈良へと広がり次第に全国に作られていったと考えられています。

- (3) 平安時代以降は穢れ観は次第に薄れていきました。武士が人を殺し、百姓が死牛馬を捨てるような世の中であったからです。
- (4) 戦国時代に次第に強化されていきました。皮革職人（清掃）、刑吏（罪穢）としてのキヨメ役として社会に組み込まれていきました。死牛馬の処理、犯罪の取り締まり、処刑役等により、社会から阻害され、差別はますます厳しさを増していったのです。その厳しさは江戸時代に引き継がれていきました。
- (5) 江戸時代の差別
キリシタン摘発を目的にして宗門人別改帳が作成されました。
領主が村ごと、町ごとに住民すべてを人別に調査し、各人の宗派と檀那寺を書き付けた戸籍のような帳簿を作りました。そこには名前、年齢、親族関係、身分（百姓、かわた、ひじり、非人等）が記載されていました。それは、結婚や居住地の移動に関わらず、全国どこへ行っても記載から逃げられなくなりました。社会外であったものが社会の内に組み込まれたため、社会内でも社会外の実在であることが見ればわかるように衣服や所持品に法的な規制を加えていきました。
- (6) 江戸時代に世襲制の身分制度が確立。「武士」「百姓」「町人」「えた・ひにん」という固定化された身分制度が確立していきましたが、江戸中期には差別は緩み始めました。それは民衆の中から差別を弱め無効にする動きが出始めたからである。そこで、幕府はさらに差別を強化していきました。そして、差別することが「義務」となり、差別する義務に違反した場合の罰則規定を作っていました。一方で、差別する側と差別される側の交流も盛んに行われていることも事実でした。

[4] 明治時代以後の部落差別

明治時代に強められた教育・経済・環境等の「格差による差別」がありました。

1871年（明治4年）に賤民廃止令（解放令）が出されましたが、決して、部落差別の解消が目的ではありませんでした。あくまで、「国家の中の小国家」的な「社会外としての部落」を解消し、全国的統一国家をつくることを目的としたものでありました。廃藩置県、全国統一戸籍法の編成、西洋的な軍靴の製造を国としてつくること、死牛馬の処理件を部落から奪うこと、財政確保のための土地税などの目的達成のため身分制度を解消したのでした。

（居住制限の撤廃・地券交付・無税地の廃止・職業選択の自由）

[5] 部落差別とは（まとめ）

- (1) 部落差別の起こりは、中世からの「けがれ意識」に基づいた「民衆による差別」であり、「けがれ」の起源は延喜式にまでさかのぼります。
- (2) 河原などに住んでいた貧民が部落民（河原者）とされ、死牛馬の処理、清掃、犯罪人の逮捕、処刑、キヨメ役、芸能などを生業とし、特別な力を持つものとして畏怖されていましたが、一方で「穢れているもの」として差別されていました。
- (3) 江戸幕府は「民衆による差別意識」を利用して「世襲制の身分制度」を確立しました。そこには「排除」による差別がありましたが、百姓・町人との経済等の格差はありませんでした。
- (4) 明治時代に入り、「排除による差別」に加えて、「格差の差別」が行われました。

参考：これでわかった！部落の歴史・これで納得！部落の歴史（上杉聡著）

【21】－1 あなたは、本人通知制度を知っていますか。

項 目	結果 (%)
(1) 知っている	16.2
(2) 知らない	78.2

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90

(1) 知っている

(2) 知らない

「(1)知っている」が16.2%、「(2)知らない」が78.2%。町民の10人に8人が知らないということになる。さらなる啓発が必要である。

【21】－2 あなたは、本人通知制度に登録していますか。

項 目	結果 (%)
(1) 登録している	4.2
(2) 登録していない	85.3

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90

(1) 登録している

(2) 登録していない

「(1)登録している」に4.2%の回答があるが実際の登録者率は1.5%(R5.10.1現在)でしかない。

【21】－3 前の質問【21】－2で「2. 登録していない」に○を付けられた人、あなたは、今後、本人通知制度に登録しますか。

項 目	結果 (%)
(1) 登録する	2.3
(2) できれば登録したい	23.0
(3) 登録しない	61.2

0 10 20 30 40 50 60 70

(1) 登録する

(2) できれば登録したい

(3) 登録しない

「(3)登録しない」が61.2%。10人中6人が「登録しない」と回答している。本人登録制度への登録は「自分を守る」ということと併せて、「悪徳業者に違法行為をさせない」という意味も含んでいる。他人の戸籍取得を一件につき数万円で引き受けている業者が存在している事実もある。

探偵業者の依頼を受け、他人の戸籍謄本や住民票を不正に取得したとして、兵庫県警生活経済課と姫路署は戸籍法違反などの疑いで行政書士の〇〇容疑者を逮捕した。同課によると、〇〇容疑者は2016年ごろから浮気や身辺調査などを行っている探偵業者に対し、1通2万～4万の手数料で不正に取得した戸籍謄本などを提供していたといい、約5年間で約3500通を請求、計約7千万円の報酬を得ていた疑いがある。(2021年8月25日：神戸新聞)

本人通知制度とは

原則、本人とその配偶者または直系親族等しか請求できない戸籍謄本、戸籍抄本等をそれ以外の第3者が請求し、自治体が交付した場合、自治体が証明書を交付したという事実を戸籍の本人へ通知してくれる制度です。

戸籍には何が記載されていますか

「氏名、生年月日、戸籍に入った年月日とその理由、実父母の氏名、実父母との続柄、養子の場合は養親の氏名、養親との続柄、夫婦の場合は夫又は妻である旨、他の戸籍から入った場合はその戸籍の表示」などが記載されています。

他人の戸籍は誰でも請求できますか

戸籍は、大変重要な個人情報です。戸籍を請求できるのは、本人、配偶者、直系の親族等に限られています。ところが、例外で「弁護士、弁理士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士、海事代理士」の8業士は法律で他人の戸籍を請求することが認められています。それ以外の人（第3者を含む）が請求する場合は委任状が必要です。

戸籍はどのような手口で不正取得されるのですか

- ・実際にあった事例では、悪徳8業士の人間に金銭を渡し、不正取得を依頼するケースが発生しています。（1件1万円）
- ・偽の委任状を作成して、第3者が他人の戸籍を取得する危険性があります。

戸籍はどのような犯罪に利用される恐れがありますか

悪質な身元調査
戸籍や住民票などを不正に取得され、本籍地や現住所が明らかになることで身元調査に悪用される危険性があります。

ストーカー・DV被害
住所や家族関係を知られ、ストーカー被害やDV被害を受ける危険性があります。

金銭的な被害
銀行口座の開設や各種契約などに悪用され、詐欺行為に加担させられたり、知らないうちに借金を背負われる等の被害にあう危険性があります

戸籍の悪用
知らないうちに自分の戸籍が悪用されたり、他人が自分に成りすまして各種届出をしたり、各種証明書を偽造されたりする等の危険性があります。

【22】あなたは、部落差別解消推進法を知っていますか。

項 目	結果 (%)
(1) 言葉も内容も知っている	8.3
(2) 言葉は知っているが内容は知らない	32.6
(3) 言葉も内容も知らない	53.4

0	10	20	30	40	50	60
(1) 言葉も内容も知っている						
(2) 言葉は知っているが内容は知らない						
(3) 言葉も内容も知らない						

「内容は知らない」が86.0%。さらなる啓発が必要である。

部落差別解消推進法とは

部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し、相談体制の充実や教育・啓発活動、実態調査などの取り組みを求める「部落差別解消推進法」が平成28年12月16日に施行されました。この法律は、現在も部落差別があるとしたうえで、インターネット上に差別的な情報が掲載されていることなどを踏まえ、国には基本的人権を保障する憲法の理念に基づいて差別の解消に向けた施策を講じる責務があると明記しています。

第1条では

「現在もなお部落差別が存在する」とし、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的としています。

第2条では

部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努める」ことによって行われなければならないとしています。

第3条では

国は「部落差別の解消に関する施策を講ずる」などとし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」とし、国及び地方公共団体の責務を定めています。

第4条では

国は「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める」とし、相談体制の充実をうたっています。

第5条では

国は「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とし、教育及び啓発の推進をうたっています。

第6条では

国は「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。

【23】あなたは、ヘイトスピーチ解消法を知っていますか。

項 目	結果 (%)
(1) 言葉も内容も知っている	9. 8
(2) 言葉は知っているが内容は知らない	47. 1
(3) 言葉も内容も知らない	38. 7
「内容は知らない」が85.8%。さらなる啓発が必要である。	
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 (1) 言葉も内容も知っている (2) 言葉は知っているが内容は知らない (3) 言葉も内容も知らない 	
「内容について知らない」が85.8%。さらなる啓発が必要である。	

ヘイトスピーチ解消法とは

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成28年6月3日に公布・施行されました。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、及び、国等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

基本理念は何ですか

国民は、「本邦外出身者に対する差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」としています。

国の責務は何ですか

国は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施する」としています。

地方公共団体の責務は何ですか

地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」としています。

基本的施策としては何をするのですか

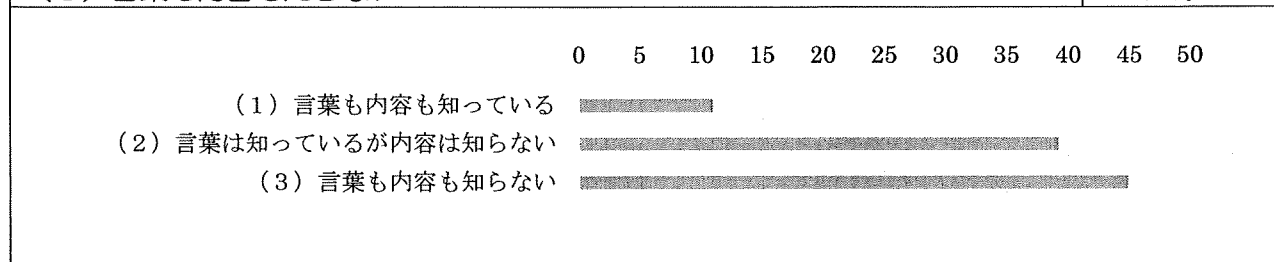
国は「相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等を実施する」としています。

地方公共団体は「その地域の実情に応じた教育の充実等及び啓発活動等を実施するよう努める」としています。

「ヘイトスピーチ」を直訳すれば「憎悪の言動」らしい。そして、この「ヘイトスピーチ」が「不当な差別的言動」であることが法律で宣言されました。「法的に不当」とは、すなわち「不法」ということです。ならば、国民全てがこの不法行為をしてはいけない、させてはいけない。このことを全ての人が認識しなければなりません。

【24】あなたは、障がい者差別解消法を知っていますか。

項 目	結果 (%)
(1) 言葉も内容も知っている	11.0
(2) 言葉は知っているが内容は知らない	39.2
(3) 言葉も内容も知らない	44.9



「内容については知らない」が84.1%。設問【21】【22】【23】【24】とも「内容について知らない」と回答している市民が極めて多いことがわかる。

障害者差別解消法とは

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

この法律は何を目指していますか

障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています

国と地方公共団体の責務は何ですか

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければなりません

国民の責務は何ですか

障がい者を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければなりません

「不当な差別的取り扱いの禁止」とは何ですか

「国、都道府県、市町村、会社、商店などが、障害のある人に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として差別することを禁止することです。

具体的にはどんなことが禁止されますか

正当な理由もなく

- ・受付の対応を拒否する
- ・本人を無視して、介助者や付き添いの人だけに話しかける
- ・学校の受験や入学を拒否する
- ・保護者や介助者が一緒にいないと店に入れない など

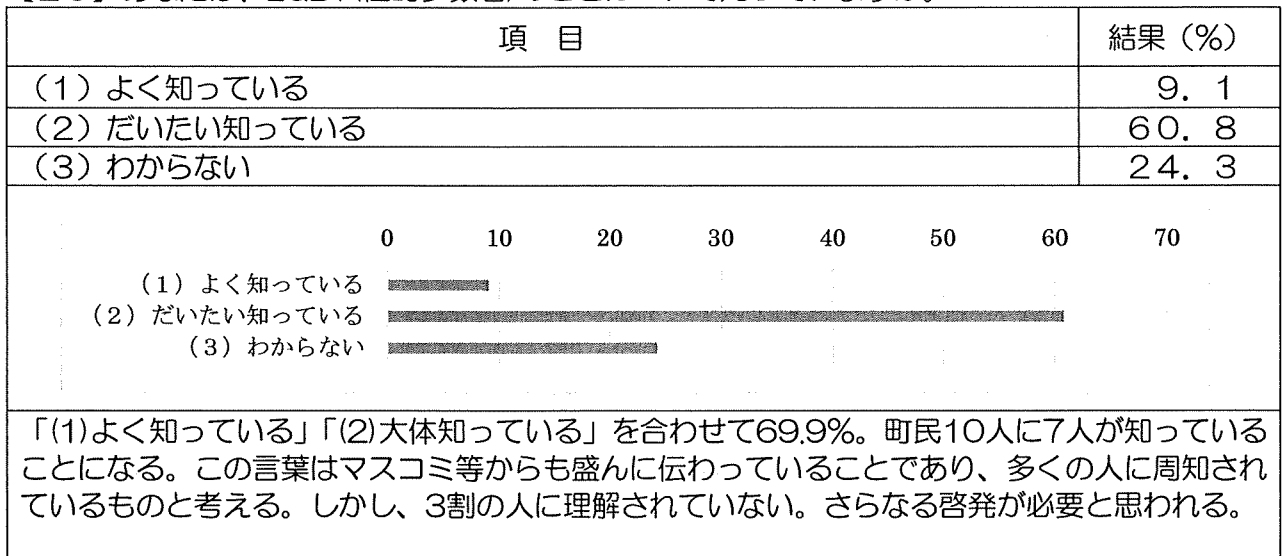
「合理的配慮の提供」とは何ですか

「障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で対応すること」です。

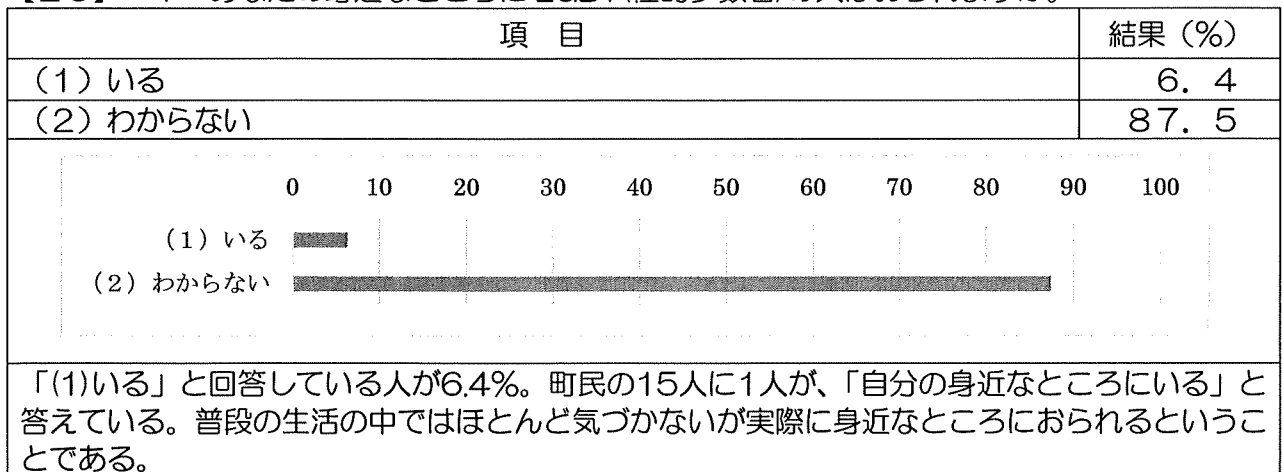
具体的にはどんなことを配慮されますか

- ・声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応します。
- ・お金を渡すときに、紙幣と貨幣に分けて種類ごとに直接手に渡します。
- ・入学試験において別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可します。
- ・障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に会場の座席位置を入り口付近にします。
- ・意思疎通のために絵や写真などを活用します。
- ・筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を使います。

【25】あなたは、LGBT(性的少数者)のことについて知っていますか。

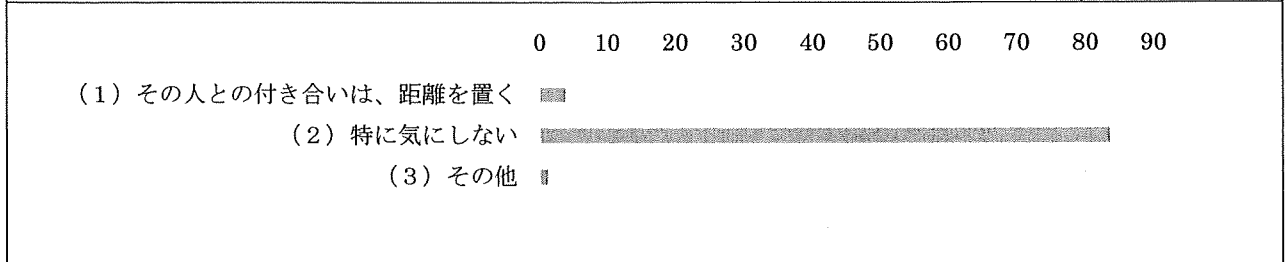


【26】－1 あなたの身近なところにLGBT(性的少数者)の人はおられますか。



【2.6】-2 あなたの身近なところにLGBT(性的少数者)の人がいた場合、あなたはどうしますか。

項 目	結果 (%)
(1) その人との付き合いは、距離を置く	3. 9
(2) 特に気にしない	83. 6
(3) その他	1. 2



「(2)特に気にしない」という人が83.6%。市民の10人に8人以上が「特に気にしない」と回答している一方で「(1)その人との付き合いは距離を置く」と答えている人が3.9%ある。「距離を置く」理由は何だろう。「距離を置く」と回答している人は、現在、日常生活の中で性的少数者の人を認識し、実際に距離を置いた付き合い方をしているのだろうか。

LGBT (エル・ジー・ビー・ティー) とは

「LGBT」とは、L：レズビアン(女性同性愛者)、G：ゲイ(男性同性愛者)、B：バイセクシャル(両性愛者)、T：トランスジェンダー(心と体の性の不一致)を並べた言葉です。

つまり、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーを含めた言い方で、「性的少数者」とも呼ばれています。

「あなたの周囲にLGBTの人はいますか？」と聞かれたらたぶん首を傾げると思います。ところが、「あなたのまわりに左利きの人はいますか？」「あなたの近くに血液型のAB型の人はいますか？」って問われれば、「いるいる、たくさんいるよ」と応えるでしょう。左利きの人もAB型の人も全人口に占める割合は、7.6%だそうです。つまり、13人のうち1人が左利きの人で、13人のうち1人がAB型の人ということになります。実はLGBTの人の割合も、左利きの人や血液AB型の人と同様、全人口の7.6%だともいわれています。そのように考えると、私たちの周りでは、左利きやAB型の人と同じくらいの人数のLGBTの人たちが生活していることになります。

最近のテレビを見ているとLGBTだと思われる人をたくさん目にします。多分ご自身でカミングアウト(告白)している人たちでしょう。

ところが、私たちの周囲に目を向けたとき、日常生活の中で自分の周りにLGBTの人の存在を感じたことがない人がほとんどではないでしょうか。なぜでしょう？

本人がカミングアウトしないから？する必要がないから？したくてもできない社会だから？カミングアウトすればたちまち偏見や差別を受けるから？親や兄弟さえも知らないことであって他人にいけないから？・・・、様々な理由が予想されます。もし、カミングアウトしたい人ができない社会であり、カミングアウトすればたちまち偏見や差別にさらされるとするなら、人権尊重のまちづくりの一員である私たちは、もっともっとこの問題を真剣にとらえ、考え、話し合っていかなければならないのではないのでしょうか。

この問題はLGBTの人たちだけの問題ではありません。生活をともにしている私たちすべての問題として共有し、ともに取り組んでいくことが大切なことだと思います。

【27】 あなたの身近なところにエイズ患者・HIV(エイズ・ウイルス)感染者がいた場合、あなたは
どうしますか。

項 目	結果 (%)
(1) その人との付き合いは、距離を置く	18.1
(2) 特に気にしない	67.9
(3) その他	2.2

項目	割合 (%)
(1) その人との付き合いは、距離を置く	18.1
(2) 特に気にしない	67.9
(3) その他	2.2

「(2)特に気にしない」が67.9%。10人に約7人が「特に気にしない」と回答。「(1)付き合いは距離を置く」人が18.1%。住民の5～6人に1人が「付き合いには距離を置く」と答えていることになる。エイズ・ウイルスについては日常生活では何ら感染の不安はないということを啓発していく必要がある。

【28】 あなたの身近なところにハンセン病既往症の患者がいた場合、あなたはどのようにしますか。

項 目	結果 (%)
(1) その人との付き合いは、距離を置く	8. 1
(2) 特に気にしない	76. 7
(3) その他	2. 5

A horizontal bar chart with a scale from 0 to 90. The first bar, labeled '(1) その人との付き合いは、距離を置く', has a length corresponding to 8.1. The second bar, labeled '(2) 特に気にしない', has a length corresponding to 76.7. The third bar, labeled '(3) その他', has a length corresponding to 2.5.

項目	結果 (%)
(1) その人との付き合いは、距離を置く	8.1
(2) 特に気にしない	76.7
(3) その他	2.5

「(2)特に気にしない」が76.7%。10人に約7～8人が「特に気にしない」と回答。「(1)付き合いは距離を置く」人が8.1%。市民の12人に1人が「付き合いには距離を置く」と答えていることになる。ハンセン病についての知識があって「付き合いには距離を置く」と回答しているのか。それとも、ハンセン病について認識不足がこのような結果になつていのだろうか。いずれにしても啓発推進が重要であるといえる。

エイズウイルス（HIV）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・回復者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

エイズウイルス（HIV）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

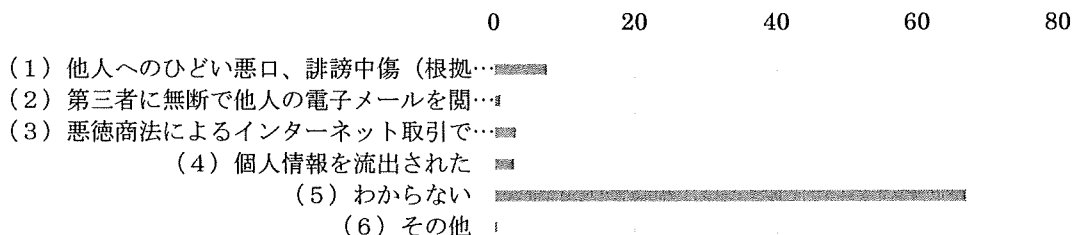
ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

平成 15 年 11 月に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件によって、依然として誤った認識や偏見が存在していたことが明らかになりました。このような偏見や差別の解消をさらに推し進めるため、平成 21 年 4 月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。また、平成 21 年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である 6 月 22 日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められました。

さらに、国際的においては、わが国が主導する「ハンセン病差別撤廃決議」が人権理事会において採択されました。
(参考：法務省人権擁護局「人権の擁護」)

【29】 現在、新温泉町において、インターネットを悪用した人権侵害について、あなた自身が見たり聞いたり、経験したことがあるものはどれですか。(複数可)

項 目	結果 (%)
(1) 他人へのひどい悪口、誹謗中傷(根拠のない嫌がらせ・悪口)や差別的な表現などの書き込みを見たことがある	7.6
(2) 第三者に無断で他人の電子メールを閲覧された	1.0
(3) 悪徳商法によるインターネット取引での被害にあった	3.2
(4) 個人情報流出された	2.9
(5) わからない	66.9
(6) その他	0.5



「(5)わからない」が66.9%、「(1)他人への悪口、誹謗中傷や差別的な表現などの書き込みを見たことがある」が7.6%。つまり、日常生活の中で「見たことも経験したこともない人」は10人中6~7人、「書き込みを見たことがある人」が13人に1人の割合でいることになる。「(3)悪徳商法によるインターネット取引で被害にあった」が3.2%。この数字は31人に1人の割合になる。

インターネット上の人権侵害

インターネット上において、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などの人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが必要です。

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。

インターネット上の人権侵害の問題は、近年深刻化しており、一般のインターネット利用者に対して、人権に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

小学生・中学生等の青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロードなど子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況を踏まえ、平成21年4月から施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正され、平成30年2月から、18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことなどが携帯電話事業者等に義務付けられました。

【30】 子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者や恋人などからの暴力（DV）が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、どう対応しますか。（複数可）

項 目	結果（％）
（１）虐待などを受けている本人に事情を聞く	18.6
（２）問題が起きている家族やその親類に事情を聞く	11.3
（３）隣人や近くに住んでいる友達に相談する	23.8
（４）子どもの通っている認定こども園、ふれあいセンター、学校などに相談する	22.5
（５）公的機関（法務局・県庁・町役場などの人権相談窓口、人権擁護委員等）に相談する	50.7
（６）関係救済機関（子どもの場合は子ども家庭センターなど、配偶者の場合は配偶者暴力相談支援センターや警察など）へ通報する	28.7
（７）弁護士に相談する	1.7
（８）民間団体などに相談する	4.9
（９）特に何もしない	4.9
（１０）その他	0

0	10	20	30	40	50	60
（１）虐待などを受けている本人に事情を聞く						
（２）問題が起きている家族やその親類に事…						
（３）隣人や近くに住んでいる友達に相談する						
（４）子どもの通っている認定こども園、ふ…						
（５）公的機関（法務局・県庁・町役場など…						
（６）関係救済機関（子どもの場合は子ども…						
（７）弁護士に相談する						
（８）民間団体などに相談する						
（９）特に何もしない						
（１０）その他						

公的機関や関係救済機関、隣人等に相談するなど、ほとんどの人が何らかの行動を起こすと回答しているが、4.9%の人は「(9)特に何もしない」と回答。この数字は20人に1人の割合になる。

【31】 今、同和問題をはじめ様々な人権問題についての学習活動が推進されていますが、そのことについて、あなたはどのように思いますか。

項 目	結果（％）
（１）現状のままでよい	52.7
（２）現状では不十分なので、創意工夫する必要がある	26.2
（３）取り組む必要はない	5.1
（４）その他	0.7

0	10	20	30	40	50	60
（１）現状のままでよい						
（２）現状では不十分なので、創意工夫…						
（３）取り組む必要はない						
（４）その他						

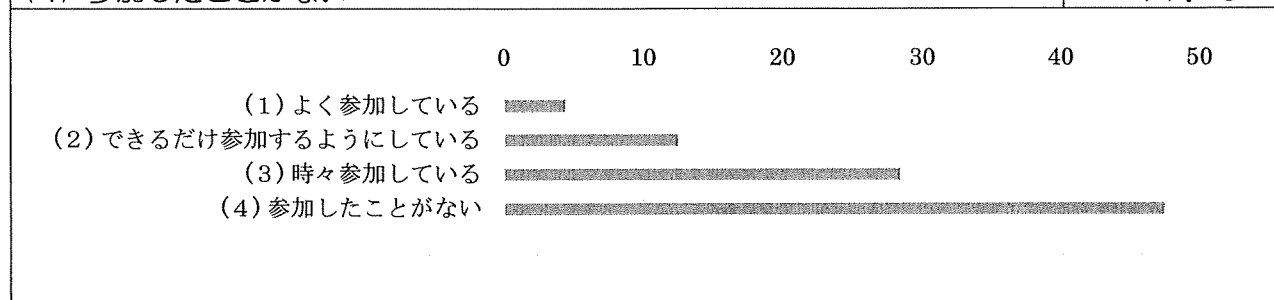
（４）その他の意見
 ・ 同和問題にはとても力を入れているが、男女差別、外国人、LGBT 等に関してはとても表面的
 ・ 講師としての資質を疑われる人がいる。

「(1)現状のままでよい」が52.8%と過半数。・「(2)現状で不十分なので、創意工夫する必要がある」が26.2%で4人に1人の割合で「現状では不十分」と回答している。一方で「(3)取り組む必要はない」との回答が5.1%ある。

「取り組む必要がない」のはなぜか、どのような「創意工夫」があるかなど、さらに研究していく必要があるようだ。

【32】－1 あなたは、近年同和問題をはじめとする人権についての学習会、講演会、研修会、講座等に参加されたことがありますか。

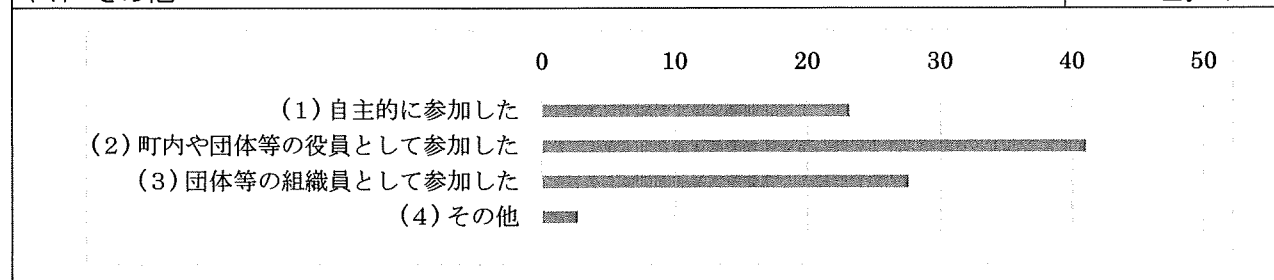
項 目	結果 (%)
(1) よく参加している	4. 4
(2) できるだけ参加するようにしている	12. 5
(3) 時々参加している	28. 4
(4) 参加したことがない	47. 5



「(4)参加したことがない」を47.5%の人が回答している。町民の約半数の人が参加していないことになる。参加できない、参加しない理由は様々であると思うが、参加してもらえそうな「創意工夫」が必要であるように思う。

【32】－2 前の質問【32】－1の「1～3」に○印をつけられた方におたずねします、あなたが参加されたきっかけは何ですか。

項 目	結果 (%)
(1) 自主的に参加した	23. 2
(2) 町内や団体等の役員として参加した	41. 1
(3) 団体等の組織員として参加した	27. 6
(4) その他	2. 7

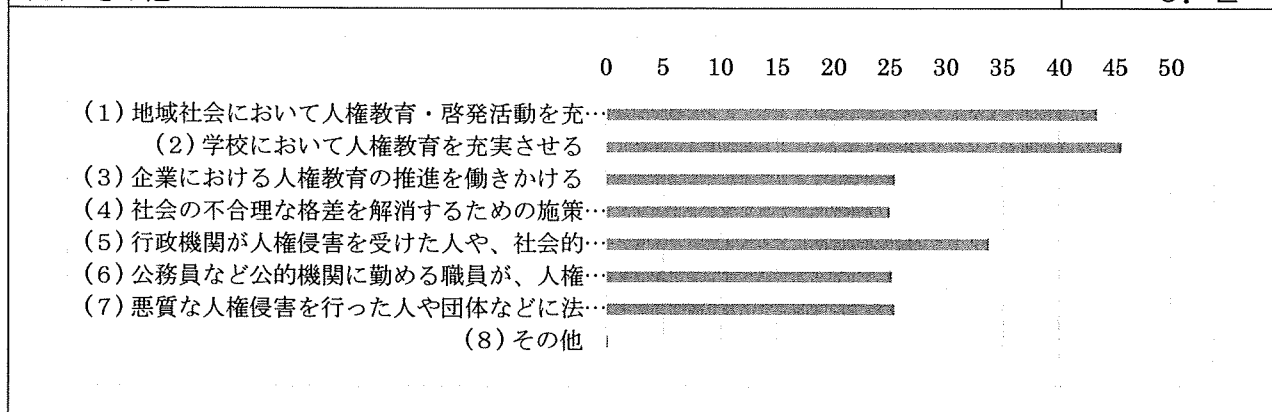


「(2)町内や団体等の役員として参加した」が41.1%、「(3)団体等の組織員として参加した」が27.6%で、10人のうち6～7人が、何らの組織の一員として参加していることになる。「(1)自主的に参加した」が23.2%ある。自主的参加している人は4人に1人の割合になる。

私たちが人権を学ぶ目的は、他人の人権を尊重し差別しない心を養うことと同時に、何が差別なのかを見抜き、自分が差別を受けないためでもある。多くの人が積極的に人権学習をされることを期待するところである。

【33】 人権が保障される社会を実現するために、行政の施策として特に重要だと思われるものは何ですか。

項 目	結果 (%)
(1) 地域社会において人権教育・啓発活動を充実させる	43.4
(2) 学校において人権教育を充実させる	45.6
(3) 企業における人権教育の推進を働きかける	25.5
(4) 社会の不合理な格差を解消するための施策を充実させる	25.0
(5) 行政機関が人権侵害を受けた人や、社会的に弱い立場にある人を支援、救済していく	33.8
(6) 公務員など公的機関に勤める職員が、人権意識をしっかりと持つ	25.2
(7) 悪質な人権侵害を行った人や団体などに法的規制をする	25.5
(8) その他	0.2



「(2)学校での人権教育の充実」が45.6%、「(1)地域での人権教育・人権啓発の充実」が43.4%で突出している。続いて、「(5)行政機関による支援・救済の必要」が33.8%。「(3)企業における人権教育の推進」「(4)社会における不合理な格差解消」「(6)公務員の人権意識向上」「(8)法的規制」など、他の項目も同じように高い数値が並ぶ。

多くの町民が、「人権が保障される社会の実現」を望んでいることがうかがわれる。

【34】 同和問題をはじめあらゆる差別解消に向けての取組について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

- ・新温泉町では、部落差別解消に向けた、取組みをよく頑張っていると思います。
- ・今までの歴史について、目を向けることも良いが、講演など様々な人権課題についての講演を設けてほしい。
- ・同和問題やその他のあらゆる差別も、情報として広く伝えることは良いことだと思う。
子どもたちは、様々な学習を通じて、同和問題や、LGBT、外国人に対する差別、色々な事を知っていますが大人はそうではない。学習が足りない。大人が負の感情をいつまでも持たないように、子どもたちを見らなうべきだと思います。
- ・私の職場でもことあるごとに「あそこは〇〇地区だから・・・税金やいろいろと優遇されているから」と「〇〇の人は△△から嫁をもらっている」など言う方がおられます。私は働くまでそんな事はひとつも知りませんでした。知らなくてもいい事をことあるごとに言われるとだんだん洗脳されていく気がします。小さな子や小学生、学生などは知らない事を大人からそのように吹きこまれる方もいると思います。確かに以前はあった差別かもしれませんが、その差別のあった事実よりもそんな事を伝承していく大人達を力を入れて解消していくべきだと思います。過去にどんな事があったとしてもその差別地域の方のおかげで経済や生活もまわっていきえていたと思います。今、現在の生活があるのは、全ての方が、がんばってきたおかげだと思います。(香美町勤務です)
- ・問題がある人から相談があった時にできるだけ秘密裡に解決すれば良い。
- ・学校とか公的に考えたり集会はしない方が良いと思う。
- ・圧力団体からとか新聞等からの問題は、これはもう国に委せるしか仕方がない
- ・差別は基本的になくならないと思います。差別は区別から始まり区別は何にでもありますので差別はな

くならないと思いますので許されない差別には社会全体で監視する必要があると思います。又、見て見ないふりをする事がある事は自分も有り、誰でも面倒な事にはかかわりたくないと思うので教育と啓発活動を進め意識改革を根気よく進めていく事で少しでも解消されればと思う。

- ・多様性を学び認めるための学習をあらゆる年代で実施するべき。
- ・障がいのある子供の親は、自分が先になくなった場合のことを考えグループホームなどの住宅を作ろうとしてもその場所に対して反対をする。これでは何をするのも決まらないと思う
- ・同和問題はいつでももしくはなくてはならないのか？結婚のことは、同和地区だけでない。今の若者はそれ程、思っていないと思う。
- ・子ども達には、人権作文や標語などを考える時以外にも授業などを通じて、なぜ差別をしてはいけないのか、なぜ人権を尊重し守らなければならないのか等を日々の授業であったり、各地区の人権講演会を通じて学ぶ機会が増えれば良いと思う。その為に大人達が何をしているのか、何ができているのかを町として色々発信できれば、もっとたくさんの町民にも意識付けができ家庭内でもすこしずつ話題に上がる機会が増えると思う。
- ・今の子供は、同和問題を知らないのに大人が教えるようなものそっとしておいたら良いと思う
- ・人にもよりますが、この言葉が差別になるかならないかわからないうちに使っている人が、多いと思います。なので人権の公的な学習の場は必要だと思います。人権講座に参加したことがありますが、より多くの人が参加できるようにした方がよい。
- ・今も尚、部落の方との結婚問題で差別が行われているのが現状です。本人同士の意見は通らず親、親戚の反対にあい別れてしまった若者を知っています。田舎ならではの世間体を気にする方が多いと言う事だと思います。部落差別のない社会を実現してほしいと思います。
- ・高齢者になり社会との接点が少ないので同和問題とかまだまだその言葉が残っているのかとびっくりしています。まだ根強く残っているのですか。
- ・私の経験では、浜坂町、新温泉町の職員の方々は同和地区に住んでいる人達にだけ人権があるように考えておられるみたいです。過去に私は、役場職員に方から、そのような対応をされたことがあります。人権は、全ての人にあるものなのです。声高に差別の解消を叫ぶのではなく静かに事業を学び、自分を高めましょう。同和地区が存在しない地域、地方もあるのですから。
- ・学校でも人権教育をしっかり行い、幼少期から人権意識、人権感覚を養うことが大切だと思います。
- ・テレビやインターネットでの国家公務員・政治家の差別発言が時々気になる。まず第1は、立場が上の人からアンガーマネージメントをしっかり受けて、相手（少数派や弱い立場の人）の見になって発信してほしい。社会全体で言葉使いについて、考えてほしい（1部の人だと思いますが）。とてもいい言葉使いの人もいますが・・・
- ・余りこの件に関して、興味ありません。中学時代より一緒に机をならべて過しました。
- ・差別解消の方法はわからないが、差別はあってはならない事であるので、何らかの方法で解消しなければいけないが、あまり意識しすぎたり、性急に事を行うと、よくないと思う。時間をかけて教育や啓発活動を行うのが良いと思う。
- ・徳川幕府を守るための根拠のない身分制度、何百年も続いてきた解消されればあらゆる人権問題解決につながっていくと思う。生き方を否定されることがあってはならない。
- ・差別解消は進んでいる。
- ・私は昭和生まれで、平成に結婚し子育てを経験し今は令和です。私が当たり前だと思っていた事が、今では当たり前ではなくなった事が、沢山あります。時代にそった生き方が出来ればと色々な意見を聞いたり、考えたりする事もありますが、生きやすくなった面もあります。（男女差別などへりました）
- ・学校、職場、地域、そこに集まる人が、お互いを認め会いゆずり会う気持ちを持ったら良いなと思います。
- ・歴史と学校教育で重点的に学習して（ユダヤ、白黒根絶世界的な差別やすべての差別）の問題を学習して人間が全人類を守るべき責役がある権利であってだれも人権を犯かすことが出来ない事を教え込み、親であれ、教師、政治家であっても間違っただ差別問題を肯定する者あれば社会的に否定されるのは当然である。だれも知っているである。人はだれでもいろいろ差がある。差があるのは当然であるが、その差によって差別するのは究極的には刑法で決めて処罰を加えなければ、なくなっても知れない。1人1人の個人的には差別する方が悪い。目標をもって生活し他人の評価や言葉一つ一つに左右されないメンタルの強い人間を育てる方法も解決の1つであると思います。
- ・部落解放つまり・どこに住んでいるとか、そこに住んでいるとかが部落や同和問題の根底にある。子供の頃、平家（平屋）に7人の朝鮮人が住みついていた事があるが、その人たちはよく野あらしをしていたので、子供ながら（朝鮮、朝鮮）と馬鹿にしていたら、朝鮮人は「朝鮮、朝鮮、馬鹿にするな！！同じ飯（めし）食ってどこ違う」と言っていた、言葉を思い出します。
- ・この様なアンケート調査等を時々して意識を高めていくことが大事である。
- ・同和問題の年月が過ぎて形がずい分時代と共に違ったように思います。高齢者のことしかわかりません

- が、人が小さくグループになって、人のうわさ話等で人をそししたりよけたりしている姿を時々感じるように思えます。まだまだ自分にも負のおいめがあったりして心を開けていないからそう見えるのかもかもしれませんが、自分自身も反省して人の中に少しづつ入っていける勇気を養ってゆきたいと思います。
- ・人権教育は人間教育の一部として構成されることがらではなかろうか。教育、指導に携わる方には検討してみてください。
 - ・平等と公平の違いについて学ぶ機会がありました。行政機関には公平を大切に、必要な人に支援が行き届くようにしてほしいです。そのための、人権教育、啓発活動が盛んになればよいと思います。
 - ・私の通っていた学校（神戸市）では、同和教育の授業（話しを聞く時間）がありました。今は学校（こちらの学校）では、そういう事はされているのでしょうか？ 人権講演や道徳で授業されてますネ！！ 中学、高校でも、同和教育が必要だと思います。
 - ・知らないうちに差別しているかもしれないので、学習会に参加することは、大切だと思いました。学校の制服の選択等、よい取り組みだと思います。皆で理解を深め、どんな人も住みやすい町になってほしいと思います。
 - ・差別をしている時、見聞した時は、公務員など公的機関に勤める人達が注意して諭して、教えてやらなければならない。
 - ・前述しましたが、同和問題への関心を進めるのはいいのですが、町舎、多目的ホール、サンシーホールなど障害者の為（高齢者も）にエレベーター等の設備が一つもないのは、どうゆうことでしょう。アンケートの前に身障者に向けての設備設置を考えて下さい。外国労働者の方々の労働条件や地元民との問題、交流。障害者の方々へのサポート、仕事、賃金、労働条件、及び、就労推進。児童、学生間の差別、いじめ、モンスターペアレントへの指導、講演等、人権問題は多々に及びます。同和問題と同じレベルで関係行政の方々は、考えて下さい。※町舎のトイレは他市町村のトイレに比べて掃除がキレイでありません。職員の方に指導が必要です。町民として、情けないと思います。
 - ・差別事象は周囲にたくさんあると思った方がよいと思います・一旦事象が、出てしまえば、打ち消そうにも広がる一方です。差別は常態化すると見えなくなり問題点が解らなくなります。差別された人が口に出したりしているうちに、その問題点をひもといて解決しておく必要があると思います・定期的にアンケートを実施したりすることが大事だと思います。
 - ・差別のない社会は理想であるが、現実的には極めて厳しい状況と言える。ただ国民1人1人の意識が大切であり無関心の少ない社会をまずは目指してほしい。
 - ・人間として交わりの中で、常にフラットな状態で育んでいくという基本的動作を学校、家庭で幼少から教育を徹底する。親、先生、大人が子供に絶対にそういう態度を見せない。⇒を徹底する。
 - ・人間それぞれに性格のちがひ、生活環境のちがひの社会です。大変にむずかしい問題だと思います。行政機関に力強い英知をお願いしたいと思います。
 - ・人の尊厳教育を（小中）学校教育です。正しい同和教育を……。例えば今だに江戸時代の土農工商等の身分制度があったと信じている大人がいる。OBの先生達も……。
 - ・家庭内で個人的な偏った考えを子供や孫に埋めつけることがよくあり、それを子供たちが受け継いでしまうという負の連鎖が本当によくないと思う。1人1人がしっかりとした考えを持つことが大切だと思います。

お わ り に ◀

平成21年度に第1回目の「人権に関する町民の意識調査」を実施してから今回の調査で4回目になります。今回の調査では、過去の質問項目を大きく見直し、特に新温泉町の実態について調査することになりました。

調査結果では、それぞれの設問において注目すべき結果が多く出たように思います。一つひとつ詳細に検討する必要があると思いますが、いずれの人権課題も共通して言えることは、誤った考え方や間違った知識による思い込みや偏見からおこる差別が多く見受けられるということではないでしょうか。同和問題、エイズ・ハンセン病問題などはその代表的なものと言えます。

確実に言えることは、『差別を認めることは、自分が差別されることを認める』ことになります。

新温泉町として、「差別を認めない社会づくり」のため、これからの人権教育の内容・方法について一層創意工夫をし、全ての町民が人権意識を高めていけるような人権教育・人権啓発に取り組んでいく必要があると思います。

町民一人ひとりが、「人のための人権学習ではなく、自分自身が差別されないための人権学習」に取り組んでいくということが大切なことであるように思います。

新温泉町人権啓発推進条例

平成17年10月1日
条例第80号

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

（町の責務）

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

（町民の責務）

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

（人権啓発推進委員会の設置）

第4条 第1条の目的を達成するため、人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は町長の諮問に応じ「新温泉町人権啓発方針」に関する総合的事項を審議する。

3 委員会は、総合的な人権啓発施策の推進に関し、町長に意見を述べることができる。

4 委員会は、目的を達成するために、広く町民の意見を聴くことができる。

（委員会の組織等）

第5条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1）人権擁護委員

（2）町議会議員

（3）町内学校長

（4）町内各種団体役員

（5）識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。また、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（所管事務）

第7条 委員会の事務は、生涯教育課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

新温泉町人権施策行政推進会議設置要綱

平成 19 年 3 月 14 日
告示第 9 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日告示第 15 号

(設置)

第1条 新温泉町人権啓発推進条例及び新温泉町人権啓発方針に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりのための行政施策（以下「人権施策」という。）を推進するため、新温泉町人権施策行政推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、人権施策の推進に関する事項を調査・審議する。

(会議の組織等)

第3条 会議は、町の特別職及び一般職の職員等で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 課長等の管理職員
- (4) その他町長が特に必要と認める者

3 会議に委員長及び副委員長を置き、委員長を副町長、副委員長を教育長とする。

4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。また、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席で成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(所管事務)

第5条 会議の事務は、生涯教育課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 3 月 14 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 15 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

新温泉町人権啓発推進体制

新 温 泉 町

新 温 泉 町 人 権 啓 発 推 進 条 例

町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりを実現するために制定

(平成 17 年 10 月)

新温泉町人権啓発方針 (平成 18 年 11 月)

(条例に基づく諮問機関:町人権啓発推進委員会で決定)

〈基本姿勢〉

- ①内閣同和対策審議会答申及び人権擁護推進審議会答申の理念並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、法務省「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権意識の高揚を図る。
- ②部落差別をはじめとするあらゆる差別・人権問題の解消を図るため、学校及び地域社会における人権教育及び人権啓発を推進する。
- ③人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図る。
- ④人権施策推進の行政機関として人権施策行政推進会議を設置し、人権施策を推進する。
- ⑤人権教育啓発指導者の育成・確保に努める。
- ⑥文化会館の運営等の整備充実に努める。



新 温 泉 町 人 権 啓 発 推 進 委 員 会

新温泉町人権啓発推進条例

事務局：生涯教育課 人権推進室（文化会館）

【構成団体】

人権擁護委員、町議会議員、町内学校長、町内各種団体役員、識見を有する者

- ①町長の諮問に応じ、「新温泉町人権啓発方針」に関する総合的事項を審議する。
 - ②委員会は、総合的な人権啓発施策の推進に関し、町長に意見を述べるができる。
 - ③委員会は、目的を達成するために、広く町民の意見を聴くことができる。
- 定数 30人以内

新 温 泉 町 人 権 施 策 行 政 推 進 会 議

新温泉町人権施策行政推進会議設置要綱

委員長…副町長 副委員長…教育長 委員…各課長

事務局：生涯教育課人権推進室（文化会館）

- ①人権施策について、連絡調整を図り総合的かつ効果的な推進を図る。
町人権施策推進計画の策定・実施・点検・報告
- ②あらゆる行政分野において、町職員一人ひとりが人権尊重の理念をもって人権施策の推進を図る。
- ③職員の人権感覚の向上と町民の人権研修機会の拡大に努める。

人 権 擁 護 委 員

法務大臣委嘱 5人（3年任期） 人権相談

新 温 泉 町 人 権 教 育 協 議 会

事務局：生涯教育課 人権推進室（文化会館）

【構成団体】

町、教育委員会、公民館、社会教育委員、小・中・高等学校、認定こども園、各PTA、町議会、解放同盟浜坂支部、社会福祉協議会、女性会、JAたじま、漁業協同組合、商工会、すこやかクラブ連合会、自治連合会、民生児童委員協議会、人権擁護委員会、保護司会、仏教会、文化協会、郵便局、金融機関、生涯学習推進委員、旅館飲料組合、推薦、以上33団体

○人権講演会、人権セミナー、指導者研修会等

○構成部会活動、各構成団体・事業所・地区等の研修会・学習会の開催

○就学前、小、中、高における学校教育部会の取組

○機関紙「えがお」発行啓発

○全国・県・但馬地区人権教育研究協議会等と連携

新 温 泉 町 人 権 啓 発 指 導 員

新温泉町人権啓発指導員設置要綱

事務局：生涯教育課 人権推進室（文化会館）

■指導員体制を設ける目的

- ①人権教育及び啓発活動の推進に当たって、必要な事項を調査研究する。
- ②人権学習会において指導・助言を行う。

■取組の方向

- ①同和問題の取組の中で積み上げてきた成果と課題を十分生かして、様々な人権課題に取り組む。
 - ②同和問題を人権問題の重要な柱として位置付けながら、身近な差別・人権問題を解消するため、総合的な人権学習を行う。
- 定数 30人以内

差別をなくし人権文化を進める実行委員会

実行委員長:町長 副実行委員長:教育長、町人教会長

事務局:生涯教育課 人権推進室(文化会館)

【構成団体】町、町教育委員会、町議会、人権擁護委員会、人権啓発推進委員会、人権教育協議会、人権啓発指導員、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、すこやかクラブ連合会、文化会館運営委員会、部落解放同盟浜坂支部、小中学校長会、自治連合会、連合PTA協議会、公民館、青少年育成推進協議会 以上17団体

○地区公民館等を事務局として校区別人権学習会を開催する。区長町内会長が中心となり人権学習会開催

新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会

新温泉町男女共同参画社会プラン推進委員会設置要綱

事務局：人権推進室（文化会館）【構成団体】人権擁護委員、人権教育協議会、町内各種団体役員、識見を有する者、教育委員会、町 定数 10人

兵庫県男女共同参画推進員

兵庫県知事委嘱 3人（2年任期） 実践活動

人 権 学 習 会

事務局：生涯教育課 人権推進室（文化会館）、町人教事務局

人権関係年表《主な関係法令等》

年(年号/西暦)	国際状況	国内状況
昭和 20/1945	「国際連合」設立	
昭和 21/1946		「日本国憲法」公布
昭和 22/1947		「日本国憲法」施行 「教育基本法」制定
昭和 23/1948	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」制定
昭和 24/1949	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	
昭和 25/1950		「身体障害者福祉法」制定 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」制定
昭和 26/1951	「難民の地位に関する条約」	「児童憲章」制定
昭和 27/1952	「婦人の参政権に関する条約採択」	
昭和 30/1954		「国際連合」加盟
昭和 31/1955		「婦人の参政権に関する条約」締結
昭和 33/1958		「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択
昭和 35/1960		同和対策審議会設置(総理府：現内閣) 「知的障害者福祉法」 「障害者の雇用の促進等に関する法律」制定
昭和 38/1963		「老人福祉法」施行
昭和 40/1965	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	同和対策審議会答申 (同和地区に対する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針)
昭和 41/1966	「国際人権規約」採択	
昭和 43/1968	国際人権年	
昭和 44/1969		「同和対策事業特別措置法」(同対法) 10年時限法
昭和 45/1970		「障害者基本法」制定

年(年号/西暦)	国際状況	国内状況
昭和 46/1971	人種差別と闘う国際年 「精神衰弱者の権利宣言」採択	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行
昭和 47/1972		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)
昭和 48/1973	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
昭和 50/1975	「障害者の権利に関する宣言」採択 国際婦人年	障害者の日(12月9日)設定
昭和 51/1976	「国連婦人の10年」 (1976～1985年)	
昭和 53/1978		「同和対策事業特別措置法」3年延長決定
昭和 54/1979	国際児童年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 (女子差別撤廃条約) 「国際人権規約」締結	「国際人権規約」締結
昭和 55/1980		
昭和 56/1981	「国際障害者年」	
昭和 57/1982		「地域改善対策特別措置法」(5年時限法)
昭和 58/1983	「国連障害者の10年」宣言	
昭和 59/1984	「拷問及び他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約」採択	地域改善対策協議会意見具申「今後において啓発活動のあり方について」
昭和 60/1985	「国際青年年」	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)
昭和 61/1986	「国際平和年」	「男女雇用機会均等法」制定
昭和 62/1987		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(5年時限法)

年(年号/西暦)	国際状況	国内状況
平成元/1989	「児童の権利に関する条約」 (子どもの権利条約)採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(エイズ 予防法)制定
平成 2/1990	国際識字年	
平成 3/1991	「高齢者のための国連原則」 採択	
平成 4/1992		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措 置に関する法律」一部改正(5年時限法) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働 者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)制定
平成 5/1993	世界の先住民の国際年	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」へ改正
平成 6/1994	「人権教育のための国連10 年」宣言(1995～2004) 国際家族年	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)締結 「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物 の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)制定
平成 7/1995	国際寛容年	「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」 (人種差別撤廃条約)締結
平成 8/1996	貧困根絶のための国際年	地域改善対策協議会意見具申「同和問題の早期解決に 向けた今後の方策の基本的なあり方について」 「人権擁護施策推進法」制定(5年間の時限法) 「らい予防法の廃止に関する法律」制定
平成 9/1997		「人権教育のための国連10年」国内行動計画策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する 知識の普及及び啓発に関する法律」 「介護保険法」 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措 置に関する法律」一部改正(5年時限法) 「人権擁護推進審議会」設置
平成 11/1999	国際高齢者年	「男女共同参画社会基本法」制定「児童売春、児童ポ ルノにかかる行為等の処罰及び児童の保護等に関す る法律」 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律」 「人権擁護推進審議会」答申

年(年号/西暦)	国際状況	国内状況
平成 12/2000	国連特別総会「女性 2000 年 会議」 開催	「児童虐待防止等に関する法律」 「ハンセン病療養所入所者等に対する保証金の支給 等に関する法律」 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移 動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー 法)制定
平成 13/2001	世界の子どもたちのための平 和の文化と非暴力のための国 際の 10 年(2001～2010 年)	「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」 (DV防止法) 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及 び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制 限法) 「人権救済制度に関する答申」 「人権擁護委員制度の改革に関する答申」 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措 置に関する法律」期限到来 一般会計へ移行
平成 14/2002		「人権教育・啓発の推進に関する基本計画 閣議決 定」「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」 (10 年時限法)「性同一障害者の性別の取扱いの特別に 係る法律」 「身体障害者補助犬法」制定
平成 15/2003	「国際識字の 10 年」: すべて の人に教育を	
平成 16/2004	「人権教育のための世界計 画」採択	「障害者雇用の促進等に関する法律」の改正
平成 17/2005	人権教育のための世界計画	「障害者自立支援法」制定 「介護保険法」一部改正 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律」
平成 18/2006	「障害者権利条約」採択 被災した地域の回復と持続可 能な開発のための 10 年 (2006～2016 年)	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害への対 処に関する法律」

年(年号/西暦)	国際状況	国内状況
平成 19/2007		「児童虐待の防止に関する法律」及び「児童福祉法」の一部改正 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」制定
平成 20/2008	「国際言語年」	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」 「国籍法」一部改正
平成 21/2009	「国際和解年」	
平成 22/2010	国連総会「ハンセン病差別撤廃決議」可決	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部改正
平成 23/2011		「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」 「障害基本法」一部改正
平成 25/2013	新アジア太平洋障害者の10年 (2013～2022 年)	「障害者総合支援法」 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 「いじめ防止対策推進法」制定
平成 26/2014		「障害者の権利に関する条約」批准
平成 27/2015		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
平成 28/2016		障害者差別解消法
平成 28/2016		ヘイトスピーチ解消法
平成 28/2016		部落差別解消推進法
令和 2/2020		改正児童虐待防止法
令和 4/2022		「女性活躍推進法」一部改正
令和 4/2022		「個人情報保護法」一部改正
令和 5/2023		こども基本法
令和 5/2023		性的思考及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

同和対策関係年表

年(年号/西暦)	同和対策関連(再掲)
大正 12/1922	・全国水兵社設立を契機に都市部を中心に隣保館が設立される
昭和 28/1953	・厚生省(当時)が隣保館設置についての予算計上
昭和 33/1958	・内閣に同和問題閣僚懇談会を設置
昭和 35/1960	・同和対策審議会設置法の施行
昭和 36/1961	・同和対策審議会委員の任命 ・内閣総理大臣から同和対策審議会に対し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問 ・兵庫県内に8隣保館が設立、「兵庫県隣保館連絡協議会」が設立
昭和 40/1965	・同和対策審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申提出
昭和 44/1969	・同和対策事業特別措置法の施行 ・隣保館運営要綱の制定、同和対策対象地域における総合的な窓口としての位置づけられる
昭和 53/1978	・同和対策事業特別措置法の延長 ・現在の新温泉町文化会館「隣保館」が設置される
昭和 56/1981	・同和対策審議会から「今後における同和関係施策について」意見具申提出
昭和 57/1982	・地域改善対策特別措置法の施行・地域改善対策協議会設置 ・兵庫県内の隣保館設置数97館になる
昭和 59/1984	・地域改善対策協議会から「今後における啓発活動のあり方について」意見具申提出
昭和 61/1986	・地域改善対策協議会から「今後における地域改善対策について」意見具申提出
昭和 62/1987	・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行 ・財団法人地域改善啓発センター設立
平成 3/1991	・地域改善対策協議会から「今後の地域改善対策について」意見具申提出
平成 4/1992	・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行(一部事業についての法の5年延長)
平成 5/1993	・H5年度同和地区実態把握等調査(地区概況調査)の実施 ・H5年度同和地区実態把握等調査(生活実態調査、意識調査)の実施

年(年号/西暦)	同和対策関連(再掲)
平成 8/1996	・地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」意見具申提出 ・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定 ・人権擁護施策推進法の公布 ・隣保館はあらゆる人権問題の解決に資する施設として位置づけ
平成 9/1997	・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行（一部事業についての法の5年延長） ・人権擁護施策推進法の施行 ・人権擁護推進審議会設置 ・㊤地域改善啓発センターが㊤人権教育啓発推進センターに改組 ・法務大臣、文部大臣、総務庁長官(当時)が人権擁護推進審議会に対し、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」（諮問第1号）について諮問 ・法務大臣から人権擁護推進審議会に対して、「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」（諮問第2号）について諮問 ・人権教育のための国連10年推進本部が「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を発表 ・隣保館事業は一般対策に移行 ・社会福祉事業法で第2種社会福祉施設として設置、「まちづくり、地域づくり」を推進する拠点として位置づけられる ・隣保館事業の一層の拡充を図る対策として、「地域交流促進事業、継続的相談支援事業、広域隣保活動事業」の対策追加される
平成 11/1999	・人権擁護推進審議会が「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について(答申)」を提出
平成 12/2000	・人権擁護推進審議会が「今後論議すべき論点の整理」を公表 ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
平成 13/2001	・人権擁護推進審議会が「人権救済制度のあり方について(答申)」を提出 ・人権擁護推進審議会が「人権擁護推進委員制度の改革について(諮問第2号に対する追加答申)」を提出

年(年号/西暦)	同和対策関連(再掲)
平成 14/2002	・「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効 ・人権教育、人権啓発に関する基本計画の制定 ・33 年続いた特別対策としての同和行政が終了する ・隣保館設置運営要綱が改定され、隣保館は「地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」施設として明確化される
平成 23/2011	・「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更
平成 28/2016	・部落差別解消推進法

人権に関する事務事業

担 当 課	人権に関する事務事業
総務課	・ 情報公開及び個人情報保護体制の充実 ・ 職員人権研修の充実 ・ 障がいのある人の職員採用の推進 ・ 庁舎等のユニバーサルデザインの推進
企画課	・ 新温泉町総合計画の推進 ・ まちづくり活動の推進 ・ 婚活プロジェクトの推進 ・ 広報しんおんせん等情報誌の発行 ・ 情報化計画の推進 ・ ブロードバンド整備の推進
税務課	・ 個人情報の保護
町民安全課	・ 戸籍住基ネット等個人情報の保護 ・ 外国籍町民の個人情報の保護 ・ 住民票の写し等本人通知制度事前登録の推進 ・ 災害対策・災害救助の充実 ・ 消防団員の研修 ・ 人権に配慮した予防・救急・救助・防火活動の推進 ・ 犯罪等の被害から守るための活動の推進 ・ 外国人が安心して暮らせる環境づくりの推進
健康課	・ 保健センターの充実 ・ 健康増進事業の推進
福祉課	・ 地域包括支援センターの充実 ・ 障がいのある人の相談・支援 ・ 高齢者・家族介護者への相談・支援 ・ DVの相談対応 ・ 高齢者及び障がい者、児童虐待等への対応 ・ 成年後見制度の普及啓発 ・ 福祉のまちづくりの推進 ・ 高齢者福祉計画の推進 ・ 介護保険制度の充実 ・ 更生保護制度の推進
商工観光課	・ 観光案内等の外国語標記 ・ 職業相談の情報提供 ・ 国際交流事業の推進
農林水産課	・ 個人情報の保護

人権に関する事務事業

担 当 課	人権に関する事務事業
建設課	・道路等ユニバーサルデザインの推進
上下水道課	・個人情報の保護
地域振興課 本庁との重複のため一部 割愛	・戸籍・住基ネット等個人情報の保護 ・外国籍市民の個人情報の保護 ・消費生活相談室 ・ケーブルテレビによる人権啓発の推進
出納室	・個人情報の保護
公立浜坂病院 介護老人保健施設	・患者等の個人情報の保護 ・職員の人権研修の充実 ・入所者・家族等の個人情報保護 ・総合相談対応
こども教育課	・児童虐待の相談対応 ・子どもの人権の啓発 ・子育て支援の充実 ・教職員に対する人権研修の充実 ・障がいのある子どもへの教育・育成 ・外国人児童・生徒への支援 ・学校・園での人権教育の推進 ・学校施設等のユニバーサルデザインの推進
生涯教育課	・生涯学習の推進 ・青少年健全育成の推進 ・スポーツの推進 ・中学生海外研修及び海外受け入れ事業の推進 ・女性団体育成事業の推進
人権推進室	・あらゆる人権施策の推進 ・人権尊重の視点に立った施策の推進 ・障がいのある人への情報提供 ・人権啓発の推進 ・男女共同参画の推進 ・人権教育の推進（人権学習会の実施） ・人権に関する図書の紹介 ・人権に関する DVD の貸出
議会事務局	・個人情報の保護

令和 2 年度人権施策推進計画における施策の実施状況

共通課題

具体的施策数	15	計画項目数	73	取組課	9 課
		令和 2 年度着手項目数	69		
		次年度以降着手項目数	73	事業数	108 事業
		実施率	95%		

同和問題

具体的施策数	3	計画項目数	22	取組課	2 課
		令和 2 年度着手項目数	19		
		次年度以降着手項目数	22	事業数	25 事業
		実施率	86%		

女性

具体的施策数	4	計画項目数	38	取組課	6 課
		令和 2 年度着手項目数	36		
		次年度以降着手項目数	38	事業数	52 事業
		実施率	95%		

子ども

具体的施策数	4	計画項目数	43	取組課	6 課
		令和 2 年度着手項目数	41		
		次年度以降着手項目数	43	事業数	48 事業
		実施率	95%		

高齢者

具体的施策数	3	計画項目数	36	取組課	6 課
		令和 2 年度着手項目数	36		
		次年度以降着手項目数	36	事業数	53 事業
		実施率	100%		

障がいのある人

具体的施策数	5	計画項目数	39	取組課	6 課
		令和 2 年度着手項目数	39		
		次年度以降着手項目数	39	事業数	41 事業
		実施率	100%		

外国人

具体的施策数	2	計画項目数	15	取組課	5 課
		令和 2 年度着手項目数	12		
		次年度以降着手項目数	15	事業数	9 事業
		実施率	80%		

H I V感染者・ハンセン病患者等

具体的施策数	2	計画項目数	6	取組課	4 課
		令和 2 年度着手項目数	3		
		次年度以降着手項目数	6	事業数	6 事業
		実施率	50%		

インターネットによる人権侵害

具体的施策数	2	計画項目数	4	取組課	2 課
		令和 2 年度着手項目数	4		
		次年度以降着手項目数	4	事業数	4 事業
		実施率	100%		

令和３年度人権施策推進計画における施策の実施状況

共通課題

具体的施策数	15	計画項目数	73	取組課	8 課
		令和３年度着手項目数	72		
		次年度以降着手項目数	73	事業数	108 事業
		実施率	98%		

同和問題

具体的施策数	3	計画項目数	22	取組課	2 課
		令和３年度着手項目数	22		
		次年度以降着手項目数	22	事業数	25 事業
		実施率	100%		

女性

具体的施策数	4	計画項目数	38	取組課	7 課
		令和３年度着手項目数	38		
		次年度以降着手項目数	38	事業数	49 事業
		実施率	100%		

子ども

具体的施策数	4	計画項目数	43	取組課	6 課
		令和３年度着手項目数	40		
		次年度以降着手項目数	43	事業数	30 事業
		実施率	93%		

高齢者

具体的施策数	3	計画項目数	36	取組課	6 課
		令和３年度着手項目数	36		
		次年度以降着手項目数	36	事業数	46 事業
		実施率	100%		

障がいのある人

具体的施策数	5	計画項目数	39	取組課	6 課
		令和３年度着手項目数	39		
		次年度以降着手項目数	39	事業数	15 事業
		実施率	100%		

外国人

具体的施策数	2	計画項目数	15	取組課	3 課
		令和３年度着手項目数	9		
		次年度以降着手項目数	14	事業数	7 事業
		実施率	60%		

HIV感染者・ハンセン病患者等

具体的施策数	2	計画項目数	6	取組課	1 課
		令和３年度着手項目数	5		
		次年度以降着手項目数	6	事業数	3 事業
		実施率	83%		

インターネットによる人権侵害

具体的施策数	2	計画項目数	4	取組課	1 課
		令和３年度着手項目数	4		
		次年度以降着手項目数	4	事業数	2 事業
		実施率	100%		

令和 4 年度人権施策推進計画における施策の実施状況

共通課題

具体的施策数	15	計画項目数	73	取組課	8 課
		令和 4 年度着手項目数	71		
		次年度以降着手項目数	71	事業数	108 事業
		実施率	97%		

同和問題

具体的施策数	3	計画項目数	22	取組課	2 課
		令和 4 年度着手項目数	22		
		次年度以降着手項目数	22	事業数	25 事業
		実施率	100%		

女性

具体的施策数	4	計画項目数	38	取組課	7 課
		令和 4 年度着手項目数	38		
		次年度以降着手項目数	38	事業数	49 事業
		実施率	100%		

子ども

具体的施策数	4	計画項目数	43	取組課	6 課
		令和 4 年度着手項目数	41		
		次年度以降着手項目数	43	事業数	30 事業
		実施率	95%		

高齢者

具体的施策数	3	計画項目数	36	取組課	6 課
		令和 4 年度着手項目数	36		
		次年度以降着手項目数	36	事業数	46 事業
		実施率	100%		

障がいのある人

具体的施策数	5	計画項目数	39	取組課	6 課
		令和 4 年度着手項目数	39		
		次年度以降着手項目数	39	事業数	15 事業
		実施率	100%		

外国人

具体的施策数	2	計画項目数	15	取組課	3 課
		令和 4 年度着手項目数	9		
		次年度以降着手項目数	15	事業数	7 事業
		実施率	66%		

HIV感染者・ハンセン病患者等

具体的施策数	2	計画項目数	6	取組課	1 課
		令和 4 年度着手項目数	5		
		次年度以降着手項目数	6	事業数	3 事業
		実施率	83%		

インターネットによる人権侵害

具体的施策数	2	計画項目数	4	取組課	1 課
		令和 4 年度着手項目数	3		
		次年度以降着手項目数	4	事業数	2 事業
		実施率	75%		

令和 5 年度人権施策推進計画における施策の実施状況

共通課題

具体的施策数	15	計画項目数	73	取組課	8 課
		令和 5 年度着手項目数	71		
		次年度以降着手項目数	71	事業数	108 事業
		実施率	97%		

同和問題

具体的施策数	3	計画項目数	22	取組課	2 課
		令和 5 年度着手項目数	22		
		次年度以降着手項目数	22	事業数	25 事業
		実施率	100%		

女性

具体的施策数	4	計画項目数	38	取組課	7 課
		令和 5 年度着手項目数	38		
		次年度以降着手項目数	38	事業数	49 事業
		実施率	100%		

子ども

具体的施策数	4	計画項目数	43	取組課	6 課
		令和 5 年度着手項目数	41		
		次年度以降着手項目数	42	事業数	30 事業
		実施率	95%		

高齢者

具体的施策数	3	計画項目数	36	取組課	6 課
		令和 5 年度着手項目数	36		
		次年度以降着手項目数	36	事業数	46 事業
		実施率	100%		

障がいのある人

具体的施策数	5	計画項目数	39	取組課	6 課
		令和 5 年度着手項目数	38		
		次年度以降着手項目数	39	事業数	15 事業
		実施率	97%		

外国人

具体的施策数	2	計画項目数	15	取組課	3 課
		令和 5 年度着手項目数	11		
		次年度以降着手項目数	15	事業数	7 事業
		実施率	73%		

HIV感染者・ハンセン病患者等

具体的施策数	2	計画項目数	6	取組課	1 課
		令和 5 年度着手項目数	5		
		次年度以降着手項目数	6	事業数	3 事業
		実施率	83%		

インターネットによる人権侵害

具体的施策数	2	計画項目数	4	取組課	1 課
		令和 5 年度着手項目数	3		
		次年度以降着手項目数	3	事業数	2 事業
		実施率	75%		

世界人権宣言

(1948年12月10日 第3回国際連合総会 採択)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊厳及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが完成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に屈することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保証を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉

及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国政連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男子は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、不況、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息を持つ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべてのものにひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国または人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保証すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ屈する。
- 3 これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布
昭和22年 5月3日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつてこれらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 公布 法律第147号

平成 12 年 12 月 6 日 施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成25年6月公布 一部を除き平成28年4月1日施行 法律第65号)

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 4 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

5 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

6 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 2 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 3 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 4 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 （行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及

び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたと
きは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の
作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に
対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応
指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若
しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由
とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法
律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由と
する差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する
紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとす
る。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解
を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解
消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する

る情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

（対応指針に関する経過措置）

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（障害者基本法の一部改正）

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。 四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

ハイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

(平成28年6月3日 公布・施行 法律第68号)

(目 的)

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた組織について、基本理念を定め、国等の責任を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進するものです。

(基本理念)

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

(1) 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた組織に関する施策を推進するために必要な言動その他の措置を講ずる責務を有する。

(2) 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた組織に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(基本的施策)

基本的施策として、国は、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等を実施することとし、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、これらの基本的施策を実施するよう努めることとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

[平成28年12月16日施行 法律第109号]

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

兵庫県パートナーシップ制度

令和6年4月1日スタート

兵庫県パートナーシップ制度とは

- お互いを人生のパートナーとして認め合ったお二人が、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した関係であることを届け出し、県がその届出を受理したことを証明(受理証明書を交付)する制度です。
- 婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルなどの日常生活の困りごとや不安が解消され、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりを目指すものです。

※本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありません。

日常生活の 困りごとや 不安の例

パートナーやその子ども(親)が入院している時に、面会や病状説明を断られたり、緊急入院する際、手続や付き添いを拒否される。

パートナーの親について、介護施設等での面会や付き添いを断られる。

自分たちの関係が、地域社会から認められていない、拒絶されていると感じる。

公営住宅には同居親族でないと入居できない。

パートナーの子どもについて、保育所等の送り迎えや行事への参加の際、子どもとの関係を理解してもらえない。

A

パートナーシップ制度届出受理証明書

兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。

【本人】 (パートナー)

氏名 (年 月 日生) (年 月 日生)

届出日 年 月 日

交付番号 第 号 兵庫県知事

C:兵庫県花[のじぎく]

パートナーシップ制度届出受理証明書

兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。

【本人】 (パートナー)

氏名 (年 月 日生) (年 月 日生)

届出日 年 月 日

交付番号 第 号 兵庫県知事

受理証明書は

A~Cの3種類から
選択できます。

B:兵庫マスコット[はばタン]

パートナーシップ制度届出受理証明書

兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。

【本人】 (パートナー)

氏名 (年 月 日生) (年 月 日生)

届出日 年 月 日

交付番号 第 号 兵庫県知事

【裏面】子や親等の氏名を記載する場合

カードの提示を受けた皆様へ

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に協力しあう関係にあることの届出を受理したことを証明するものです。提示を受けた方はその旨を十分ご理解ください。また、個人情報を本人の同意なく公開しないでください。

【特記事項】

(通称名を記載している場合は戸籍上の氏名)

【本人】 (パートナー)

氏名 氏名

(届出者の住所)

住所 氏名 (年 月 日生)

住所 氏名 (年 月 日生)

兵庫県民生活支援課人権推進室 電話078-362-4135

※希望に応じて、生計を一にする子や親等の氏名を受理証明書に記載します。

● 届出をすることができる方(お二人が以下の条件を満たす必要があります。)

- ① 成年に達していること(満18歳以上)
- ② いずれか一方は兵庫県民であること(転入予定を含む)
- ③ 民法における配偶者がいないこと
- ④ 届出しようとする相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤ 民法に定める婚姻できない近親者でないこと
(パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合を除く)

※国籍は問いません。

※性別・性的指向・ジェンダーアイデンティティを問いません。

同性のカップルや婚姻の届出をしていない異性のカップルを対象とします。

電子申請・
郵送または
持参にて
受付します。

● 届出の方法(指定の届出書に①～④を添えて提出してください。)

【必要書類】

- ① 住所が確認できる書類(住民票の写し、住民票記載事項証明書等)
- ② 婚姻していないことが確認できる書類(戸籍抄本、独身証明書等)
- ③ 本人確認書類(個人番号カード「マイナンバーカード」、運転免許証等)
- ④ 届出者の顔写真(3か月以内に撮影したもの) ※書類を持参される場合は不要です。

詳しくは
2次元コードを
ご確認ください



※子どもや親等の氏名の記載を希望する場合や、通称名の記載を希望する場合は、さらに書類が必要です。

受理証明書の提示等により、行政サービス(公営住宅の入居、公立病院の面会等)が利用しやすくなります。また、民間サービスの提供もあります。

詳しくは兵庫県HPをご確認ください。

兵庫県パートナーシップ制度



兵庫県LGBT電話相談窓口

性的指向、ジェンダーアイデンティティ、SOGIEハラなどの
ご相談について、LGBT支援団体の専門スタッフが対応します。

TEL.050-3637-7521

(相談無料、ただし通話料は相談者の負担になります。)

実施日時

毎週土曜日18時～21時
(年末年始は除く)

お問い合わせ先

兵庫県県民生活部総務課 人権推進室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

FAX: 078-362-4266 Eメール: jinken@pref.hyogo.lg.jp

TEL.078-362-9135

兵庫県 新温泉町

第4次 新温泉町人権施策推進計画

編集・発行 新温泉町教育委員会生涯教育課人権推進室（文化会館内）

〒669-6702 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2135 番地の 1

TEL : 0796-82-3328 FAX : 0796-82-4644

Mail : jinken@town.shinonsen.lg.jp